

次期教育振興基本計画（素案）に関するパブリック・コメント手続の実施結果概要

1 意見募集の方法

（1）意見募集期間

令和3年10月1日（金）から 令和3年11月1日（月）まで

（2）意見の提出方法

行政オンラインシステム、電子メール受付、送付等

2 意見提出件数

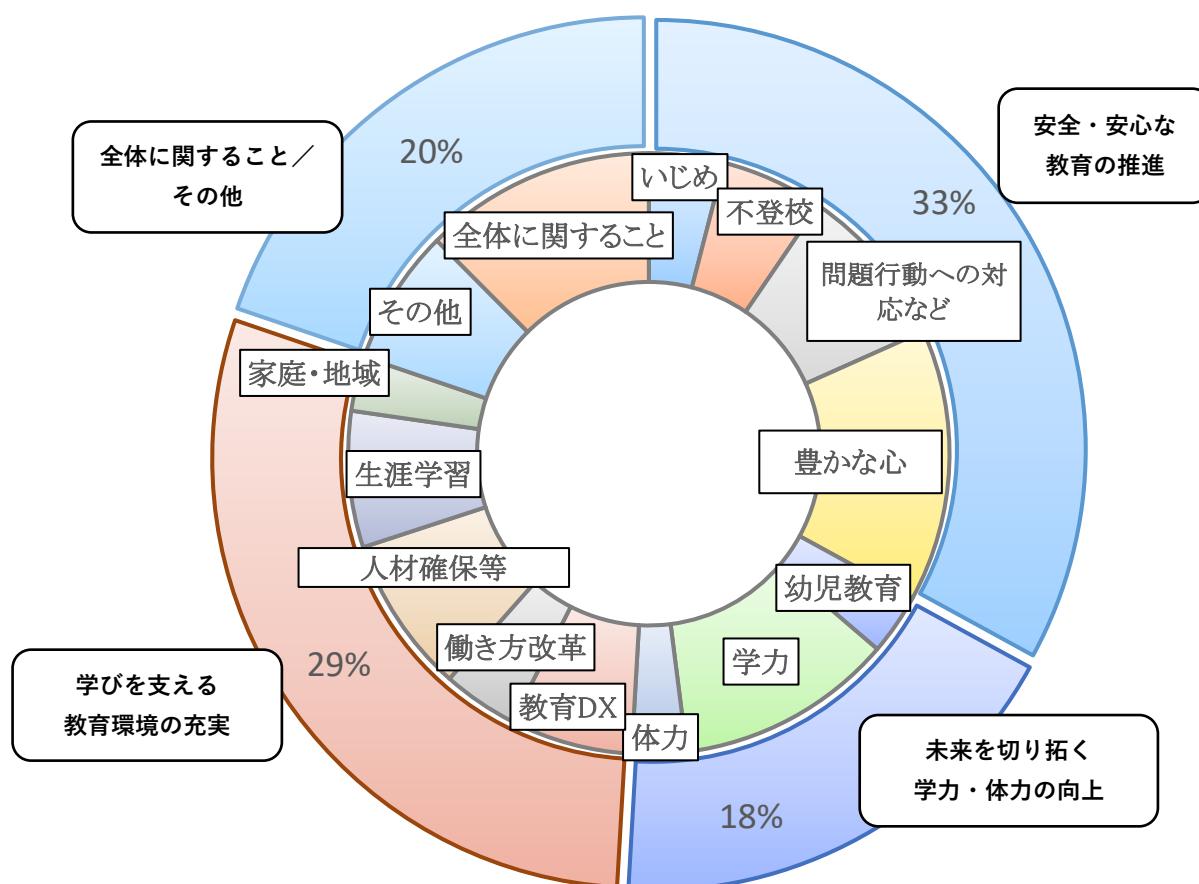
受付数・・・137通 意見数・・・273件

3 受付通数の内訳

行政オンラインシステム	電子メール	送付	ファックス	持参
105	14	10	8	0

（参考）意見の状況

いただいたご意見について、基本的な方向をベースに分類すると下図のようになります。3つの最重要目標それぞれに意見があり、特定の分野に偏ることなく幅広く意見をいただきました。



大阪市教育振興基本計画（素案）パブリック・コメント手続で寄せられたご意見の要旨と本市の考え方

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
「これまでの成果と課題」など 「これまでの成果と課題」の項があるが、具体的な施策について個別に、現行の計画について、総括し課題を洗い出し、解決方法を検討するPDCAサイクルが記載されていない。EBPMの手法も行っていない。大阪市市政改革プランでもPDCAサイクルを推進すると記載されており、なぜ新たな記載が追加されたのか、個々に、エビデンスも含め説明がないと市民、保護者、現場教員は、納得しないのではないか。 安全・安心な教育の推進の項に、自尊感情が低いと記載されているが、その原因の分析もないし、具体的な施策の項にも具体的な対策の記述がなく、EBPM、PDCAサイクルとなってないので、自尊感情を向上させる方向性を基本的な方向で記載すべきで、文科省が言っている「個別最適化教育」に通じるものと考えるので、個別最適化教育でもよいので基本的な方向に項を起こすべきである。	本計画素案に掲げた施策が子どもたちの成長に効果をもたらしているかは、本市における全ての人々に明らかにされるべき情報であると考えております。そのためには、全ての子ども・学校園・教職員の成長などについての客観的・経年的な検証に基づき、数値で表すことのできる教育の成果については見える化を行ってまいります。そして、引き続き毎年度、施策の分野ごとに設定した目標をもとに、市長と教育委員会が共同して進捗状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を市会に提出とともに公表してまいります。 3つの「最重要目標」の達成に向け、重点的に取り組むべき施策を推進するため、9つの基本的な方向を示しています。自尊感情の向上にむけては、全ての基礎となる幼稚期から、小中学校を通じた義務教育修了までの期間に、個人の尊厳の理念に基づき、基本的な道徳心・規範意識を培い、いじめや暴力を根絶するため、安全・安心に必要なルールを徹底させるなど引き続き取り組んでまいります。
第1編大綱には「5計画の進め方と進捗管理」があるが、なぜ第2編具体的な取組には、記載がないのか。具体的な推進体制、推進組織、各担当・組織との連携などがないとこれだけ広範囲の計画は絵にかいた餅の終わってしまう。教育行政点検・評価は自己評価では限界があるので、「成果と課題の見える化」も含めて、推進組織が第3者評価をするか、助言・指導を行うべきで、その根拠を最終ページに項を起こして、具体的に記載すべきである。	ご意見いただきました第2編の各施策における進捗管理等については、「本計画期間で取り組む主な内容」として、4年間で取り組む内容を記載しその推進を図ってまいります。 また、引き続き毎年度、施策の分野ごとに設定した目標をもとに、市長と教育委員会が共同して進捗状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を市会に提出とともに公表してまいります。
大阪の子どもが抱える課題に取り組み、子ども達の教育活動が豊かに行われるようさまざまな教育支援にご尽力されていることに敬意を表します。 大阪市教育振興基本計画(素案)を拝見しました。気になる部分について以下、意見・提言を述べたいと思います。ぜひ、ご検討をお願いします。	○本計画策定における3Sコンセプトに関しまして、「シンプル」は、素案にも記載しております通り、現行計画よりも、全体を通して、市民や学校現場等にもわかりやすい表現・構成を心がけ策定に取り組んでおります。「ストレート」は、児童生徒一人一人のアンケート結果や学習履歴、健康情報等のデータ及び、これまでの「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」、「大阪市小学校学力経年調査」等のデータを活用しながら、児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援を行っていきます。「スピードイ」は、新型コロナウイルス感染症への対応など社会情勢を反映した施策を開展していくことを意味しております。ご指摘いただいております「不易」な内容も、これまで同様に大切にするとともに、教育DXの推進などの新しい施策にも、素早く取り組んでまいります。 今後とも、「教育基本法」や「大阪市教育行政基本条例」等を踏まえ、一人一人の子どもたちの育成に努めていきます。
1、p8「計画策定における3Sコンセプト」について 教育は複雑で結果はすぐに出ず、一人ひとり違うため、すべての子どもにあてはまりません。よってシンプルにはできません。 すぐ結果は出ません。ストレートにはできません。見栄えではすぐはがれてしまいます。 科学的な判断と協議により既定のルールで伝えるべきです。権力とメディアを使って突然(スピードイ)行うべきではありません。大混乱と不安をもたらすだけです。いろいろな専門分野からの参加者でていねいに、時間を取り話し合いを重ね計画策定してください。	
2、p10「(1) 基本理念」について 全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え…自己を確立することをめざします。と書かれていますが全ての子どもが力強いわけではありません。競争の中で伸びる人もいますが自分の中で高める人、ゆっくり、遠回りして生きる人もいる。生きるためにいろいろな人に出会い、力を借りたり、貸したりお互い影響しあって、それぞれの生き方が大切にされてこそ自己が確立されるのではと考えます。→全ての子どもが一人ひとり大切にされ自尊心を高め、個人に合った力を育み、未来を共に歩む子ども達の育成をめざします。	

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>「数値目標」で管理するようになっていますが、これは「企業」において行われている手法ですが、教育の場では如何でしょうか。「教育の場」ではなく、一人一人の子どもに寄り添う教育が大事ではないでしょうか。</p> <p>この基本計画には、二つの点で疑問がある。一つは、目標とその成果や到達は大事であるが、社会で生き抜く力というのは重要なキーワードだが、そもそも教育の成果や到達度を数値化出来るのかと言うことである。</p>	<p>本計画素案に掲げた施策が子どもたちの成長に効果をもたらしているかは、本市における全ての人々に明らかにされるべき情報であると考えております。そのためには、全ての子ども・学校園・教職員の成長などについての客観的・経年的な検証に基づき、数値で表すことのできる教育の成果については見える化を行ってまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>この基本計画には、前提として二つの点で疑問がある。一つは、目標とその成果到達は大事であるが、そもそも社会を生き抜く力というのは重要なキーワードだが、教育子育ての成果や到達点を数値化出来るのかと 言うことである。</p> <p>全国平均を目指してはいるが、先行きが不安です。もっと上を目指してほしい。</p>	<p>○「全国学力・学習状況調査」における平均正答率の対全国比など、現時点で全国水準に達していない項目については、全国水準を目標等に掲げております。一方、児童生徒1,000人当たりに対する暴力行為発生件数など、現時点で全国平均を既に下回っている項目については、より高い目標等を掲げております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>もう一つは、全体的に子どもにとっての最善の利益という文言はあるが、子どもの権利条約が踏まえられていないことである。</p>	<p>○本計画素案は、「教育基本法」の理念などを踏まえて策定するのですが、憲法をはじめ、「子どもの権利条約」や「国際人権規約」第13条の精神とも合致するものと考えています。</p>
<p>もう一つは、全体を通じて、子どもにとっての最善の利益という文言はあるが、子どもの権利条約が踏まえられていないことである。</p>	<p>また、計画策定にあたっては、子どもの保護者様へのパブリックコメントへの依頼を各学校園を通じて実施いたしました。</p>
<p>そもそも、目標設定、施策の策定、課題・成果の評価などあらゆる場面で子どもの人権、子どもの権利条約の視点がないことが問題であると考えます。これからでも子どもの人権、子ども参加の視点を取り入れる気があるか回答を求めます。</p>	

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>改善・改革すべき制度について 子どもの権利条約を策定する いじめ、不登校問題などの解決のためにも、だれ一人取り残さず、子どもたち一人ひとりがかけがえのない人格を持ちその成長についての権利の主体者であることを明らかにした「子どもの権利条約」について、わかりやすいパンフなどを作成します。子ども達・市民への普及活動をパンフなどによります。大阪市として具体化のための「子どもの権利条例」を制定します。</p> <p>計画策定に際し、国連子どもの権利条約も根拠法令として位置づけていただきますようお願いします。</p> <p>素案は賛成です。しかし、ながら、当たり前のことと今さらと思います。以前から取り組みされていてもおかしくない内容だと思いますが、進展がなかったということでしょうか？</p>	<p>○本計画素案は、「教育基本法」の理念などを踏まえて策定するのですが、憲法をはじめ、「子どもの権利条約」や「国際人権規約」第13条の精神とも合致するものと考えています。</p> <p>○いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。また、P61の9-1 教育コミュニティづくりの推進において、「学校園や地域における教育課題の解決には、学校園・家庭・地域が協働して取り組むことが重要であることから、社会総がかりで子どもを育むため、引き続き地域における人材を確保しながら、学校を拠点として、地域社会で子どもの健全な成長発達を促す「教育コミュニティ」づくりを一層推進していく必要があります。」としています。</p> <p>○本計画に掲げた施策が子どもたちの成長に効果をもたらしているかは、本市における全ての人々に明らかにされるべき情報であると考えております。そのためには、全ての子ども・学校園・教職員の成長などについての客観的・経年的な検証に基づき、数値で表すことのできる教育の成果については見える化を行ってまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。今後とも、「教育基本法」や「大阪市教育行政基本条例」等を踏まえ、一人一人の子どもたちの育成に努めていきます。</p>
<p>○基本計画そのものが「子どもの権利条約」をふまえた子どもの最善の利益を考えて作られているのか疑問に感じます。教育をめぐる現状と計画の策定の経緯の中に、子どもの権利条約についてきちんと明記してください。国連から指摘を受けてきた国内法の整備について、国では「子ども基本法」制定の動きが出てきました。それを受け、大阪市としての考えを示してください。</p> <p>○基本理念、最重要目標等について 様々な教育的課題を個人の問題としてではなく、社会構造の問題として捉える視点に欠けています。学びを支える教育環境の充実については、保護者、児童生徒、教職員の意見をどのようにして吸い上げ、教育施策に反映させるのか、PTA協議会、校長会や教育研究会などの連携について明記してください。</p> <p>○施策(具体的な取り組み)については、大綱(基本理念・最重要目標等)を、生身の人間同士の学びの営みである学校現場を想像し、血の通った、魂の入ったものにした上で、再度作り直すべきだと思います。すべての目標が、数値目標になっていることは異様なことではないでしょうか。数値での評価が、客観的で確からしいというのは思い込みです。子どもたちの声を聴き、未来に夢や希望を与える振興基本計画にしてください。評価でがんじがらめにし、子どもを追い詰めるような計画は要りません。教育とは、評価による選別であり、底辺にいる児童生徒・家庭は自己責任と切り捨てられることは止む無しという基本姿勢をもとにした教育振興基本計画には、「誰一人取り残さない」という決意や情熱を全く感じません。</p>	
<p>「大阪市教育振興基本計画」(素案)が突然示されました。素案作成過程が全く闇の中ですが、教育学者や現場の声、そして当事者である子どもの思いが多少でも反映されているのでしょうか？</p> <p>全体を通して感じるのは、多様な人格を持つ子どもの人権を尊重し人を育てるものになっていないということです。まるで均質の製品を製作するためにあれこれの目標値を示して追い立てるような印象を受けました。第1編 基本理念 (2)最重要目標「安全・安心な教育の推進」では貧困率や就学援助を受けている家庭の児童生徒が多いことを挙げています。環境に左右されることなく教育を受けられるようにするには、まずより多くの予算や人の手をかけ、生活の厳しい子たちの生活・環境を改善なければなりません。そして、経済的なことに限らず、おかれた状況に苦しむ子どもの声を聴き、子どもの意志や意見を尊重することが必要です。ところが、「基本的な道徳心・規範意識を培い、いじめや暴力を根絶するため、安心安全に必要なルールの徹底」が対策になっています。これはごまかしであるとともに、子どもの人権侵害です。この対策は、言い換えれば子どもを管理し、子どもが理不尽に感じたり、疑問を持つことを認めず、黙らせろというものです。道徳心・規範意識は表面を取り繕い、荒れやいじめ、不登校、引きこもり等々の原因をあいまいにしてしまいます。たとえ一時的な効果があっても問題の解決にはなりません。</p>	<p>計画策定にあたっては、子どもの保護者様へのパブリックコメントへの依頼を各学校園を通じて実施いたしました。</p> <p>○ルールの徹底にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>p10「最重要目標 安全・安心な教育の推進」について 今年、春、大阪市において、市長のメディアを使った発言で突然のリモート授業、通常の時間でない登校、給食、下校は、大混乱を起こし子ども・保護者・教職員を不安にしました。通常の時間でない登校は危険であり、生活の乱れを助長し不安定な精神状態を引き起きました。 2021年10月13日文科省からの児童生徒の問題行動、不登校生徒指導の上の諸課題に関することについて、また、子どもの自殺者は全国で415人と報告されています。調査結果より大阪の子ども達の分析をし、対応してください。</p>	<p>○いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。また、P11におきまして、「防災・減災教育や安全教育などにより、「自分の命は、自分で守ることの大切さを伝えるとともに、自ら危険を回避するために主体的に行動する、自他の安全に配慮し危険な環境を改善する、自他の生命を尊重し安全で安心な社会づくりに進んで参加するなど、安全を守るための力の育成をめざします。」としています。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・次期「大阪市教育振興基本計画」(素案)では、これまでの教育政策や取り組みが詳細に記載されており非常にわかりやすい。</p> <p>・次期「大阪市教育振興基本計画」(素案)では、「安全・安心な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」を、前年度に引き続き最重要目標としている。</p> <p>大阪市では、2012年に桜宮高校において教員の体罰により生徒が自殺するという痛ましい事件が起こった。それを受け、大阪市教育委員会は、「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」を策定した。また、児童生徒によるいじめや問題行動に対しては、「大阪市いじめ対策基本方針」の策定や、「学校安心ルール」を作成した。</p> <p>しかし、その後においても、教員による体罰事案や児童生徒によるいじめ事案は解消されていない。</p> <p>いま、大阪市の教育に必要なのは、条例や指針によって教員や児童生徒を縛りつけ罰則を与えるのではなく、自分を大切にするとともに相手に対して思いやりの心を育む教育、すなわち「人権教育」が何よりも大切である。</p> <p>そして、「人権教育」は、体罰やいじめ、問題行動だけでなく、学力向上をはじめあらゆる教育を推進するうえで必要である。</p> <p>大阪市では、被差別部落に対する差別事象が多発したことから、教育現場において、「解放教育」や「同和教育」が実践してきた。これらを継承する「人権教育」は、今後も大阪市の教育の要でなくてはならない。</p> <p>以上のことから、次期「大阪市教育振興基本計画」(素案)においては、最重要目標において、「人権教育の推進」を入れるべきであり、すべての施策に人権教育の視点を盛り込むべきである。</p>	<p>「人権教育の推進」につきましては、「2-3 人権を尊重する教育の推進」におきまして、「人権教育を推進することによって、自己の存在を大切にすることの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性や生涯において様々な人権課題について学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。こうした中、今後も継続して教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高め、態度を養う教育を進めることが重要です。」としています、引き続き人権を尊重する教育をすすめるとともに、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>p.22 成果の課題の見える化 これまで「成果と課題の見える化」をしていなかったという事でしょうか？確かに、見た事がないように思います。「推進していきます。」という事は、そのうち始めるという事でしょうか？具体的に、HPのここに書いてあります、というような案内をお願いします。分権型教育行政 上記と重なりますが、区長が教育次長である事が弱いと思います。教育委員会が区に来て頂いた方がいいのですが 教育委員会事務局職員を兼ねる職員を区役所に配置、とありますが、教育委員会の方が区に入るのと役所の職員が教育委員会事務局を兼ねるのでは、ちょっと弱いと思います。学校施設開放事業の清算が、地域活動協議会の清算ほど厳しくなく、ゆるい事がありました。教育委員会の清算は、案外適切だな、と思った事があります。教育委員会が未だに意味のないPTAの報告書をまとめているならそろそろやめて、教育委員会予算の地域活動をしっかり管理して欲しいです。大阪市の教育ブロックは、分かれてもう少し時間が経っているのに、現時点で何も見えていません。具体的な取り組みにも詳細がなかったように思います。教科書採択以外に動いている事があるなら示して欲しいと思います。</p>	<p>P22におきまして、「具体的には、年度単位で実施する「教育行政点検・評価」や「局運営方針」の指標をこの計画と連動させることで、効率的にこの計画の進捗を管理します。」としています。点検・評価、運営方針につきましては下記URLで公表しております。 https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-2-9-50-1-0-0-0-0.html</p> <p>教育ブロックでは、きめ細かな支援を行うために、各ブロック統括者のマネジメントのもと、担当指導主事と学校の連携を密に行なう上で、教育ブロック会議において学びサポーターの配置や自主学習ノートの購入等の支援策を策定し、学校の課題に応じた必要な支援策を実施しています。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.6『一定の成果が見られた』とあります、前回までの計画にあった『基本となる考え方』にあった「・子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること」に何か成果があったとは思えません。なのに、今回、この基本となる考え方の言及と、多文化共生のページにあった「我が国の歴史と社会、それが生み育てた伝統文化(学術、芸術、芸能など)及び現代におけるそれらを学び、時に体験して理解し、他者に正しく説明できることが国際社会においても求められています。世界における多様な文化をお互いに理解しあう態度を養い、文化や伝統を尊重し、多様な文化を理解する態度を養うとともに、さらに、異なる文化を持った人々とともに生きていく資質をはぐくむことをめざし、従来の国際理解教育を多文化共生教育に発展させ、各校において教育課程内外で体系的に取組を展開します。」と学校が取り組む内容の「・学校行事や「総合的な学習の時間」における日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進」が、丸ごと消えてしまいました。大阪市は、我が国と大阪が育ててきた伝統や文化、郷土愛を無くしてしまうつもりですか？ 酷すぎます。日本の文化を民族性を排除する計画は日本人へのヘイトです。ヘイトでないというなら今回の計画の中にもしっかりと明記して下さい。書いてないと「書いてないからしない」というのが学校の校長や先生方から聞く言葉です。前回あった「我が国の歴史と社会、それが生み育てた伝統文化(学術、芸術、芸能など)及び現代におけるそれらを学び、時に体験して理解し、他者に正しく説明できることが国際社会においても求められています。」と、それに関連する部分を戻して下さい。実際、国歌を教えない、国旗を正しく掲揚しない学校があります。全部の学校が我が国を理解するまで、この内容を計画の中から削除するのはやめて下さい。過去の部分に書いてある、では話になりません、できていないのですから。よろしくお願ひ致します。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、P38の2-5 多文化共生教育の推進におきまして、「我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を理解し合い、異なる文化的背景をもつ子どもたちが、それぞれの文化的アイデンティティを尊重しながら、協働等により異なる文化を生かして身の回りの諸課題の解決を図っていくことができるようになります。」と文章を追記し、(具体的な取組例)に「日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進」を追記しました。</p>
<p>○1. 教育をめぐる現状と計画策定の経緯 (平成29年3月改訂「大阪市教育振興基本計画」)P6 「平成28(2016)年度には、大阪市において、子どもに関する二つの大きな取組…一つは幼児教育に関する取組、もう一つは子どもの貧困に関する取組」としていますが、「市政改革プラン3.0(令和2~5年度)」では、「民間において成立している事業については民間に任せる」「具体化が可能な園について、個々の園の進め方の方針をそれぞれ策定し、取組を進める。」としています。幼児教育の充実を言うなら、民営化の方針は撤回すべきです。 また、貧困の問題は、コロナ禍によって一層深刻になっています。具体的な政策が求められています。 保護者負担の軽減で、具体的で効果的なものは、学校給食の無償化(所得制限なし)です。 「大阪市子どもの生活に関する実態調査報告書 平成29年3月大阪府立大学」は、「就学援助制度は自治体独自の適用基準を有するため単純には判断できないが、生活保護制度も含めて、制度の捕捉率を上げる施策が求められているといえる。」「ひとり親(主に母親)や子どもを持つ世帯の苦しい経済状況が明らかになった。特に若年で親になっている世帯などの厳しさが確認できた。高校中退率の高さを見ても明らかである。経済的支援策(制度利用含めて)、住宅・雇用施策の検討が急がれる。…医療費の負担を軽減する施策として、子ども医療費助成制度の拡充や国民健康保険料および利用者負担の減免などの拡充が求められる。P446」と指摘しました。就学援助の捕捉率を上げる、「ひとり親(主に母親)」に対する具体的な施策が求められています。 「基本的な方向」の第一に、大阪市の子どもの貧困対策を掲げるべきです。</p>	<p>民間移管等に際しましては、児童や保護者が移管後も安心して保育所を利用できるよう、認可保育所等を一定期間運営している民間事業者を募集し、外部の有識者で構成する会議での審査を経て、移管先法人を選定しております。また、それまで実施してきた保育が引き継がれるよう、丁寧な移管に努めており、これまで移管した保育所は概ね順調に運営しております。 こどもの貧困対策につきましては、平成25年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、大阪市は、こどもの貧困対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、平成28年2月に「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を設置しました。また大阪市を挙げて、こどもの貧困対策を総合的に推進する観点から、関連する施策を体系的にとりまとめ、平成30年3月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの生活に関する実態調査の詳細な分析結果等からみえた課題の解消に向け、施策を本格実施しております。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>(これまでの成果と課題) P7 「一方、不登校児童生徒の割合については、全国と同様に増加傾向にあるなど課題も残っており、安全・安心な教育を引き続き推進していく必要があります。」としていますが、全国と同様ではありません。令和3年度第1回大阪市総合教育会議で示されたように、大阪市の不登校は深刻です。 なぜ、大阪市の不登校が多いのか分析がありません。分析がないので施策(具体的な取組)もありません。小学校3年生から中学校3年生までのテスト漬け(小学校学力経年調査、中学生チャレンジテスト、全国学力テスト)、「学校安心ルール」による押さえつけ、「学力向上」という競争圧力と「規範意識」という同調圧力によって、子どもたちが息苦しくなっています。 社会全体が抑圧的になり、過度の競争環境のもとで、子どもの人間的な成長・発達が歪められ、子どもたちは、幼児期から親の目を気にし、幼児保育の学校化がすすみ、学校では学力テストを意識し、自分のだけではなく、クラスと学校の順番を気にし、仲間はずれにならぬように気遣う。そこでは主体的な学びの権利と、自由な遊びの権利が奪われていく。また、そこからくる抑圧的心性は、ときに外へ(いじめ、校内暴力)など、時内へと向かい(不登校、自殺)、自分自身の充足感(well-being)がもてず、豊かな内面を育てる自由な空間と時間と人間関係が奪われています。 国連子どもの権利委員会から、日本の教育は、「あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放することを目的とする措置を強化すること。」「社会の競争的な性格により子ども時代と発達が害されることなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置を取ること。」を求められていますが、大阪市はその先端を走っています。 小学校からのテスト漬け、厳罰主義の「学校安心ルール」を止めるべきです。</p>	<p>本市の不登校は増加傾向にあり、深刻な状況です。 不登校児童生徒の要因は、様々な要因が複合しており、特定は困難ですが、本市においては、主たる要因として、小中学校ともに「無気力・不安」が最も多く、次いで「生活の乱れ・あそび・非行」が多い状況です。いただいたご意見を参考に、今後も引き続き不登校児童生徒の状況の分析に努め、不登校が生じないような魅力あるよりよい学校づくりに係る取組の支援、及び不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実に努めてまいります。 さらに、不登校を発生させない取組として、ICTを活用し児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、子どもの理解を深めるとともに、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現してまいります。 「学校安心ルール」は子どもたちを縛ることを目的としているのではなく、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。 ルールの徹底にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。 いただいたご意見を参考に検討し、適切に活用してまいります。</p>
<p>計画策定、3Sコンセプトに関して　学校現場から市長、教育委員会の取組に対する評価を定期的に確かめる必要があると感じます。特に、施策が机上の空論になっていないか、現場を無視したものになっていないかは、現場の教職員が判断できるものだと感じます。せっかくの良い施策であっても、現場との温度差があるために、有効に働くことがあってはならないです。そのためにも、現場との意見交換の機会を積極的に設け、互いの思いを真摯に受け止め、対話していく必要があると思います。例としては、夏、冬、春に市長、教育委員会の取り組みに対する学校現場の満足度を調べ、理論と実態とが本当に合致しているのかを確認して改善するといったことが挙げられます。</p> <p>最重要目標について　教育基本法による教育の目的、目標から極めて限定的な目標に絞られているようを感じます。学力や体力向上については、測定時点での数値を上げるだけの目標になってはいないでしょうか。「子どもたちの最善の利益」とは何か、定義を見つけられなかったのですが、果たして義務教育段階での1日のテストの結果の数値が上がれば子どもたちの最善の利益となるのでしょうか。実社会を見てもわかると思いますが、学力や体力の面では差に関係なく、活躍されている方や幸せに生きている方は大勢いらっしゃると思います。「学力や体力の向上に効果を上げる」こと自体には賛成ですが、それを測る指標を主に全国学力学習状況調査、経年調査、すぐすぐウォッチなどのペーパーテストにすることについては反対です。学力・体力の数値至上主義ではなく、生涯学習、生涯スポーツにつなげられたかどうか、学びたい、運動したいと考えたときにできるようになっているかどうかが大事なのではないかと思うのです。教育の効果はその時点だけでなく、それこそ10年、20年後と長いスパンでみていかなければなりませんと考えます。大学生の読書量はどうでしょうか。大人の勤勉性、運動量はどうでしょうか。学校の教員の4割は月1冊も本を読まないデータが出ているようです。保護者は家庭で子どもたちに安全・安心な場、家庭教育の場を与えられているでしょうか。私には数字に踊らされて、根源的な学びが疎かになっている(ごまかし勉強をされている)方が多い気がします。</p>	<p>本計画案に掲げた施策が子どもたちの成長に効果をもたらしているかは、本市における全ての人々に明らかにされるべき情報であると考えております。そのためには、全ての子ども・学校園・教職員の成長などについての客観的・経年的な検証に基づき、数値で表すことのできる教育の成果については見える化を行ってまいります。</p> <p>また、教育委員が学校現場の意見を直接聞く機会として、校長会の代表者及び現場教員の代表者も出席をいただく総合教育会議や、学校訪問などの実施と合わせて、広く一般の教職員からも直接提案を受けて教育長・教育委員へ伝える仕組みを検討し、学校現場の声を聴く機会を確保してまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>厳しい家庭環境 生まれ育った環境によって左右されることなく自分の可能性を追求するためには、まず家庭での生活が成立しておかなければなりません。家庭での生活が成立していないご家庭が多い学校もあると聞きます。朝ごはんを食べさせていない、風呂に入らせていない、給付金を子の教育に用いず自身の娯楽に用いる、学用品を揃えない、子どもとのコミュニケーションを取らない、スマホやゲームを与え昼夜逆転の生活を認める、子育てを放棄する…。現場では家庭に左右されない1人1人に応じた教育を行おうと努力しています。しかし、結局家庭での子どもの居場所がない、家庭教育の場がない家庭により、子どもたちが環境に左右され、自分の可能性を追求できていないように思います。平日にお出かけする、下の子の面倒を見させるために学校を休ませる保護者も一定数います。もしかすると我々が危惧していることをよそに、厳しいとされる家庭環境にある方々は、現状に満足しているかもしれません。この点に関しては、我々教育だけでなく、行政的な支援が大きく関わっていかなければならない点だと考えています。</p>	<p>安全・安心な教育の推進においては、全ての子どもが、生まれ育った環境によって左右されることなく自分の可能性を追求できるように、静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友だちと交流しながら、健全に成長できる学校園生活を保障することが、本市の教育にとって第一の基本であると考えております。</p> <p>令和2年度より、「こどもの貧困対策関連事業」として、課題を抱える子どもや世帯を見逃さない仕組みの構築をめざし、「大阪市こどもサポートネット」を全市で実施しております。スクールソーシャルワーカーが学校とともに課題を抱える子どもを洗い出し、支援計画を検討し、関係機関と連携した適切な支援につなげるよう努めております。児童虐待への対応は大変重要であることから、いただいたご意見を踏まえながら、施策を推進してまいります。</p>
<p>成果と課題の見える化 子どもたちの成長についての正確なデータ分析はかなり難しいと考えます。おそらく因果関係を出すのは究極的に不可能に近いと思います。データが天文学的な膨大な影響のもとで出たものだからです。例えば、「測定日に体調が悪い」という事象1つだけ取り上げても、どれほどの数があるでしょうか。そういった、データに影響を与える事象が1人1人に対してどれほどの数があるでしょうか。統計学を駆使しても、「成長」については、なかなか普遍的な因果関係を出すことが難しいと思われます。これに関しては全国学力・学習状況調査での結果報告や、習熟度別少人数指導に関する調査報告での報告の質を見れば明らかではないかと思います。数字は「ぱッと見て簡単に結果がわかる」という点でわかりやすいですが、その奥に隠れている因果関係を掴むことはとても難しいと理解した上で、継続的な検証改善サイクルを回していくよう現場としても気を引き締めて取り組んでいきます。以上ざっと私の思いを書かせていただきました。基本的に、子どもたちの成長を望む姿勢は同じです。成長のために日々考えて下さっていることに感謝しています。これからもよろしくお願ひいたします。</p>	<p>本計画素案に掲げた施策が子どもたちの成長に効果をもたらしているかは、本市における全ての人々に明らかにされるべき情報であると考えております。そのためには、全ての子ども・学校園・教職員の成長などについての客観的・経年的な検証に基づき、数値で表すことのできる教育の成果については見える化を行ってまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>P.7 (これまでの成果と課題) 「小中学校ともに暴力行為件数が減少」したのに、「不登校児童生徒の割合については、全国と同様に増加傾向」ということは、「学校安心ルール」の徹底では不登校の減少にはつながらないということではないか。暴力などの問題が学校で起こらなくなっていても、学校の外へ問題を追い出すだけになっている可能性もある。ここはもっと丁寧な分析と方針が必要だと思う。</p>	<p>不登校児童生徒の要因は、様々な要因が複合しており、特定は困難ですが、本市においては、主たる要因として、小中学校ともに「無気力・不安」が最も多く、次いで「生活の乱れ・あそび・非行」が多い状況です。いただいたご意見を参考に、今後も引き続き不登校児童生徒の状況の分析に努め、不登校が生じないような魅力あるよりよい学校づくりに係る取組の支援、及び不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実に努めてまいります。</p> <p>「学校安心ルール」は子どもたちを縛ることを目的としているのではなく、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。</p> <p>ルールの徹底にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.7 (これまでの成果と課題) 「小学校学力経年調査等の調査結果を学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等に活用するなどの成果をあげることができました」とあるが、学力経年調査によって授業がどう変わったのか、どんなきめ細かな指導に変わったのか、が示されていない。コロナ禍やGIGAスクール構想の社会状況による授業の変化は全体的に見てもあると思われるが、学力経年調査については、現時点では活用の成果が出ているとは言えないのではないか(むしろテストが多すぎることで学習意欲を低下させるなどマイナスの声をよく聞く)。</p>	<p>「大阪市小学校学力経年調査」は、①児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるようにする、②各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する、③幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならぬ力を確実に定着できるようにする、④児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各学校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図る等、教育改善に役立てるために実施しています。</p>
<p>最重要課題を「安全・安心な教育環境の実現」、「未来を切り拓く学力・体力の向上」としていることに異存はないが、それらをどのように実現していくのかという点について、貴委員会が策定した素案には重大な問題点があると考える。4点について指摘したい。</p> <p>①数値目標の設定について 大阪の子どもたちに夢と希望を与える目標の設定を 学力、体力などの教育の根幹に関わる数値目標を全国平均への到達としているが、そもそもこのような目標設定そのものが間違っている。2025年度末までに一定の改善があったとしても、全国水準が上昇を続ければ永遠に到達できない。また、逆に全国水準が低下すれば、平均を上回ることになるが、それを率直に喜ぶことが出来るのか。要は、こうした相対的な目標の設定は大阪の現状が全国平均から劣っていることの告白でしかない。</p> <p>②少人数学級、教職員定数の大幅増について 課題を実現していく上で最も重要なことが抜け落ちている。素案では「主体的・対話的な学び」の実現を謳っているが、現状の学級規模で可能なのか、甚だ疑問である。今年の3月、35人学級をめざす法改正が実現したが、全国基準より低い大阪の現状に鑑みて、それを打開するためには国を上回る思い切った施策が必要なことは明らかである。しかし、素案では、敢て、この最も肝心な課題を避けている。教職員の多忙化解消についても同様である。思い切って市の財政出動を実現して、全国を上回る措置を探ることなしに大阪市の教育の改善はない。</p>	<p>①本計画素案に掲げた施策が子どもたちの成長に効果をもたらしているかは、本市における全ての人々に明らかにされるべき情報であると考えております。そのためには、全ての子ども・学校園・教職員の成長などについての客観的・経年的な検証に基づき、数値で表すことのできる教育の成果については見える化を行ってまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p> <p>②小学校・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校は1学級35人(ただし、経過措置あり)、中学校は1学級40人が標準とされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>全国学力学習状況調査（「全国学力テスト」）における平均正答率の対全国比を全国平均以上とするとの目標を撤廃し、豊かな子どもたちの発達のため「全国学力テスト」の全員参加方式を止める。</p> <p>「全国学力テスト」やそれに関する「学力経年調査」（小学3年～6年）「チャレンジテスト」（中学1年～3年）「すぐすぐウォッチ」（小学5年～6年）の実施は、子ども達をテスト漬けにし、点検競争に駆り立て子ども同士の競争をあおり、豊かな教育の目的を阻害するものであり、止めること。</p> <p>○国連子どもの権利委員会最終所見日本43（別項）などで指摘され続けている「極度に競争的な教育制度」の改革の提言に、とりわけ大阪市は傾聴して改善を図ること。</p> <p>cf 43;本委員会は貴国における極度の競争的な教育制度及びそれが子供の身体的及び精神的健康に与えている否定的な影響にかんがみ、条約3条・12条・29条及び31条に照らし、過度なストレスおよび学校嫌いを防止しあつそれを生み出す教育制度と闘うための適切な措置をとるよう、貴国に勧告する。</p>	<p>「全国学力・学習状況調査」については、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために実施しています。</p> <p>「大阪市小学校学力経年調査」については、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるようにする、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならぬ力を確実に定着できるようにする、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各学校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図るために実施しています。</p> <p>「すぐすぐウォッチ」については、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実にすることを目的に実施しています。</p> <p>「中学生チャレンジテスト」については、大阪府教育委員会が、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成するため実施しております。加えて、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、そして、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しています。</p>
<p>【2-4 インクルーシブ教育の推進について】この「インクルーシブ教育の推進」が、9つの基本的な方向のうちの1つ「豊かな心の育成」の中の小項目として位置づけられているのは適切でない。インクルーシブ教育は、豊かな心を育成するためのものではない。そして、障害のある子どもだけでなく、家庭環境が厳しい子どもも、外国にルーツをもつ子どもも、すべての子どもを包摂するもので、教育全体に関わることだから、小項目ではなく、基本的な方向の1つに位置づけるべきである。</p>	<p>本計画素案の体系は、3つの目標、9つの基本的な方向、その分類を踏まえた重点的に取り組むべき施策という階層構造となっています。いただいたご意見は、参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>1.全般について (1)憲法・子どもの権利条約に反する計画素案は撤回を 2012年に強行された大阪市の教育行政基本条例・学校活性化条例は憲法・子どもの権利条約を始め現行の教育基本法や地教行法の趣旨にも反するものです。大阪市の2条例を中心に市長が教育目標・教育内容に入介入することは、政治の教育への介入です。今回出されている教育振興計画(素案)は大部分政治の教育への介入となり、撤回と抜本的な再検討を求めます。 政治が教育に介入した戦前の軍国主義教育の苦い教訓を踏まえるべきです。 (2)教育振興計画は教育条件整備の計画に 教育行政本来の任務は、人格の完成を目指して子どもの成長を促す教育目標・教育内容を各学校園で達成するために、教育条件・環境整備をはかることです。教育振興計画は、教育条件・環境整備についての目標・施策を中心に明示するものであるべきです。予算を伴うものは当然市長と協議を行います。 従って教育振興計画には基本的に市長の政治の教育への介入につながるような教育目標・内容については、記述しないものとします。 (3)全市的な教育目標・内容については関係者・市民の合意で 全市的な教育目標・内容、いじめなどの課題解決の方策については、現場校長、教職員・保護者・教育関係者・市民による30名規模の「(仮称)市民教育会議」などを開催し、幅広い英知を集めて意見集約をすすめます。教育委員会が各校園に示す場合には「提言」として、各学校での教育目標・内容策定の参考に資するように提供するものとします。 各校園では、子どもや、地域の実情に合わせて「提言」も参考にしながら教育目標・内容を策定し、主体的に実践に取り組みます。教育行政は条件整備等の支援を積極的に行うものとします。 昨今のように各校園の維持運営費などの予算や人員が減る一方で、通知や報告することが増えていくのでは、現場は疲弊するばかりです。</p>	<p>(1)(2)本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」の第1条の3に基づき定めるものです。 (大綱の策定等) 第1条の3 地方公共団体の長は、「教育基本法第」17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。 (3)いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>全体を通して、私が勉強不足と思うが、やたらと横文字の用語が多く出てきていること、DX(デジタルトランスフォーメーション)という切迫した課題に「脅されている」ように手法の変化の説明が多いと感じます。 いま、子どもたちがどのような生活を送り、学校で家庭で地域で困難にぶち当たっていることを思うとデジタルデータの技術だけで実態の把握と解決の方向は見いだせるものではないと感じています。DXやICTは人と人とのつながりをデジタル化する手法であり、それ自体が目的ではないことを解っていないと勘違いを起こしかねません。 素案全体で、子どもたちや保護者が子育てに悩んでいる課題を読み取ることができないのは私だけでしょうか。この素案が、現場を抱えている教員や学校関係者に論議されることなくパブリックコメントを求める状況となっていることも、上滑りを懸念します。「素案」がデジタルツールのパソコンの中での「仮想計画」に終わってしまわないよう危惧を感じます。 一方で、これからこどもたちが迎える社会は、高度経済成長の時代に描かれたような「未来感」はありません。「右肩下がり」といわれる状況が続く社会だと考えます。大人たちが、無為な時間を過ごしているうちに貧困と格差は増大し、行き詰った閉塞感の中で出口を模索する時代が続いていると感じています。 同時に、この間の新型コロナウィルス感染症の中で、社会は何を学んだのか、自治体は何を学んだのか、とにかく、教育現場は混乱の中で何を学んだのか、まだ完全に克服できていない段階ですが、私たちはしっかりと振り返り教訓を学ぶべきだと思います。</p>	<p>本計画策定における3Sコンセプトに関して、「シンプル」は、素案にも記載しております通り、現行計画よりも、全体を通して、市民や学校現場等にもわかりやすい表現・構成を心がけ策定に取り組んでおります。また、巻末に用語集を記載しております。 また、計画策定にあたっては、子どもの保護者様へのパブリックコメントへの依頼を各校園を通じて実施いたしました。さらに児童生徒アンケートを抽出して実施し、その結果も参考しております。 振り返りに関しては、年度単位で実施する「教育行政点検・評価」や「局運営方針」の指標をこの計画と連動させることで、効率的にこの計画の進捗を管理します。 成果があががっている施策については、より伸ばすように取り組むとともに、課題があると認識されるものについては、改善に向け次の一步を踏み出す、という組織的かつ継続的な検証改善サイクルが重要であることから、学校現場と双方向のコミュニケーションを取りながら、これまで以上にデータ分析等の活用も図り、「成果と課題の見える化」を推進していきます。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>「分権型教育行政(教育ブロックでの教育の推進)」の中で、「市長のリーダーシップ」とあるが、教育行政は、教育委員会が主となって行うべきモノではないか。市長が何かするというよりも、「教育長と市長が両輪になつて」という文言に改めるべき。市長だけでは、教育現場を知らない「お役所仕事」になってしまっています(笑)。</p>	<p>本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」の第1条の3に基づき定めるものです。(大綱の策定等) 第1条の3 地方公共団体の長は、「教育基本法」第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>大変入念な計画素案だと思います。今、感染症の影響により子どもたちは非常に大きなストレスを抱えています。この状況によって、不登校やいじめの問題が増加し、より深刻なものになるのではないかと考えます。子どもたちの精神面を専門的にケア・サポートできるスクールカウンセラーなどの配置拡充が重要だと思います。また、教育の質を高めるために、少人数での学級づくりを希望します。そして、働き方改革のひとつとして、高学年での教科担任制をさらに推進させ、先生方の多忙が少しでも改善され働きやすい環境になることを願っています。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーは各区の学校数に応じて1~2名、スクールカウンセラーは各中学校区の学校数に応じた日数を配置しております。 教科担任制につきましては、国において、小学校高学年における教科担任制の推進や、小学校の35人学級の計画的な整備等を図り、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数の改善の方針が示されており、本市においても、これを活用し、学校の教育活動の充実や教員の負担軽減を図ってまいりたいと考えています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>内容 子どもたちと教育に予算最優先・最善の利益を 教育振興計画に盛り込むべき重点的、不可欠な内容について ①30人学級を目指して年次計画を すべての子供たちが成長し、学力向上する行き届いた教育を進めるために、同時にコロナ対策として、少人数学級が早急に求められています。将来的には20人学級を展望します。 いじめ問題の早期発見・解決、不登校対策においても少人数学級は重要です。当面小中35人学級から早急に市独自で実施する年次達成目標を作ります。 教職員の大幅増員を計画的に 小学生での専科授業の充実、分かる授業の推進、いじめの早期発見と解決、子どもと触れ合う時間の確保、地域や外部との連携、教材研究の時間確保など、どれをとってもマンパワー、教職員の大幅増員をすすめます。また教員が教育活動に専念できるよう、学校事務職員を大幅増員します。</p>	<p>小学校・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校は1学級35人(ただし、経過措置あり)、中学校は1学級40人が標準とされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現	
<p>①②の安心安全、豊かな心について 数値目標は評価しやすいかもしれないが、目標が全国平均以上って他と比べるものなのかな。安心安全な学校にするためには、多様性を認め数値目標に達しない子も認められるきめ細かいゆとりのある教育環境が必要である。多岐にわたって数値目標を達成させようとする環境では、安心安全な学校にはなりないと感じている。 発達に凹凸があつてもいい。苦手なことを伸ばそうとすることに力を入れる教育も大切なのかもしれないが、目標達成に向けて力を入れすぎず、好きなこと得意なことを伸ばすことこそ力を入れる教育への転換が求められている。</p>	<p>本計画素案に掲げた施策が子どもたちの成長に効果をもたらしているかは、本市における全ての人々に明らかにされるべき情報であると考えております。そのためには、全ての子ども・学校園・教職員の成長などについての客観的・経年的な検証に基づき、数値で表すことのできる教育の成果については見える化を行ってまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>「学校安心ルール」には、「学校等が行うことができる対応」の項目内に、「児童・生徒の話を聞く」という対応がどの段階にも入っています。いかなる問題行動への対処であれ、まずは問題認識が前提となるはずです。そのためには何よりも、「子ども自身から話を聞く」という対応が必要であると思います。この「子ども自身から話を聞く」という項目を含めないことは、教育の放棄に当たらないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「その結果、暴力行為発生件数は大きく減少し、いじめの解消率では小学校が目標を達成するなど、成果が見られます。今後とも子どもに寄り添いながらぶれることなく、安全・安心な環境の中での子どもの成長につながるよう、具体的な取組を進めていきます。」と文章を改めました。</p>
<p>○9つの基本的な方向について 基本的な方向1では、なぜ不登校の増加が止まらないかの分析がありません。いじめや不登校の解決の目標が「学校に行くのが楽しい」というアンケートの数字になっていることが理解できません。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置が現在どのようにになっているかを明らかにし、その配置を増やすことを目標にしてください。</p>	<p>P29におきまして、「児童生徒の状況を適切に把握し、抱えている問題に対してより丁寧にかつ適切に支援が行えるよう、児童生徒理解・教育支援シートを活用することなどを通して、不登校の未然防止や早期発見・解決に努めます。」としています。スクールソーシャルワーカーは各区の学校数に応じて1~2名、スクールカウンセラーは各中学校区の学校数に応じた日数を配置しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>p13「基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現」について いじめへの対応 憲法による基本的人権を守るために人権教育の充実を行う必要があります。ひとりひとりの人権が大切にされる教育。教えるものでなくこども自身が相手のことが考えられる、想像できる場をつくるなければならないと考えます。 また、安全・安心な教育環境をつくるひとつには30(25)人学級の実現が必要と考えます。人数が少なくなれば学習の充実と生活指導のしやすさがあります。 毎年、危険な通学路の見直しと早急な安全な通学路の確保をお願いします。</p>	<p>「ひとりひとりの人権が大切にされる教育」につきましては、「2~3人権を尊重する教育の推進」におきまして、「人権教育を推進することによって、自己の存在を大切にすることの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性や生涯において様々な人権課題について学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。こうした中、今後も継続して教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高め、態度を養う教育を進めることが重要です。」としています。 通学路につきましては、「大阪市通学路安全プログラム」に基づき、交通安全・防犯・防災の3観点で関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に係る取組を推進してまいります。なお、通学路の安全点検については、毎年実施するよう、各小学校に指示しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>○スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、生活指導支援員の配置、スクールロイヤーの活用など教育職員以外の視点、対応等が学校現場に必要になってきていると思いますので、ぜひこの施策は実現していただきたい。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーは各区の学校数に応じて1~2名、スクールカウンセラーは各中学校区の学校数に応じた日数を配置しております。大阪市版スクールロイヤー(School Support Expert Team)については、申請したすべての学校に派遣しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.13 子供のいじめについて 先生からのいじめについても言及が必要だと思います。学校内の教師による暴力等に関するアンケートも、学校内で処理されるので、表に出てき難いと思います。実際、過去、アンケートに「誰々先生から暴言があった。傷ついた」と書いたのに、学校からは何もありませんでした。そのまま卒業しましたが、アンケートに書いてしまった事をずっと後悔していました。学校全体から「こいつはアンケートで教師の名前を書いた」と思われているようで苦痛でした。そんなアンケートはかえって恐怖でしかありません。ぜひ考え直して欲しいです。教師による暴力、性暴力、暴言、いじめに特化して、初めから教育委員会以外の相談窓口が必要ではないでしょうか？教育委員会がなぜそんなに校長を信頼しているのかわかりませんが、閉鎖的な空間で教職員からいじめがあっても表に出ようがありません。報復も怖いですし。教師が暴力等で懲戒処分になんでも、氏名、所属が公表されないので、怖いのです。そこも改善してもらえませんか？色々書きましたが、p.13の中には教師によるいじめをどうするか、についても言及して欲しいです。</p>	<p>教職員による暴言等については、本市として「体罰・暴力行為の相談窓口」、及び「弁護士による外部通報窓口」において、24時間体制で電子メール、またはFAXにて対応しております。 さらに、大阪市立小学校・中学校・高等学校に通う子どもたちを対象としたLINEによる相談窓口においても対応しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>p.27 この内容では、教師による児童生徒へのいじめに対応できないと思います。子供同士のいじめしか想定していないので、教師によるいじめを見逃さない仕組みを構築して下さい。</p>	
<p>「基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現」に関して、これまでの『教育振興基本計画』に基づく取り組みにおいて「暴力行為発生件数は大きく減少し、いじめの解消率では小学校が目標を達成する」(p.13)といつた成果が強調されていますが、安全・安心な学校環境づくりが進展しているのであれば、なぜ相変わらず不登校児童生徒の件数の増加傾向に歯止めがかからないのでしょうか。子ども自身が真に「安全・安心」と感じられる学校環境であれば、「学校に行きたくない」子どもたちの数も減ってくるのが自然な流れのはずですが、そうなっていないのはなぜなのか。市教委が考える「安全・安心」の視点と、実際に学校生活を送る子どもたち自身が感じる「安全・安心」の視点には、ズレがあるのではないか。この点に関して、市教委のご見解をお示しいただきたいです。</p>	<p>不登校児童生徒の要因は、様々な要因が複合しており、特定は困難ですが、本市においては、主たる要因として、小中学校ともに「無気力・不安」が最も多く、次いで「生活の乱れ・あそび・非行」が多い状況です。いただいたご意見を参考に、今後も引き続き不登校児童生徒の状況の分析に努め、不登校が生じないような魅力あるよりよい学校づくりに係る取組の支援、及び不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実に努めてまいります。 安全・安心な教育の推進においては、全ての子どもが、生まれ育った環境によって左右されることなく自分の可能性を追求できるように、静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友だちと交流しながら、健全に成長できる学校園生活を保障することが、本市の教育にとって第一の基本であると考えております。</p>
<p>送信できたか自信がないので再度お送りします。結論から申しますと、地に足のついた教育政策を実行してもらいたい。基本を大事にしてもらいたい。以下申し上げます。①小学校の教育は読み書き計算の反復早期英語教育なんてとんでもない。プログラミングだのAIだのオンラインだの騒々しいが、国語の教科書を何度も読む、詩、早口言葉、落語の暗唱、計算ドリルの繰り返し、これらを大事にしてほしい。今の維新市政は子どもをみんなアメリカの大学に行かせたいのか？国連職員にしたいのか？日本人としての情緒を養うのが優先。英語の夢中、仁徳陵や住吉大社の由来を知らない、那須与一の話を知らない小学生を大量生産してGAFAの餌になるような日本人を増やしてどうする。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、P38の2-5 多文化共生教育の推進におきまして、「我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を理解し合い、異なる文化的背景をもつ子どもたちが、それぞれの文化的アイデンティティを尊重しながら、協働等により異なる文化を生かして身の回りの諸課題の解決を図っていくことができるようになります。」と文章を追記し、(具体的な取組例)に「日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進」を追記しました。</p>
<p>意見: 「安全」とは何か、それぞれについて定義を明確にすべき pdfの検索機能による検索: 安全の語が65回、安心の語が39回登場する。うち、安全安心が1回、安全・安心が17回、安全で安心が5回。こんな分析をするまでもなく、「安全」「安心」は素案の格別に重要な語である。素案が示す安全の意味: 1. 学校内の人的な関係からもたらされるいじめなどからの安全。2. 地震・交通事故など外部から突然もたらされる事故からの安全。3. 両者のどちらであるか不明な安全。不明な安全: (2)最重要目標で、短文の中に「教育環境を安全で安心な場とし」「安全・安心な教育の推進」と2回登場するのに、何を言いたいかが全く伝わらない。p10からP11にかけて、「いじめや暴力を根絶するため、安全・安心に必要なルール」とあるので、この段落で言う安全は「学校安心ルール」を意識していることが分かる。次の段落は「防災・減災教育や安全教育」の書き出しになっている。そもそも「いじめや暴力を根絶するため」の学校(教育)対応と、「防災・減災や交通事故等」の学校(教育)対応とは根本的に次元が異なる。最重要目標に見られるような「ごちゃ混ぜの安全」は、素案の粗雑さを証明するものである。</p>	<p>安全・安心な教育の推進においては、全ての子どもが、生まれ育った環境によって左右されることなく自分の可能性を追求できるように、静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友だちと交流しながら、健全に成長できる学校園生活を保障することが、本市の教育にとって第一の基本であると考えております。 また、区と連携した「防災・減災カリキュラム」の作成・活用の推進や、「子どもの安全を守るために防災・減災指導の手引き」の改訂などに取り組み、防災・減災教育の充実に努めております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>学校安心ルール 意見:直ちに廃止すべき 理由:『「学校安心ルール」は、子どもが自らを律することができる力の育成をめざすもの』になり得ない。「学校安心ルール」が、いじめへの対応p27で2回、問題行動への対応p30で6回登場することで明確なように、いじめ対策・校内暴力対策として強調されている。「大阪市教育振興計画(素案)」に始めて目を通した人の多くから共通して出た感想が「上から目線」「子どもの立場に立っていない」であり、このような感想につながる端的な象徴が「学校安心ルール」である。繰り返す。『「学校安心ルール」は、子どもが自らを律することができる力の育成をめざすもの』になり得ない。</p> <p>学校安心ルール 意見:直ちに廃止すべき 理由: p27いじめへの対応で、「取組の結果により、いじめの認知件数については、小学校では全国平均より高く、中学校についても前年度より増加しており、積極的な認知が進んでいます。今後は、1人1台学習者用端末による「いじめアンケート」の実施及び相談機能の導入により、これまで以上にいじめの早期発見や未然防止が見込まれる」とあり、「これまで以上にいじめの認知件数が一層増加する成果を見込むことができます。」と、皮肉を言いたくなる文章構成になっている。以下は大阪市公表資料による。全国小学生1000人当りいじめ認知件数 23.1→36.6→49.1→66.0→75.8→66.5 大阪市小学生1000人当りいじめ認知件数 41.9→80.8→146.4→192.3→181.8→168.7 全国中学生1000人当りいじめ認知件数 17.1→20.8→24.0→29.8→32.8→24.9 大阪市中学生1000人当りいじめ認知件数 16.3→16.1→23.5→21.9→27.0→18.8 さすがに「R2年度は減少」と書かないだけの矜持は残っていると思える。ただ、小学校と中学校の大きな相違はさらっと述べずに、しっかりした分析が必要である。異常とも言える小学校の認知件数の多さを誤魔化すためにさらっと述べるだけにしたと推測する。p27は、「学校安心ルール」が「児童生徒がSOSを発信しやすい環境」を阻害するものであることすら分からぬ教育委員会事務局の情けなさを露呈するものである。</p>	<p>「学校安心ルール」は子どもたちを縛ること目的としているのではなく、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。</p> <p>ルールの徹底にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。</p> <p>「学校安心ルール」については、いただいたご意見を参考に検討し、適切に活用してまいります。</p>
<p>教育に介入し阻害する重大な2つの問題を解消する。 「学校安心ルール」(ゼロトランス)の押し付けを撤廃する。 子ども達を画一的管理的な統制、きまりで型にはめ、それから外れるものを懲らしめ排除する「学校安心ルール」(ゼロトランス)は、非教育的であり、直ちに止める。 これは主体的対話的で深い学びの中で、個性的で豊かで創造的な21世紀の教育に、逆行するものである。</p>	
<p>第1編大綱の4の「基本的な方向1」「基本的な方向4」について 「学校安心ルール」の徹底及び「ICTやスクリーニングの実施」等により、いじめ問題や不登校児童生徒に対する対応を実施し、成果の指標として「学校に行くのが楽しい」と回答する児童生徒の割合を高めるとしている。すでに、新聞報道で本年10月29日から1人1台配布のタブレット端末を通じて子どもたちがSOSを出すシステム(相談申告機能)を導入したことを明らかにしているが、これは上記目標達成のための施策の一つとして導入したことが窺われる。しかし、このような施策に対して、SOSが全教員に伝えられる問題点など、施策の実施にあたって学校現場からの意見を十分に聞くことなく、行政から一方的に実施に踏み切ったという報告がされるなど現場の意見を無視した形で行われている。かかるやり方で、子どもたちが「学校に行くのが楽しい」と思うことが、今回の施策とつながるのかどうか、「ルール」の徹底を強化することと、「楽しい」と思えることがどうつながるのか、教職員の意見はどうのようにこの施策に反映されているのかを明らかにしていただきたい。</p>	<p>「学校安心ルール」は子どもたちを縛ること目的としているのではなく、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。</p> <p>ルールの徹底にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。</p> <p>「学校安心ルール」については、いただいたご意見を参考に検討し、適切に活用してまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>大阪市教育振興基本計画について、その基本理念、最重要目標、また9つの基本的な方向について、一市民として賛同いたします。その上で、素案を拝読して気になった点について以下述べさせて頂きます。「基本的な方向1および2」についてこの方向性がめざすものについては異議ありません。その上で手段として掲げておられる「大阪市いじめ対策基本方針」「学校安心ルール」等を見ると、かつて1990年代の米国において一世を風靡したゼロトレランスの影響が色濃く見られ、また過去の報道資料においてもそのように記述されています。ゼロトレランスについては、アメリカ心理学会が2005年にその効果について検証するためのタスクフォースを組織し、その結果が2006年に140頁以上に及ぶ報告書にまとめられています。その結論は、「ゼロトレランスが安全な学校環境をつくるという根拠は見られない」「ゼロトレランスの手法は、青少年の発達に関する最新最善の研究知見に反する部分がある」というものです。そしてこの報告書に対する効果的な反論はそれ以降、特に見られていません。エビデンスに基づく政策立案の重要性が指摘される中で、このようなエビデンスとは異なる施策を推進されるのであれば、それに見合う合理的な根拠が必要かと思います。「学校安心ルール」を活用後、大阪市の暴力行為発生件数は全国平均より低いことなので、これを理由にされるかもしれません。しかし、「学校安心ルール」は平成29年度より活用と素案p.30にありますが、令和3年度第1回大阪市総合教育会議の資料を拝見する限り、平成28年度から既に暴力行為発生件数は減少傾向にあり、他の要因が原因と考えるのが自然ではないでしょうか。また、仮にこれまでの施策によって暴力行為発生件数が下がっているとしても、単純に問題行動を起こす子どもが不登校等になって学校に来なくなっただけではないのかという懸念があります。</p>	<p>「学校安心ルール」は子どもたちを縛ること目的としているのではなく、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。</p> <p>ルールの徹底にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。</p> <p>「学校安心ルール」については、いただいたご意見を参考に検討し、適切に活用してまいります。</p>
<p>実際に大阪市の不登校率は全国平均を上回っているとのことですので、この点については大きな疑問が残ります。またこの懸念に関連してさらに重大なのは、ゼロトレランス的な施策が推進されることで別室指導・停学・退学等になった子ども達が将来的に法を犯すリスクを上げることが指摘されている点です。つまり、他の子どもを守るために一部の子どもを排除するようなやり方では、守ろうとした子ども達まで最終的に危険にさらすことになります。そのようなことまで踏まえた上で、あるいは大阪市においてそのようなことが起こる確率は低いという合理的な根拠を持って推進されているのでしょうか。安全な学校をつくるための方略について、現状の最新最善のエビデンスから一つ言えるのは、幼少期・学齢期の間に適切な社会情動的スキルを育成していくことの重要性です。小学1, 2年生時にこのようなスキルを伸ばしていく取り組みを行うことが、20歳前後になった際の薬物依存や希死念慮、自殺企図のリスクを下げるというランダム化比較試験も海外では報告されています。学校安心ルールにも「基本的な約束ごと」が記載されていますし、道徳教育とも関連するかと思いますが、社会(学校)生活の中で「何をしたらよいのか」を具体化し、子ども達とも一緒に考え、明確に指導していくような施策が必要なのではないでしょうか(何をしたらいいかを指導するだけではなく)。</p>	
<p>P.9「2 計画策定の内容」(3)他の計画等との理念の共有 「児童の権利に関する条約」について(平成6年5月20日、文部事務次官通知)において、『児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。また、教育に関する主な留意事項は下記のとおりでありますので、貴職におかれましては、十分なご配慮をお願いします。なお、各都道府県教育委員会にあっては管下の各市町村教育委員会及び関係機関に対して(中略)趣旨の徹底を図るようお願いします。』という記載の通知が各都道府県教育委員会その他さまざまな機関に対して出されています。また、縦割り行政の垣根を超えた「こども庁」の議論が高まるなど、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)は、福祉分野だけでなく、教育も含め子どもに関わる分野はすべて対象となるものとして取り扱われています。今回の教育振興基本計画(素案)において、P.7(これまでの成果と課題)のところで「不登校の増加傾向」を課題として挙げていることもあり、「児童の権利に関する条約」または「子どもの権利条約」、あるいは、その理念を踏まえた「改正児童福祉法」(2016年5月27日)との理念の共有は不可欠で、ここでそれらの条約や法律について言及しておく必要があると思います。</p>	<p>○本計画は、「教育基本法」の理念などを踏まえて策定するのですが、憲法をはじめ、「子どもの権利条約」や「国際人権規約」第13条の精神とも合致するものと考えています。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
1 基本理念、最重要目標において、道徳心や規範意識を養うという目標に向けた取り組みが希薄である。安全・安心な教育を推進するためには、自己の権利主張以上に、他者の権利侵害をしないことを教える必要がある。	いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
1-1 いじめへの対応	
1-1 いじめの対応『「学校安心ルール」の活用による規範意識の醸成』いじめの被害を受ける児童を守ることは当然ではあるが、「学校安心ルール」を適用しようとしても加害児童の保護者の反発が大きく、学校だけでは受け止めきれない。電話や来校による対応に追われ業務にも差し支えるので、警察や弁護士等の介入も受けるべきである。	令和元(2019)年度より、問題の深刻化・未然防止を図るため、必要に応じて大阪市版スクールロイヤー(School Support Expert Team)の派遣を開始したところです。引き続き、各学校園の実情に応じて、教育委員会事務局指導部の担当指導主事と担当弁護士による、電子メールや電話による日常的な相談や、定期開設の相談窓口の活用に加え、必要に応じて、弁護士と臨床心理士等の他職種の専門家と一緒に学校園に派遣することで、多面的に学校園の課題に対応してまいります。また、いじめ事案の調査及び早期対応においては、「大阪市いじめ対策基本方針」に則り、いじめの疑いのある事案のうち、犯罪行為に該当する可能性のあるものは、早期に警察へ相談または通報し、警察の捜査・調査活動に協力する等、適切に警察とも連携してまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
1-1いじめへの対応について、いじめが発生してからの対応も重要であるが、いじめを発生させない取り組みがより重要と考える。生野南小学校での命の教育などは、発展させる必要がある。愛情を受けて育っていない子どもは、いじめを発生させる傾向が高いと言われているので、ピア・サポート、赤ちゃん先生なども含め、現場では多くの取り組みがなされているので、ぜひに先進事例を記載して、普及、発展に努めてほしい。	平成29年度より、すべての大阪市立小学校・中学校・高等学校において「いじめについて考える日」を設定し、いじめの未然防止の取組として、各校の実情に応じた取組を進めています。いじめ防止の先進的な取組については事例の共有を図ってまいります。 また、いじめを発生させない取組として、ICTを活用し児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、子どもの理解を深めるとともに、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現してまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
いじめへの対応について、「命の大切さ」「人を大事にする」ことを教えることを行ってください。	いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。また、P11におきまして、「防災・減災教育や安全教育などにより、「自分の命は、自分で守る」ことの大切さを伝えるとともに、自ら危険を回避するために主体的に行動する、自他の安全に配慮し危険な環境を改善する、自他の生命を尊重し安全で安心な社会づくりに進んで参加するなど、安全を守るための力の育成をめざします。」としています。
セーフティ・プロモーション・スクール 意見：別途一稿を起こすか全面削除するかのどちらかにすべきである。そもそも：何で「いじめへの対応」に登場する？？？脚注もダメ。素案を検討した人全員、案文を作成した人全員が「不適切な箇所」にあることの理解ができていると推測する。致し方なく調べた：堀江小学校における学校安全の推進【本校における学校安全の推進】<基本的な考え方> 1 防災の取組を推進する 2 防犯の取組を強化する 3 通学路の安全確保(交通安全・防犯等)の取組を充実する 4 地域社会、保護者との連携体制を構築する ※当然のこととしていじめの「い」もない。 <安全教育の概念> ※当然のこととしていじめの「い」もない。 <必ず指導する内容> 必ず指導する内容 いじめ問題への対応の強化について ※こんなところに不自然に「いじめ」が登場する。 内容は、素案作成に携わった全員が「いじめ問題への対応の強化について」を読むべきものである。 <安全管理の基本方針> ※当然のこととしていじめの「い」もない。	いただいたご意見を踏まえ、P27の「セーフティ・プロモーション・スクール(SPS)」のモデル研究の実施については、P33に記載いたしました。
2施策の内容 基本的な方向1 1-1いじめへの対応 子どもに「学校安心ルール」を強制するのではなく、子どもがSOSを出しやすいよう教職員との関係を作る、教職員が児童の声を落ち着いて聞ける環境づくりが必要だと思います。	令和3年5月に、いじめアンケート機能を学習者用端末に追加し、オンライン化しています。また、児童生徒が教職員にいじめ等の相談ができるよう、令和3年10月には学習者用端末に相談申告機能を追加しています。これらの機能を活用し、日常の児童生徒監察をきめ細かに行い、児童生徒と教職員が良好な信頼関係を築けるよう支援に努めてまいります。
1-2 不登校への対応	

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>1-2 不登校への対応『学校内外の関係機関等とも連携を図ることで教育の機会を確保します。』不登校の児童が一人でもいると、学級担任は電話連絡、手紙や課題を届けに行く、関係機関に送るための書類作り、オンライン学習の対応と忙しく疲弊してしまう。関係機関と連携といえども中心となるのは担任である限り、現場は苦しくなっていくばかりである。</p>	<p>不登校児童生徒の個々の状況に応じた段階的な支援策については、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、家庭との連携を図りながら、支援ニーズを的確に把握するとともに、区役所をはじめ、こども青少年局や教育支援センター、また、民間フリースクール等、学校内外の関係機関等とも連携を図ることで、教育の機会を確保する必要があると考えます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>1-2 不登校への対応について、事後対処も重要であるが、不登校を発生させない取り組みが重要で、不登校の原因を分析を記載して、各施策の方向を記載すべきである。特に、学力問題、貧困問題、自尊感情問題やいじめ問題など考えられるので、未然防止に重点を置いた内容で記載すべきである。</p>	<p>不登校児童生徒の要因は、様々な要因が複合しており、特定は困難ですが、本市においては、主たる要因として、小中学校ともに「無気力・不安」が最も多く、次いで「生活の乱れ・あそび・非行」が多い状況です。</p>
<p>安全・安心な教育環境が整備されれば、不登校が減少するのだとしたら、不登校の原因是教育環境にあるはずで、子どもに原因をもとめ解決しようすることに違和感を感じます。不登校が増加している原因は何であると考えているのか回答を求めます。</p>	<p>不登校への対応については、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりをめざすことが重要であり、P13におきまして、子どもたちにとって安全安心な教育環境を実現することについて、「何よりも優先して、子どもの安全・安心を受ける権利の保障に努めるという強い決意を持って」、「今後もぶれることなく具体的な取組を進めています。」としています。</p>
<p>p.29 教師が原因で不登校になった例を複数知っています。子供同士の関係不良で不登校になる事もあると思います。原因を特定できるなら特定して対応する事もここに明記して欲しいです。これでは家庭の問題という印象が強いです。</p>	<p>不登校を発生させない取組として、ICTを活用し児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、子どもの理解を深めるとともに、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現してまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>夜間中学が、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることをふまえて、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る取り組みを計画に含めるべきです。</p>	<p>本市では、中学校夜間学級を設置することにより、多くの義務教育未修了者等の就学機会の確保に努めております。また、本市の中学校夜間学級では、個々の生徒の状況に合わせて、習熟度別に授業を行うなど、在籍する生徒一人一人の学習状況に応じた教材の工夫や指導方法の改善等を進め、個に応じたきめ細かな指導を行っています。</p> <p>また、中学校夜間学級の周知については、本市ホームページへの掲載や、小中学校において大阪府作成のポスターを掲示する等の方法による広報活動を行っています。いただいたご意見を踏まえ、今後も本市の中学校夜間学級の周知に係る広報活動を工夫・改善し、より広く市民の皆様に伝わるように努めてまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>案・施策・基本的な方向1－2「不登校への対応」に関連して 現行の「大阪市教育振興基本計画」(21年3月変更分)、アクションプラン編の目標1・施策1「安全で安心できる学校、教育環境の実現」の中に、「不登校や児童虐待などの課題への対応」があり、その文章中に、「不登校特例校設置に向けての研究」の記述があります。 また、素案の中では、「9つの基本的な方向」の「基本的な方向1安全・安心な教育環境の実現」の文章の中に、「不登校特例校の設置検討(令和6(2024)年度開校予定)」、とあります。 同じく、素案、施策－2施策の内容－「1－2不登校への対応」にも、特例校の記述があります。 詳細は書かれていませんので、言及できませんが、一つ気にかかることがあります。 それは、天王寺中学校、文の里中学校にある二つの夜間中学校が廃校となる話と、特例校設置の話がセットで語られているという報告を聞きました。 不登校特例校を設置することと夜間中学校の存在は、教育権保障のために最低限必要なことです。 それは、先にも書いたアクションプラン編の目標1・施策1「安全で安心できる学校、教育環境の実現」の中に、夜間中学校の元ともなる法律－「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」のことが書かれていることからも、市教委の認識があることは明らかです。 しかし、素案には、夜間中学校の文言はありません。 現行の「計画」では、目標1・施策3の「地域に開かれた学校づくりと生涯学習の支援」の中にありましたが、どこに行つたのでしょうか。 また、2020年12月24日に策定された「大阪市多文化共生指針」では、「Ⅲ多文化共生施策の基本的な方向性」の「3」に「(5) 中学校夜間学級」があります。 本文には、「引き続き、日本語指導補助者、通訳者の活用、多様化に対応する研修の充実等、ニーズに応じ、進路支援も含めた教育活動及び体制の充実について検討していきます。」とあります。 まだ、「一年と経っていないのに」と思います。夜間中学校の廃校は許されません。 夜間中学校をどう位置付けているのか、位置づけていこうとするか、公教育全体の中で捉え方が問われるのだろうと思います。なお、「大阪市多文化共生指針」の中では、「外国につながる児童生徒への支援の充実」の項目に入っています。 現在、夜間中学校のことを主管する文部科学省の部署は、「総合教育政策局」ですが、以前は「生涯学習政策局」でした。その意味では、生涯教育の一環として位置づけてもいいのではないか。その上に、文部科学省の枠を越えて、厚生労働省等の関連省庁と連携して、生徒たちの課題の解決に向けて、進んでいってほしいと思います。</p>	<p>本市の中学校夜間学級につきましては、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかつた外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしていると認識しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただき、引き続き中学校夜間学級のあり方について検討し、教育活動がより充実するよう努めてまいります。</p>
<p>「児童生徒理解・教育支援シート」とはそもそも何なのでしょうか。その説明がなく、得体のしれないもので評価されるのはとにかくイヤです。「児童生徒理解・教育支援シート」についての説明を求めるます。</p>	<p>児童生徒理解・支援シートは、支援の必要な児童生徒(障がいのある児童生徒・日本語指導が必要な外国人児童生徒・不登校児童生徒)一人一人の状況を的確に把握するとともに、当該児童生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援の行うことを目的として、学校が関係機関と連携し組織的に作成するものです。文部科学省の作成した不登校児童生徒についての参考様式は次のURLより確認できます。 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm) 本市様式については、文部科学省の参考様式に準じて、不登校の理由・状況、学習や生活等の当該児童生徒の実態、支援の目標、及び関係機関との連携状況等を記載するものを、各校の実情に応じて活用しております。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・前回、不登校の割合を%へらすとされた。人権ムシもはなはだしい！！</p> <p>ひとりひとりを大切にするのが教育のキホンである。</p> <p>不登校は今の時代「問題行動」でくぐれないのにそれもわからない。キホン計画を毎度毎度みなければならないことに心痛きわまりなかった。</p> <p>なってしまう、しまいがちな児童へのかかわりをするために各学校にヨコウがいる。具体的には余分の教員、心理師等である。経済とは(親の収入格差)ちがうところでの大きな問題に対しての「心の教育」の推進が何より必要ではないか。学級経営のハantanも防げると考える。子どもの心を安定させることとパソコン等のICTを推進させることをうけいれがたい事実があることを、行政のトップが認識せずして、学校がなりたたない。合わせて対応こんなんな親に対応する人員もほしい。</p>	<p>令和元年10月25日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)に基づき、本市においても、学校に登校することのみを目標にするのではなく、不登校児童生徒の社会的自立に向けた効果的な支援充実に努めています。各学校においては、不登校が生じないような学校づくりや専門機関等との連携、ICTの活用等、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を進めています。各学校の不登校児童生徒への支援については、大阪市版スクールロイヤーを活用し、臨床心理士等を各学校の要請に応じて派遣しています。また、令和2年6月に教育支援センターを開設し、さらに令和3年4月には2か所を増設し、不登校児童生徒への支援、及び学校への支援に努めています。不登校への対応に係る施策目標については、不登校児童生徒のうち専門的な相談・指導等につながった割合、及び不登校改善率(学校外の機関等で相談・指導を受けた、あるいは自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした不登校児童生徒の割合)を指標としています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>1-2 不登校への対応</p> <p>児童生徒理解・教育支援シートの作成・記入に当たって子どもと保護者の同意を得ること、子どもと保護者の意見を反映させること、そのことなしにシートを使うべきではないと思います。</p> <p>基本計画には、不登校の未然防止と早期発見・解決と言いつつ、学校での子どもの環境をどう改善するかが見えません。大阪市の不登校率は全国平均より多く、ずっと増え続けていることをもっと深刻に受け止めてほしい。学校に居場所がないと感じたり、しんどいと感じる子どものSOSを受け止め、学校生活そのものや、校則・テスト・宿題など本当にそれだけ必要か、見直してほしいです。フリースクールなど外部との連携も、学校の環境が変わらなければ、子どもを学校の外に出すだけの結果になるのでは、と危惧しています。</p> <p>家庭との連携は丁寧にやってほしい。子どもと親の思いは違うことが多く、親のニーズだけ聞いて家庭に入られたら、親子関係が悪化したり、最悪子どもの命が失われかねません。子どもの自死を防止する意味でも、必要な観点だと思います。</p>	<p>児童生徒理解・教育支援シートの活用に際しては、児童生徒、及び保護者の同意を得るよう各校に指導しています。</p> <p>不登校への対応については、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりをめざすことが重要であり、P13におきまして、子どもたちにとって安全安心な教育環境を実現することについて、「何よりも優先して、子どもの安全・安心を受ける権利の保障に努めるという強い決意を持って」、「今後もぶれることなく具体的な取組を進めています。」としています。</p> <p>不登校を発生させない取組として、ICTを活用し児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、子どもの理解を深めるとともに、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現してまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>1-3 問題行動への対応</p> <p>1-3 問題行動への対応『・校則の見直し 全小中学校』具体的にはどのようなところを見直すつもりなのか。全市的に統一した校則でないと「あの学校は許しているのに」とトラブルの元となる。</p>	<p>校則について時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から見直しを行ってまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>校則の見直しも、上からではなく児童生徒たちや生徒会等で行うべきである。</p>	

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・「学校の安心ルール」のスタンダードモデル、「学校で行うことができる対応」を児童生徒に見せることで脅し、脅迫している。自ら学べる児童生徒の邪魔をする者、これらが守れない者は学校から排除し、生活指導サポートセンターへ、というシステムを作っている。「学校安心ルール」を上から示され強要されることで、児童生徒は反発するであろう。「子どもの権利条約」をご存知であろうか。国際条約であり、子どもは保護する対象ではなく権利を持つ主体と定め、大人と同じ一人の人間としての権利を認めている。この精神すら行かされてないばかりか、「子どもの権利条約」という言葉すらこの素案には全く書かれていない。教育振興基本計画を「基本」から見直す必要がある。児童生徒には意見があり、自分たちでいろいろな背景を持った仲間の気持ちも考えながら「学級(または学年)安心ルール」が作れるはずだ。自分たちで決めたのだから自分たちで守ろうと努力する。上から押し付けられたものではないから。</p> <p>・問題行動への対応では、肝心な児童生徒や保護者を中心に据えて考えられておらず、問題行動を起こす児童生徒の背景にあるもの、悩みや不安などを語れる人間関係(児童生徒の関係や教職員との関係等)を築くことや、家庭訪問で家庭の様子を把握したり保護者と共に考えていくことに全くふれることなく、問題行動を起こした本人を排除したところで、勝手に議論している。児童生徒本人にも自己決定権があるはずである。</p>	<p>「学校安心ルール」は子どもたちを縛ること目的としているのではなく、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。</p> <p>ルールの徹底にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>「学校安心ルール」:ルールを決めるにあたって、子どもの意見を聞く機会があったのでしょうか。子どもになぜルールがあるのか、なぜルールを守らなければいけないのかの説明があったのでしょうか。以上のような機会がなかったとしたら、単なる押し付けであり、子どもにとって有害であると考えます。各学校で作成するようすすめているが、単なる押し付けにならないよう当局が確認できるようになっているのでしょうか。回答を求めます。</p>	
<p>1-3 問題行動への対応について、事後対策も重要であるが、事件を発生させない取り組みも重要と考える。家庭環境など乳幼児期の問題も指摘されているので、松井市長が進めるネウボラを学校教育との連携のために、区役所母子保健担当にある情報と連携して、一貫したネウボラの記載が必要と考える。個別最適化教育にも通じる。</p>	<p>「大阪市版ネウボラ」の実施に向けた検討結果に沿って、平成31年4月より各区において、区の実情の応じた取組を開始しています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p> <p>(ネウボラ:フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味。「大阪市版ネウボラ」として、妊娠、出産や子育てに関して、その方に必要な支援につながるように、自分の住んでいる地区を担当している保健師がいることを周知し、地区担当保健師との顔の見える関係づくりと家族ぐるみの支援を継続的に行う取組を実施。)</p>
<p>「1-3 問題行動への対応」(P.30)について</p> <p>大阪府の刑法犯の認知件数・検挙人数等は東京都に次ぐ状況であるものの、10万人あたりの数でみるとワースト1位です。この状況は、少年犯でも全く同様であり、少年期において「自律」の力を育成するための教育、学校における教育活動を通じた規範意識の醸成が求められているのではないでしょうか。については、この間指導いただきてきた「ルールを守る」といった基本的なモラルに加え、一步踏み込んで、具体的に「赤信号は止まる」「人のものを盗らない」「人のものを壊したら弁償する」といった交通事故防止・犯罪抑止・賠償観念等につながる指導をいただくことが必要なのではないでしょうか。</p>	<p>ルールの徹底にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>「基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現」に関して、「『学校安心ルール』等の活用及び校則(学校のきまりや生徒心得等)の見直しにより、児童生徒が自らを律する力を身に付けられるよう、学校における教育活動全体を通して規範意識を醸成することで、問題行動発生の未然防止につなげます」(p.30)とありますが、既存の「学校安心ルール」にしても校則にしても、おとな側が、おとな側の価値観に基づいて、子どもに守らせたい事柄を定めているものであり、子どもたちがおとなの定めたルールに従順に行動することをもって「規範意識を醸成」させるというアプローチは、子どもの生活に関するあらゆる事柄について子どもの意見・心情におとなが耳を傾けること、子どもとおとのパートナーシップを重視する国連子どもの権利条約の考え方とは齟齬があると感じられます。子どもの権利条約に基づく子ども観においては、子どもはおとなから与えられたルールをただ守るだけの受身的存在ではなく、子ども自身が自己の見解を表明し、集会・結社の自由などをとおして自治的諸活動に取り組み、対話をとおして自他を尊重する規範をつくりだす能動的主体であるからです。子どもの権利を尊重する観点からのおとなの役割は、子どもを客体として管理することではなく、子どもが能動的主体となりうるよう、子どもの声に耳を傾け、見守り、必要に応じて手助けすることにあります。そのプロセスにおいては、場合によっては既存の「学校安心ルール」や校則そのものの見直しや撤廃が子どもの側から提起されることもありますし、むしろそうした子ども側からの問い合わせが起きることをこそ、教育の成果として尊重すべきではないでしょうか。この点に関して、市教委のご見解をお示しください。</p>	<p>「学校安心ルール」は子どもたちを縛ることを目的としているのではなく、誰もがやってはいけないことを、ルールとしてあらかじめ明示することによって、児童生徒がやってはいけないことを自覚し、自らを律することができる力の育成を促すものです。</p> <p>ルールの徹底にあわせ、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要と考えます。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。</p> <p>また、校則について時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から見直しを行ってまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>教職員の意識改革 自分たちはラフな格好で出勤し、子どもらのドレスコードは事細かく規制する。こんな事実がまかり通る学校現場はおかしい。校訓に自律を挙げる学校も多いが生徒に考えさせる教育を施す学校がどれだけあるのか。学校の秩序や統一感の大切さと自由や個性の調和を図ることを生徒と考えていくべき。</p>	<p>校則について時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から見直しを行ってまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>「問題行動への対応」として、不良行為(万引き・暴力・いじめ・盗撮・窃盗・恐喝・喫煙など)について、学校で対応するのを止めて、大阪府警と家庭が全面的に行っていくべき。子どもも親も、学校の先生の言うことを聞くよりも、クレームを言うだけなので、ひと昔前の教育方針は改めるべきである。</p>	<p>学校での対応が困難な事案については、大阪市版スクールロイヤーの活用による支援、及び警察を含む関係機関との連携に努めております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>1-4 児童虐待等への対応</p> <p>基本的な方向1について 児童虐待等への対応 現在我が家では里親をしているが、受け入れている子どもたちは、ほとんどがネグレクトや親などからの暴力を受けている子どもばかりである。この点については、大阪市教育委員会や学校現場だけで解決するのは不可能である。対応は児童相談センターが受け持っているが、大阪市民一人ひとりが我が問題だと捉えてもらえるような意識を持ってもらえるような大きな力が必要であると考える。</p> <p>・児童虐待等 保護者の権利が強すぎて、行政が介入できていないように思います。社会で子どもを育てる観点からみると、保護者にもう少し子育てに責任を持つよう働きかける促しや支援ができればと考えています。家庭での安全・安心、生活習慣、学習習慣が脅かされている子どもが多い学校もあります。</p>	<p>令和2年度より、「こどもの貧困対策関連事業」として、課題を抱える子どもや世帯を見逃さない仕組みの構築をめざし、「大阪市こどもサポートネット」を全市で実施しております。スクールソーシャルワーカーが学校とともに課題を抱える子どもを洗い出し、支援計画を検討し、関係機関と連携した適切な支援につなげるよう努めております。児童虐待への対応は大変重要であることから、いただいたご意見を踏まえながら、施策を推進してまいります。</p>
<p>1-5 防災・減災教育の推進</p> <p>p.32 防災・減災に関して、地域活動協議会の防災訓練で、学校と一緒にやりたいという要望に消極的な学校がある、という意見が出していました。何かあれば地域の子供達ですから 地域と学校が全く別で、というのも無理な事もあると思うので、学校が否定的原因を洗い出して、課題を解消するための情報をまとめるなどして欲しいです。とはいって、地域と学校と一緒に防災訓練ができるところもあるので、マニュアルとはいいませんが、なにか実現できるための手引きなどをお願ひしたいです。</p>	<p>区と連携した「防災・減災カリキュラム」の作成・活用の推進、「子どもの安全を守るために防災・減災指導の手引き」の改訂などに取り組み、防災・減災教育の充実に努めております。引き続き、区や地域と連携して実施できるよう、各校園に周知してまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>「1-5 防災・減災教育の推進」(P.32)について 「上町断層帯地震や南海トラフ巨大地震等の発生やそれに伴う大規模な災害」とありますが、それだけではなく、大阪市は住宅密集地や河川・水路が多いことから大規模な火災や水害も懸念され、他地域よりも防災・減災教育の重要度が高いものと認識しております。 大阪市が自治体として取組んでいる「ハザードマップ」の普及と理解促進を学校教育活動の中でも取上げ、防災・減災教育を充実させることを通じて、児童・生徒自らが危険を回避する能力を高めるよう指導することが必要と考えております。そのためには、民間の関係機関と連携して実施することも有効であり、「(具体的な取組例)・区や地域と連携した生徒への防災・減災教育の充実」の記載について、「民間の関係機関等とも連携すること」を追記いただきますようお願いします。</p>	<p>区や地域と連携した防災・減災教育については、これまで各校園で工夫して取り組んでいるところです。区や地域と連携した防災・減災教育の充実を図り、各校園の実情にあわせて民間等との連携も検討してまいります。</p>
<p>1-6 安全教育の推進</p> <p>1-6 安全教育の推進『・スマートフォン等の節度ある適切な使用ルールの策定と家庭への協力依頼・スマートフォン等の使用実態に関する継続調査の実施・スマホサミットの継続実施』スマートフォンは便利なものであり、所持していることが当たり前になりつつあるが、利用するかどうかは家庭での判断であり、学校で教育するものではない。</p>	<p>スマートフォン等の使用(ゲーム、動画、SNS等)に時間を費やす児童生徒が多くなっており、健康・生活習慣・学習への影響、ネットいじめなど生活指導上の課題、犯罪被害の危険等も危惧されることから、節度ある適切な使用に向けて、ルールの策定も含めた検討を進めるとともに、家庭との連携についても進めてまいります。</p>
<p>p.33 SNSで教職員と生徒児童との私的なやりとり禁止、私的でなければ良いという事でしょうか？私的なやりとり、どうやって知り得るのでしょうか？公益通報という形になりますか？罰則を付けても、大阪市は氏名を公表しないので意味がないと思いますので、この件に限らず、懲戒処分を受けた職員の氏名公表の方向でお願いします。しっかり頑張って下さる職員の方々にも、不信の目が行ってしまうのはおかしいと思います。</p>	<p>文部科学省通知において、わいせつ行為等による懲戒処分等が行われた事案において、教員と児童生徒との間でSNS等を用いた私的なやりとりが行われていた事案もあり、こうしたSNS等による私的なやりとりは適当ではないことから、SNS等を用いて児童生徒と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化することされています。本市としても、こうした取扱いを徹底してまいります。 なお、懲戒処分を受けた教職員の氏名は、当該教職員の職務の遂行に係る情報ではないため、個人の権利利益の保護の観点から、原則公表しておりません。</p>
<p>「1-6 安全教育の推進」(P.33)について 小中学生は自転車を利用するが多く、加害者となる事例も多く発生しています。児童生徒が加害者となり、延いては経済的不利益を被ることを考慮すると、交通安全教育は必須であると考えており、例えば以下のとおり文言を追記することを提案します。 「児童生徒が被害者または加害者とならないよう、交通ルールを遵守することや、周囲の状況に注意して通行する必要があることを民間の関係機関等と連携し指導します。」</p> <p>「1-6 安全教育の推進」(P.33)について 「(具体的な取組例)」について、「1-5 防災・減災教育の推進」と同じく、「区や地域、民間の関係機関等と連携した児童生徒への安全教育の充実」を追記してはいかがでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「児童生徒が被害者・加害者とならないため、交通ルールを遵守することや、周囲の状況に注意して通行する必要があることを、関係機関と連携し指導します。また、毎年「安全マップ」を見直し、学校や保護者、地域ボランティア等が校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、共通理解を図ることで、交通事故やその他の事故、犯罪被害等の未然防止につなげ、児童生徒の安全・安心な教育環境の実現をめざします。」と文章を改めました。</p>
<p>・学校の安全について 公開日に門を開け放し。学童保育の迎えのピーク時もそう。もう見慣れた。保護者も自分の学校に不審者や、厭世觀と自暴自棄に駆られそのくせ自分より強い者を襲う勇気はない刃物所持の者が来るようなことはないと勝手に思い込んでいる。高齢者向けの予算のいくらかでも割けば、警備員を置くことは可能なはず。また校内のいじめは突き詰めれば刑法犯だ。性的な被害は特別法や条例違反。被害児童や生徒、その保護者の意向も尊重すべきだが、校内犯罪という認識を持ち対応すべき案件も必ずある。</p> <p>・子どもの安全を 各学校園に子どもの安全指導員を配置します。</p>	<p>令和3年度においては、125校の小中学校に生活指導支援員を配置しています。生活指導支援員は教員や警察官経験者等が多く、配置校において児童生徒の安全管理等に努めています。 また、学校における防犯の取組については、「セーフティ・プロモーション・スクール(SPS)」のモデル研究を進め、その取組の周知に努めています。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>基本的な方向2 豊かな心の育成</p> <p>・「豊かな心の育成」P34～38について あ. 順序が間違っている。「人権を尊重する教育の推進」が基調となるものであり、価値や態度を教え込む「道徳教育の推進」は最後でよい。 い. 「人間としてのあり方や生き方を考えることができる」道徳科…と記述されているが、これは人権教育そのものである。「自らをかけがえのない大切な存在であると実感できるよう」も自尊感情をはぐくむ様々なアクティビティや方法、日々の授業の中でも培う視点を持つこと等、権利の主体としての意識をはぐくみ高めることは人権教育そのものである。</p>	<p>いただいたご意見も踏まえ自らがかけがえのない大切な存在であると実感できるよう、学校教育活動だけでなく、家庭・地域等との連携を図り、児童生徒の自尊感情を高め、他者を思いやる気持ちを育んでいきます。</p>
<p>基本的な方向2では、主な施策に「人権を尊重する教育の推進」が上がっているのに、全くそれについての説明がありません。「大阪市人権教育基本方針」について明記し、人権教育についてどのように推進するのか書いてください。</p>	<p>「大阪市教育委員会『人権・啓発推進計画』実施計画」は、大阪市教育委員会「人権教育基本方針」の理念を踏まえて策定しています。</p> <p>「大阪市教育委員会『人権・啓発推進計画』実施計画」をもとに、各学校園では『『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画』を策定し、より一層の人権教育充実を図るため、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を記述するなど教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行っています。</p> <p>今後も引き続き人権教育の推進に努めてまいります。</p>
<p>p.14 自己肯定感(p.10には自尊感情と書いてありますが、言葉を統一しなくてもいいですか？自己肯定感の方がわかりやすいとは思います。) 学校で、差別差別と言い過ぎだと思います。差別の後には「あなた達は差別するに違いないから言ってるんだ」と未来までを悪者扱いされて「今解決できない問題は、あなた達が何とかして」と、差別をしていないのに問題を押し付けられて困惑しているように感じます。教育委員会が定期的に「本名を言えないのは日本人が差別するからだ」と、差別なんかしない児童生徒保護者にまで責めるような手紙を配布したり、学校現場の教育が自虐史観一杯の教科書や資料集やNHKばかりを見れば自己肯定感など育ちません。大阪は、他県より比べて郷土愛に欠けているのも一因だと思います。他県では、大声で国歌を歌うと聞きましたよ。なぜ大阪でできないのでしょうか？ 多文化共生で他の国や文化を習うのに、浴衣や着物を着た事もない子供もいるのです。日本人の良さを教えないでどうやって自己肯定感が育つのでしょうか？ 大阪市は一番最初の大阪市教育基本計画から、そう言う意味で根本が間違っていると思います。道徳も、結局差別をするなど、そんな事ばかりで、日本人の良さを教える教材ではないと感じます。もっと教育現場が日本の良さや日本人の良さを教えるように変わらなければ、変わらないと思います。大阪の教育はそこをずっと無視して、触れないようにしているように思っています。この指針を考えた方々、頭を切り替えて欲しいと思います。まず、堂々と、自信を持って「我が国の歴史と社会、それが生み育てた伝統文化(学術、芸術、芸能など)及び現代におけるそれらを学び、時に体験して理解し、他者に正しく説明できることが国際社会においても求められています。」これができるようにして下さい。なぜ今回この部分を無くしてしまったのでしょうか？郷土愛にすら触れていない事が信じられません。ここはごっそり見直して下さい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「大阪市多文化共生指針及び行動計画を踏まえ、区役所・大学・NPO法人・公益財団法人等の関係諸機関と連携し、保護者・家庭のニーズを吸い上げながら情報提供・相談機能を充実するとともに、外国につながる子どもをはじめとするすべての子どもたちのための異文化理解・多文化共生教育を推進します。」と文章を改めました。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、P38の2-5 多文化共生教育の推進におきましても、「我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を理解し合い、異なる文化的背景をもつ子どもたちが、それぞれの文化的アイデンティティを尊重しながら、協働等により異なる文化を生かして身の回りの諸課題の解決を図っていくことができるようになります。」と文章を追記し、(具体的な取組例)に「日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進」を追記しました。</p>
<p>同じp.10に「本市の子供達の規範意識や自尊感情は、全国平均に比べて低い」とあります。原因は、教育委員会が定期的に発行する「日本人が差別をするから本名が名乗れない」や「日本人は悪かったと教える教科書と教員」が原因だと思います。差別なんかしていない人がほとんどなのです。それなのに日本人全体が悪いみたいな事を日常的に言われ続ければ、そんな教科書で教えられ続ければ、自分はダメだと思いつみ、まず自尊感情がなくなるハズがありません。根本的に見直して下さい。原因の1番は、教科書を選ぶという事も含めて、現場の教師のせいだと思います。安全安心を言いますが、大阪市報道発表を見ていますと、教職員の懲戒処分も度々出て来て氏名も所属も公表されずどうやって安心安全が担保されるのか疑問です。犯罪等で当たり前に子供や保護者に不信感を与える教職員を積極的に公表して本当の安心・安全を提供して欲しいと思います。</p>	<p>本市においては、多文化共生社会の実現のため、「学習指導要領」の趣旨を踏まえ、大阪市教育委員会「在日外国人教育基本方針」、本計画、「大阪市多文化共生指針」等に基づき、外国につながる子どもたちの教育活動を進めております。</p> <p>子どもたちの安全・安心を守るべき教職員による非違行為に対しては、懲戒処分を行うなど厳正に対処しています。懲戒処分を受けた教職員の氏名は、当該教職員の職務の遂行に係る情報でないため、個人の権利利益の保護の観点から、原則公表しておりません。また、所属については、子どもに不利益が及ぶ可能性があることを考慮し、校種のみ公表しております。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>基本的な方向2 豊かな心の育成 道徳教育、キャリア教育、人権教育、インクルーシブ教育、多文化共生教育、全てにおいて教職員自身の正しい理解、マニュアル通りではなく目の前の子どもたちの多様な背景を見るチカラ、互いを認め合う集団作りのための実践力向上の研修を必須とすべき。子どもたちの心を育てるには、教える立場の教職員がしっかりと向き合うことが大切だと考えます。また多文化共生教育が、日本語が話せない外国から来た子に焦点があたっているような記述ですが、すでに2世、3世、4世の世代にあたる多様な子どもたちがいて、多くが日本国籍をもっているので、はたからは外国の繋がりがわかりにくくなっている子どもたちが多くいます。そんな子どもたちにとって必要な取り組みだと言うことがわかるような表現にしてほしいです。多様なつながりを持つ子どもたちは、大阪市の大切な宝だと思います。</p>	<p>「外国につながる子ども(児童生徒)」という呼称は、帰国・来日した児童生徒だけではなく、国籍は日本であっても、外国籍の人と同様の課題を抱えている子どもたちも含んでいることが「大阪市多文化共生指針」に示されております。また、多文化共生教育の推進は、外国につながる児童生徒だけではなく、全ての子どもたちにとって必要な教育であると認識しています。</p> <p>教職員研修につきましては、いただいたご意見を、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>P14 豊かな心の育成の「多文化共生教育の推進」母語・母文化の保障等の支援が、新規の帰国来日した児童生徒のみが対象のような表現になっていると思います。日本で生まれ育った子どもたちにとって必要な教育だと思うので、その旨含む表現をお願いします。また、関係諸機関との連携が強調され、実際に日々子どもたちと過ごす教職員の役割が見えにくいです。多文化共生に対する意識向上や正しい理解のための研修の必要性が明記されるべきだと思います。</p>	
<h3>2-1 道徳教育の推進</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ネットで溢れている差別投稿や出身地をアウェーティングする行為等、部落問題は益々陰湿化していることを伝える必要があるが、2021年9月27日の「地名一覧掲載は違法」との判決等を学習する等、今日的部落問題の記述が全くないことは大きな問題である。 	<p>子どもが社会の様々な人権課題に対する正しい理解と認識をもてるよう、いただいたご意見も踏まえ施策を進めてまいります。</p>
<p>p.34 具体的な取り組みと、施策目標が全部、対「教える側」になっていて大丈夫なんでしょうか？社会経験なく、先生になられた方が多い中で、どこまで道徳や社会性を子供達に教えられるのかという疑問もあります。地域全体で、というならば、地域住民や保護者も参加できる研修にしてはどうでしょうか？生徒の自尊感情を高め、とありますが、学校教育が自虐史観に満ちているので、そこから変えていかないと無理だと思います。</p>	<p>道徳教育新任教員研修、道徳教育推進教師研修、学校園運営研修(道徳教育)等で、教員に対する道徳教育の研修を行っております。本計画素案の重点施策が「道徳教育の推進」となっており、各校で推進する立場である教員(道徳教育推進教師)が中心となって、道徳の授業の充実を図ってまいります。本計画で述べている地域全体とは、近隣の小学校・中学校が連携して地域の課題に応じて系統的に指導してまいりることを念頭に置いており、いただいたご意見どおり、教育活動全体の中で必要に応じて、地域の施設や団体と連携し、協力いただきながら児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進してまいります。本市では、現在、「学習指導要領」に則って、道徳科の実施に向けて各校で道徳の授業の充実に努めており、今後も各校で教員の道徳の授業の充実を図ってまいります。</p>
<p>・道徳教育ないしキャリア教育について、そもそも道徳教育は自己肯定感や自己有用感を養うものではない。まず、規範意識を持たせることが有益である。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、引き続き規範意識の育成に努めてまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>2-2 キャリア教育の充実</p> <p>2-2 キャリア教育の充実『・職業講話・職場見学・職場体験等、職業に関連したキャリア教育の実施 全小中学校』全小中学校を受けてもらえる職場がどれだけあるのか。一部の特定の職場ばかりとなつては偏ったキャリア教育になつてしまふのではないか。</p> <p>私の住む生野区のある中学生は生野区に悪いイメージを持ち、自己肯定感が少ないと聞く。これは地域の課題であるので、学校のみでなく、広報担当・地域振興担当・社会教育担当の区役所や地域と連携して、職場体験授業やゲストティーチャーなど積極的に取り組みべきである。</p> <p>また進路指導にも多くの問題があるので、キャリア教育の推進も重要と考える。特に此花区で民間企業と連携したキャリア教育を推進しているので、全市へ普及すべきである。</p> <p>2-2キャリア教育の充実について、文科省が進めるソサイエティ5.0への対応について、ぜひこの項でも記載すべきで、従来型の職業講話・職場見学・職場体験では、課題が多く、子どもが大人になるころには、その職業そのものがAIなどの代わりなくなっている可能性もあるので、先進事例を検討するとの記載が必要と考える。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、企業や団体、区役所との連携による職業講話や職場見学、職場体験学習、各分野で活躍する人材などによる出前授業など、体験的な学習を実施するとともに、「新しい生活様式」に応じた子ども達のキャリア形成を育む学習活動の開発と普及に取り組んでまいります。</p> <p>また、いただいたご意見を踏まえ、「その中で、企業や団体、区役所との連携による職業講話や職場見学、職場体験学習、各分野で活躍する人材などによる出前授業など、体験的な学習を実施するとともに、テレワーク等を含む「新しい生活様式」や人工知能(AI)をはじめ様々な技術革新に応じた子ども達のキャリア形成を育む学習活動の開発と普及についても行っていきます。」と文章を改めました。</p>
<p>・キャリア教育の必要性は理解でき、4年後の目標は100%となっている。事前準備等に十分な時間が必要であり、事後の児童生徒の感想や感謝の言葉を企業に届ける等の丁寧な取り組みが不可欠である。キャリア教育の充実と、基本計画では「学力向上」を目指しているが、キャリア教育への時間数を充分確保できるであろうか。</p>	<p>キャリア教育は、各学校の裁量により、総合的な学習の時間や特別活動等を活用して実施します。キャリア教育にかかる教育活動は、年間計画を綿密に立てることにより、活動する時間が十分確保できるものと考えます。いただいたご意見を踏まえ、各校がキャリア教育の年間計画を企てるこことにより、充実した取組を実施できるよう図ってまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.35 思い違いかも知れませんが、キャリアパスポートと書いたペラのいつもの紙を子供が持て帰ってきた記憶があります。これをずっと使うのか？本当に？みたいな印刷も雑な用紙だったように思います。そんなに力を入れてないのだな、と思いました。ずっと持ってられるような丈夫な冊子とかにならないですか？具体的な取り組みの中に、年間指導計画作成の指導、というのは、子供達に指導するのですか？教科書出版社が付けてくる年間指導計画を利用する先生が多いと聞いてるので、指導できるのかな？と思いました。指導計画の事が書いてあったので 授業のねらいが書いた単元も指導計画は基本どの教科も公表して欲しいです。「新しい生活様式」は決定した事なのでしょうか？元通りにはならない、元通りにはしないと決まったのでしょうか？そもそも「新しい生活様式」の具体的な内容がありませんので、どんな事を強いられるのか不安があります。もっと詳しく説明して欲しいです。</p>	<p>・キャリア・パスポートにつきましては、文部科学省の「キャリア・パスポート」の様式例と指導上の留意事項」の中で、「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオのことである。なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。」と定義づけられており、「各シートはA4版(両面使用可)に統一し、各学年での蓄積は数ページ(5枚以内)とすること」とされております。ただし、各地域・各学校における実態に応じ、都道府県教育委員会等、各地域・各学校で柔軟にカスタマイズされることを前提とするとされていることから、いただいたご意見等を参考に、保存用ファイルの改良等、内容の充実に努めさせていただきます。</p> <p>・「年間指導計画作成の指導」とは、各校において作成した年間指導計画を大阪市教育委員会事務局が指導し、各校のキャリア教育の充実を図るという意味でございます。</p> <p>・「新しい生活様式」とは、文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」(2021.4.28Ver.6 2021.5.28一部修正)での基本的な感染症対策を継続的に実施するということで、「3つの密を避ける」「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染症対策を導入した生活を意味しております。</p> <p>　いただいたご意見を踏まえ、「その中で、企業や団体、区役所との連携による職業講話や職場見学、職場体験学習、各分野で活躍する人材などによる出前授業など、体験的な学習を実施するとともに、テレワーク等を含む「新しい生活様式」や人工知能(AI)をはじめ様々な技術革新に応じた子ども達のキャリア形成を育む学習活動の開発と普及についても行っていきます。」と文章を改めました。</p>
2-3 人権を尊重する教育の推進	
<p>「人権を尊重する教育の推進」では、「子どもの立場で、子どもの意見を尊重し反映」させるようにしてください。</p> <p>大阪には「人権教育」の歴史と実績がある。持続可能な開発のための教育がなぜ必要なのか、理解に苦しみます。これまでやってきた「主体的・対話的で深い学び」である人権教育をこれからも続けるべきではないかと考えます。「ESD教育」が必要な理由を説明してください。</p>	<p>○いただいたご意見は、今後の取組の参考にし、引き続き人権を尊重する教育を推進してまいります。</p> <p>○本市では、今後も人権教育の成果を継承、発展させながら人権教育を進めてまいりますが、本市の状況の変化や世界的な課題、取組の進捗等に応じて新しく取り組まなければならないこともあります。本市において、ESD教育を踏まえた人権教育について触っていますのは、多文化共生の考え方に基づく教育等、ESD教育が包括的な人権教育の取組であると認識しているためです。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>「基本的な方向2 豊かな心の育成2-3 人権を尊重する教育の推進・36」について 人権教育に関して、単に「豊かな心の育成」といった「広い心」に期待するのではなく、2011年に国連人権理事会で採択された「人権教育および研修に関する国連宣言」を踏まえた内容、すなわち普遍的な人権の基準を学び、自分自身の権利と責任について認識し、多元的で誰も排除されない社会の責任ある一員として、人が成長するよう支援していくという方針をもつ必要があります。 「人権教育および研修に関する国連宣言」の翻訳は以下のサイトにあります。 https://www.hurights.or.jp/archives/promotion-of-education/post-5.html とりわけその第4条に留意してください。</p> <p>第4条 人権教育と研修は、世界人権宣言と関連する条約や文書に基づき、次の目的のために行われなければならない。(a)普遍的な人権の基準と原則に対する意識、理解、受容を高め、国際、地域(region)、国内のレベルで人権と基本的自由を保障すること、(b)誰もが他者の権利を尊重し、自分自身の権利と責任についても認識しているような、人権の普遍的な文化を築くとともに、自由で平和、多元的で誰も排除されない社会の責任ある一員として、人が成長するよう支援すること、(c)人権の効果的な実現を追求し、寛容、非差別、平等を促進すること (d)質の高い教育と研修へのアクセスを通じて、すべての人が差別なく、平等な機会を保障されること、(e)人権の侵害と乱用の防止、およびあらゆる形態の差別、人種主義、固定観念化や憎悪の扇動、それらの背景にある有害な態度や偏見との戦いに貢献すること。</p>	<p>○本計画は、「教育基本法」の理念などを踏まえて策定するものですが、憲法をはじめ、「子どもの権利条約」や「国際人権規約」第13条の精神とも合致するものと考えています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>p.36 人権の「権」の部分、権利に関して、特に中学校以降は憲法12条の理念をしっかりと教えて下さい。様々な人権を扱うと言いながら、大阪市の教育現場では、拉致啓発がほとんど実施されていない事がニュースにもなっていました。市議会が拉致啓発決議も採択しました。毎年毎年文科省や内閣官房拉致対策本部から学校で「めぐみ」の活用の通知があるのに学校は完全に無視してきました。国会でも決議が流れて批判が起きた、中国共産党のウイグルやチベット南モンゴルでの命にかかる人権侵害を教育現場は一切取扱いません。そんな偏った教育現場で本当に人権問題を公平に扱えるのでしょうか？教科書が両論併記されていない現状の中、教師がフォローして欲しいのに一緒にになって偏った教育をしているケースも見てきました。人権教育という名前で、偏った思想、偏った考えを押し付けないようしっかりと監視して下さい。学校や地域の実態に応じた個別の人権課題やESDとか言われると、また一方的に強制連行や日韓併合(いい加減植民地支配と言うのはやめて頂きたい、日本人へのヘイトです)に偏る事を懸念します。学校ではやたら日本人がこんな悪い事をした、と色々教えますが、文献によっては間違った内容であったり逆に通州事件など日本人がされた事は一切教えませんので、その辺りを是正して公平に人権を扱うよう、教育委員会がしっかりと監視して下さい。現場任せにするなら、教育内容通報窓口を設置して下さい。そう言えば、領土に言及する施策がないですが、国土や領土を守るという観点の教育もどこかに入れて下さい。防災・防犯のところでもいいかも知れません。北朝鮮がまたミサイルを打ってくるかも知れません。大阪市の教育として国民保護法に関する教育もどこかに入れて欲しいです。</p>	
<p>p.36 人権を尊重する教育の推進 大阪市内の小中学校は、拉致問題に関して冷淡でした。大阪市で拉致啓発決議が採択されています。しっかりと拉致問題啓発に取り組んで下さい。毎年、文科省、拉致対策本部、法務省から、DVDめぐみの使用や、拉致啓発ポスターの掲示をお願いする通知等がたくさん送られてきますが、散々無視した小中学校の校長、教頭、教務主任に人権を語る資格はないと思います。この教育振興基本計画の具体的な施策の中に、拉致啓発を明記して下さい。中国以外で問題になっている、ウイグル、チベット、南モンゴル、香港、台湾への中国共産党による人権侵害や弾圧もしっかりと取り上げて下さい。学校という場所が、一番人権侵害を公平に扱わない場所だと思いますので、それをしっかりと指導できない教育委員会も同じです。自ら行動しない行政の言う事には、全く説得力がありません。ネットで情報を入手できる時代に、すぐばれる偏向はやめて下さい。教職員の人権教育研修と書いてありますが、教育する側に偏見や偏向がある事を懸念します。人権研修には一般人にも公開するか、一般人も参加できるようにして下さい。教育委員会の人権研修を信用できません。</p>	<p>本市においては、拉致問題を含む個別の人権課題に対応した人権教育を推進しています。大阪市会における「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議」を踏まえ、さらなる啓発の推進を図っています。教職員研修につきましては、いただいたご意見を、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>さて、具体として、その中でも素案ページ36、2-3人権を尊重する教育の推進においての項目が、たった1ページのみの記述となっています。子どもたちは、日々、ネットやTVなどに流される差別的な言動にさらされています。何が差別であるのか、何が人権侵害であるのか、学びの揺らぎが起こっているように感じます。現在、同和問題では、ネット上で出自を暴き、晒すという事件が裁判となっています。自分の出自を慎重に扱っている人も、また、出自に気づいてない人も知らないところで、一方的な「晒し」という事態に遭遇してしまいます。その人が、「同和地区」という地べたに住んでいることと関係なく出自というセンシティブ情報が晒されるのです。そして、SNSで流された個人情報は消せないものです。つまり、SNSは「仮想空間」ではなく、デジタル技術を使った一つの現実だ、ネットという仮想現実空間に部落差別として再生産されているという現実だという理解が必要だと感じます。</p> <p>もう一つ、人権課題は具体的に存在するということです。これまで、同和問題やLGBTQなど様々な人権課題について、多くの教育関係者の努力でたくさんの実践が積み重ねられてきました。かけがえのない取り組みが残されています。そうした成果を大切にするとともに、現場教員の糧となるように、それこそ、デジタル化、映像化することが必要ではないでしょうか。</p> <p>さらに、同和教育、解放教育のエッセンスは地域との連携にあります。地域に子どもたちの「居場所」をつくることです。地域学習の場を作ることや、子ども食堂など様々な地域実践が進められています。学校はどれほど助けられているでしょうか。釈迦に説法ですが、子どもたちを中心に地域や学校、行政は何ができるかという観点から教育を進めるということです。手法はデジタルでもアナログでも二の次です。</p> <p>もう一つは、困難な家庭の中では子どもが育ち保護者を乗り越えていく姿を多く見ます。保護者が変わる、家庭が変わるという条件をどう作っていくか、地域との連携や生涯学習の活用などが効果的なものとなるよう変革される必要があると考えます。</p> <p>素案では、「SDGs」の理念に触れられています。人権の課題は、たくさんの目標の中の一つのものと狭く解釈する間違があります。人権課題の解決は、すべての目標につれぬかれた基本理念です。本素案でも、すべての課題に「人権」という基本理念があることを理解できるよう補完しておくべきだと考えます。</p>	<p>○人権教育はすべての教育の土台であり、あらゆる教育の前提、基盤となる教育であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<h4>2-4 インクルーシブ教育の推進</h4> <p>2-4 インクルーシブ教育の推進 インクルーシブといふに学級児童数になぜ特別支援学級の児童はカウントされないのであるか。いくら35人学級をすすめていっても結局、学級では40人を超してしまう。大阪市の独自の取組で全国に先駆けてどうにかできないものか。</p> <p>⑤のコロナを踏まえた新しい生活様式について</p> <p>発達障害の子が増え年々特別支援学級に在籍している子は、増加傾向である。しかし、特別支援学級在籍している子は、通常学級の在籍人数に含まれないため、1クラス35人が定員だとしても支援学級在籍の子がクラスに4人いたら実際には39人でも1クラス35人の定員を満たしていることになる。本当に密だし、教育的にも非効率だ。コロナを踏まえた新しい生活様式というならば、本心を言えば35人学級でなく30人学級でもいいと思うが、それが無理なら支援学級の子も通常学級にダブルカウントして35人学級は守ってほしい。</p>	<p>小学校・中学校の特別支援学級の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1学級8人が標準と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされています。</p>
<p>・「インクルーシブ教育の推進」では、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」とあるが、これは全ての教育活動で大切にされなければならない子ども像である。また、生涯学習では「つながり、支え合い、共に育つ」という基本理念を掲げているが、これも学校教育には重要な理念である。基本計画の基本理念「力強く生き抜き」を削除して、文章全体の再考を求める。 インクルーシブ教育とは、障がいのある児童生徒が通常学級で学んでいることを一般的には言う。基本計画ではインクルーシブ教育がなされているような誤解を与えていた。そうしないためには、インクルーシブ教育推進スタッフの大量配置が即必要である。特別支援教育の推進をあくまでも中心としているので、「インクルーシブ教育」というタイトルは誤っている。</p>	<p>小中学校で学ぶ障がいのある児童生徒は年々増加傾向にあり、これまで以上に、教員の障がいに対する理解の深化及び専門性の向上を図るなど、本市が従来より進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進していきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>P37「インクルーシブ教育の推進」</p> <p>「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進」は、特別支援教育の課題でなく、こども全体に対しての教育目標です。教育の基本理念と考えます。共に学び・生活することで子ども達は将来、共に生活することの経験を積むと思います。よく言われていることですが人は一人では生きられません。助けてと言える関係づくり、今こそ、つながる生き方を育む必要があります。</p>	<p>誰もが互いの良さを認め合い協働できる共生社会をめざすために、障がいのある者も障がいのない者も「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を進めることが重要と考えます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>p.37 インクルーシブ教育の推進 障害のある子供がない子供と一緒に勉強するのはいいと思うのですが、看護師が一緒にいないと授業を受けられない子供と一緒に学校で勉強するのが本当にいいとは思いません。ある障害者の方が言っていました。「自分は学習教材じゃない」と。学校に登校できない生徒児童にリモートで教育の機会を保障する形も出来ています。本当に学校に通えるのか、他の児童生徒の単元学習の機会を奪ってないか(それはある意味健常者への差別だと思います。)、真剣に考えて下さい。自分の子供が、障害のあるお子さんの世話を、障害のあるお子さんの希望で担当させられた事がありますが緊張と負担で自分の子が壊れるのではないかと思った事がありました。一緒に過ごす児童生徒に対しても発達段階に応じた対応をして下さい。無責任や綺麗ごとでインクルーシブ教育を進めないで欲しいです。インクルーシブ教育を全否定はしていません。理解は必要だと思うからです。ですが、いずれ、同じ教室で学んだ健常者が障害者の生活を支えないといけなくなる事がほとんどですので、健常者の学習を遅らせるような事は、長い目でみて障害者の生活をも苦しくする事になると思うので、程度を見極めて下さい。全ての子供に教育の機会は、本当の意味で平等であるべきです。障害のある子供、あまり頭がよくなくて足を引っ張る我が子のような子供、学校の勉強では競争社会で生き残れないと塾で勉強する子供、本当の意味で平等にして下さい。</p>	<p>本市では、これまでより障がいの有無に関わらず地域で「共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育の推進に努めており、各校においては、障がいのある児童生徒を学校全体で受け止め、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学び活動する教育を推進しています。</p> <p>各校におきましても、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じ、多様で柔軟な仕組みを整備することに努めています。</p> <p>教育委員会としましては、引き続き、各校におけるインクルーシブ教育の取組が充実するよう、専門家による巡回指導や障がいへの理解を深めるための研修を実施し、教職員の専門性の向上に努めてまいります。また、特別支援教育サポートーや医療的ケア児のための看護師配置事業などの人的支援を行い、各校の取組を支援してまいります。</p>
<p>「基本的な方向3 豊かな心の育成」に関して、インクルーシブ教育の推進が、道徳教育、キャリア教育などと並ぶ各論の一つという扱いになっていますが、インクルーシブ教育は、「豊かな心の育成」の目的を達成するための手段的な位置づけにとどまるものではないと考えます。本計画の用語解説において、インクルーシブ教育は「障がいのある者と障がいのない者が同じ場で共に学ぶこと」(p.64)と記されていますが、これは本来のインクルーシブ教育の解釈としては狭すぎます。1990年代からの国際的な議論では、障がいの有無だけでなく、文化的・民族的背景やセクシュアリティなどの側面も含めてすべての子どもが多様でありユニークな存在であるという前提に立ち、既存の教育方法・内容や学校システムそのものを抜本的に変革していくプロセスそのものがインクルーシブ教育であるとされています。インクルーシブ教育の推進は、公教育におけるすべての取り組みの基礎となる価値及び哲学であり、言い換えれば、本計画に記されたすべての教育的活動は、どの子も切り捨てないインクルーシブなものとなっているかどうかに照らし合わせてその内容の妥当性や効果及び課題を検証されるべきものといえます。つきましては、本計画の骨組みを抜本的に見直していくだけ、すべての取り組みを包括する「公教育の理念・目的」として、インクルーシブ教育の推進を掲げ、そのもとで、具体的な重点目標を再検討の上、再設定していただきたいと思います。</p>	<p>令和3年1月の中央教育審議会答申において、「幼児教育、義務教育、高等学校教育の全ての教育段階において、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)や、今般の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要である。」どうたわれており、本市におきましても従前より障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進を特別支援教育の基本として取組を進めてまいりました。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>【2-4 インクルーシブ教育の推進について】2030年以降の社会を見据えためざすべき姿として「障がいのある者も障がいのない者も、互いの良さを認め合い協働できる共生社会をめざします」とあるが、認め合うものを「良さ」に限定しているのはおかしい。共生社会とは、「良さ」とされる点だけを認め合うのではなく、「悪い」とされる点もひっくるめて、お互いのあるがままを認め合えることである。</p>	<p>本市では、これまでより障がいの有無に関わらず地域で「共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育を推進しております。いただいたご意見を踏まえ、「障がいのある者も障がいのない者も、互いを認め合い協働できる共生社会をめざします。」と文章を改めました。</p>
<p>【2-4 インクルーシブ教育の推進について】「障がいのある者も障がいのない者も、互いの良さを認め合い協働できる共生社会をめざします。そのために、障がいのある児童生徒の自立と社会参加をみすえて、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、特別支援学級、通級による指導での学びを充実させます」とあるが、インクルーシブ教育の推進、共生社会の実現、自立と社会参加を考えるのならば、「特別支援学級」や「通級」といった分けた場を充実させるのは逆方向だと考える。大阪市には長年にわたる「原学級保障」の取り組みの実績があるので、その経験を生かし、すべての子どもが「通常学級」で学ぶという方向をめざすべきである。</p>	<p>インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えます。</p> <p>このため、障がいの状態等に応じ、十分な教育を受けられるよう、小中学校の通常の学級での指導方法等の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級における、特別の教育課程、少人数の学級編制などを活用した指導や支援が行われることが大切と考えます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>【2-4 インクルーシブ教育の推進について】「学びの充実に向けて」の取り組みとして、「教員の発達障がいを含む障がいに対する理解や、特別支援教育の専門性を高めるための研修を実施」と、「理学療法士や言語聴覚士など専門職による巡回指導を活用」が挙げられているが、インクルーシブ教育の推進のためにいちばん重要なのは、そうした障害に対する「専門性」よりも、障害のある子もない子とともに学べる環境づくりや、子どもたちの関係づくりといった、教師としてあたりまえの「専門性」である。これまで現場で積み重ねられてきた「ともに学び、ともに育つ」取り組みの経験や知恵を分かち合う研修こそを充実させるべきである。</p>	<p>教育委員会としましては、引き続き、各校におけるインクルーシブ教育の取組が充実するよう、特別支援学級担任対象の研修だけでなく、通常学級担任や希望者を対象とした障がいへの理解を深めるための研修を実施すると共に、引き続き学校における実践を相互に共有できるように努めてまいります。</p>
<p>【2-4 インクルーシブ教育の推進について】具体的な取組例として、「特別支援教育サポーターの配置」「インクルーシブ教育推進スタッフの配置」「アドバイザー等の派遣による巡回指導体制の強化」とあるが、こうした1年ごと契約の非正規職員の配置、拠点校のみのスタッフ配置、外部スタッフの巡回指導のみでは継続的な取り組みが行えず、各現場で経験を蓄積していくことも難しい。インクルーシブ教育の推進のためには、まず、正教員を増やすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校の教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により定められており、原則として各学校の学級数に応じて教員を措置しており、特別支援学級につきましても、設置学級数に応じて教員を配置しております。 ・教職員定数の改善については、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、今後も引き続き、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいります。 ・なお、令和4年度教員採用選考テストからは加点を拡充し、特別支援教育に関する専門的な知識・技能を持った人材の確保に努めています。
<p>障害児教育について、個々の教員が理解を深めることも必要であるが、障害児教育の知見を有する医療分野や福祉分野の専門家との連携が不可欠である。</p>	<p>障がいの重度化・多様化が進んでおり、教育委員会では、引き続き、各校におけるインクルーシブ教育の取組が充実するよう、理学療法士や言語聴覚士等の専門家による巡回指導や、障がいへの理解を深めるための研修を実施してまいります。また、医療的ケア児のために、学校に看護師を配置するなど、各校の特別支援教育推進の取組を支援してまいります。</p>
<p>2-5 多文化共生教育の推進</p> <p>2-5 多文化共生教育の推進『・日本語指導の保障、母語・母文化の保障(日本語指導協力者や母語支援者、国際クラブ指導者等による支援)、ICTを活用した日本語指導支援・日本語指導、母語支援等を行う人材の確保』学校で日本語指導を行えるように教材の提供を行う。また、家庭に学校からの手紙を読んでもらえるように多言語版のテンプレートを用意する。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨を踏まえ、現行の「教育振興基本計画」の成果を継承、発展させ、グローバル化する社会を生き抜く力を備えた子どもを育むために、「大阪市多文化共生指針」及び「行動計画」を踏まえ進めてまいります。</p>
<p>2-5多文化共生教育の推進について、文科省が進める母国・母文化については、単に子どもの問題ではなく、保護者の課題であり、マジョリティである地域の課題もあるので、単に国際クラブだけでは困難で、教員の研修や外部人材の活用、生涯学習部門との連携、地域振興や社会教育担当の区役所との連携が重要であるので、記載すべきである。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「「大阪市多文化共生指針」及び「行動計画」を踏まえ、区役所・大学・NPO法人・公益財団法人等の関係諸機関と連携し、保護者・家庭のニーズを吸い上げながら情報提供・相談機能を充実するとともに、外国につながる子どもをはじめとするすべての子どもたちのための異文化理解・多文化共生教育を推進します。」と文章を改めました。</p>
<p>2-5多文化共生教育の推進について、教育者として上から目線の姿勢が伺える。子育て世代の外国籍住民に大阪市を選択してもらえる、大阪市に住みたいと思えるこども・保護者の視点が必要と考える。そのためにも、文科省や大阪市役所内部の議論だけでなく、当事者のニーズを拾うことが重要と考えるので、子どもを含む外国籍住民の意見を聞くことはもちろんのこと参画できる仕組みを検討するとの記載が必要と考える。市民局は行っていないので、多国籍化・急増する児童・生徒を教育委員会として考える必要があると考える。また大阪市は国籍条項を撤廃しているので、外国籍や海外にルーツを持つ教職員の意見を反映する手法も検討するとの記載が必要と考える。</p>	

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・帰国・来日した児童生徒への日本語指導や適応指導を中心をなす「多文化共生教育の推進」。母語支援者、国際クラブ指導者等による支援が記述されているのが何よりの救いである。例えば、学級(学年)で中国にルーツがある児童生徒が悩みや想いを打ち明け、それを受け止めて韓国・朝鮮にルーツのある児童生徒が自分のことを語る。そういう姿に日本の児童生徒も自分の思いを語っていく…のような取組、まさに児童生徒の心が響き合っているのだ。ここから深い人間関係が築かれ互いに刺激し合いながら育っていく。このような取組こそが「多文化共生教育」の根幹をなしている。マジョリティーである日本の児童生徒を視野に入れた取組こそが求められる。</p>	<p>いただいたご意見も踏まえながら、外国につながる子どもをはじめとするすべての子どもたちのための異文化理解・多文化共生教育を推進してまいります。</p>
<p>素案・施策・基本的な方向2－5「多文化共生教育の推進」に関連して 「多文化共生教育の推進」は、現行の「大阪市教育振興基本計画」(21年3月変更分)の中では、第2編アクションプラン編の、2つの「最重要目標」の「目標2」→「国際社会において生き抜く力の育成」の中にあります。 令和4年(2022年)からの「計画」素案では、「第2編・施策」の中の「基本的な方向2」の「豊かな心の育成」中の一つの項目となっています。 「豊かな心の育成」には、他に「道徳教育」「キャリア教育」「人権を尊重する教育」「インクルーシブ教育」が書かれています。「多文化共生教育」も含めて、これらの課題は「心」の課題と捉えて、「豊かな心の育成」で解決できると考えておられるのでしょうか。 「方向2」より、素案の「施策」の「基本的な方向4」「誰一人取り残さない学力の向上」にこそ入れるべきではないかと考えます。そうすることで、前記の5つの「教育」の課題がより明確となり、「学力」論議の内実を一層深めるものになると考えます。 今回の素案の最初には重要なことが掲げられています。(引用) 「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」で17 の持続可能な開発目標(SDGs)と、中略、開発目標の一つである教育に関する目標(SDG4)として、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が定められ、後略。 素案のP8に「新たな計画の策定に向けた検討」には、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定した、とあります。「貧困」の問題は引き続き課題となっていると思います。その中でも、特に外国にルーツのある子ども、家族の貧困の問題は解決していません。 「多文化共生教育」の課題は、「心」だけの問題ではないと考えます。 令和2年(2020年)12月24日策定された「大阪市多文化共生指針」では、「外国につながる市民」の表現で、「外国人住民」だけでなく、大阪市在住のすべての外国人に「つながりのある」市民の生活全般について、書かれています。その中で下記の注釈がつけられています。(引用) 本指針では、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあがってきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用しています。 その精神からも、国籍等に制限されることなく、それらの人々がアイデンティティを尊重される環境整備に一段と努めていくことが求められると思います。 それを、進めていく中に教育委員会があると考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、本計画素案の基本理念「グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。」に通じるものと考えます、ご指摘のとおり「基本的な方向4」にも「多文化共生教育」は関連しますが、多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことなどを踏まえ「基本的な方向2」へ位置づけていますが、これらの取組は相互に連携していると考えます。 いただいたご意見も踏まえながら外国につながる子どもをはじめとするすべての子どもたちのための異文化理解・多文化共生教育を推進してまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.38 多文化共生教育 前回まであった【基本となる考え方】・子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすこと」及び「・学校行事や「総合的な学習の時間」における日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進」を、再度入れて下さい。書いてないと学校はしませんし、教育委員会と、他団体の協議の様子をHPで見ていますが、教育委員会が大きな声に流されていると思います。この多文化共生教育の内容も、おおいに大きな声に流されていると感じます。大阪市が、日本人のアイデンティティや伝統文化、民族性を封印するのは、日本人へのヘイトです。大阪市教育委員会は、日本人へのヘイトをやめて下さい。政策目標に、「外国につながる児童生徒が母国・母文化の保障に繋がる活動に参加している割合」とありますが、日本人への母国、母文化の保障がされていません。教育委員会は日本人へのヘイトをやめて下さい。また、外国につながるとは、多文化共生指針等の定義を見ると、日本人として生きようと帰化した人まで、外国籍住民として扱うなど、ヒドイ差別的な定義になっています。日本人として生きる事を選択した者にまで、自分と繋がる外国を母国だ、母文化だと無理やり活動等に参加する事を強制するつもりでしょうか?とんでもないヘイトです。そもそも定義がおかしいと思います。外国につながる日本人を日本人として認めない施策はヘイトそのものです。人権侵害です。このページの内容は、外国に繋がりのあった日本人(少数かも知れませんが)を本当に傷つけています。日本人を選んで日本人になった外国につながる日本人には、しっかり日本の伝統と文化を教えて下さい。そもそも、学校で天皇や皇室の事を教えないのに、日本の伝統と文化を教えている気になっている事こそ問題です。大阪市の教育は、根本から間違っていますので、まず大阪市歌の内容からしっかり学習させて下さい。</p>	<p>○本計画素案における多文化共生教育の推進については、「大阪市多文化共生指針」や大阪市教育委員会「在日外国人教育基本方針」を踏まえたものとなっています。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p> <p>○いただいたご意見を踏まえ(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿/本計画期間で取り組む主な内容)に「我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を理解し合い」と追記しました。また、(具体的な取組例)に「日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進」と追記しました。</p>
<p>基本的な方向2-5 多文化共生教育の推進 「大阪市多文化共生指針」だけではなく、「大阪市在日外国人教育基本方針」に対しても言及が必要。具体的な取り組みの中に、外国につながる子どもたちに対してや、多文化共生教育の正しい理解と教育実践力を高めるための教職員の研修について取り扱う必要がある。</p>	<p>本計画素案は、「大阪市多文化共生指針」や大阪市教育委員会「在日外国人教育基本方針」を踏まえたものとなっています。</p> <p>多文化共生教育は、外国につながる児童生徒自身に対する共生の感覚の育成や、日本人の子どもたちを含めたすべての子どもたちに対し必要な教育であると考えております。</p> <p>教職員研修につきましては、いただいたご意見を、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>日本の伝統と文化、郷土愛という文言を戻して下さい。この教育振興基本計画のパブコメ提出を、校長、教頭、教務主任の義務にして下さい。有意義な意見ができるでしょうし、校内で3人が内容を知っていればうまく進むと思います。拉致啓発授業を明記して下さい。中国共産党による、ウイグル、チベット、南モンゴル、香港、台湾の人権侵害を教える事を明記して下さい。大阪市のヘイト条例は、日本人へのヘイトも許さないので、ヘイトと言えば外国人に向けられている事、と教えるのは止めて下さい。学習指導要領にあるように、1年生からしっかり国歌を歌えるようにして下さい。教科書が偏っているので、教師の方で色々な意見があると教えて下さい。 大阪市歌を総合の時間の教材にして下さい。</p>	<p>本市においては、拉致問題を含む個別の人権課題に対応した人権教育を推進しています。</p> <p>また、各学校における学習活動は、「大阪市多文化共生指針」、大阪市教育委員会「在日外国人教育基本方針」、「学習指導要領」等に基づき、実施されています。今後も、「学習指導要領」や各方針等に基づき、教育の充実を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>ご指摘いただきましたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ(2030年以降の社会を見据えためざすべき姿/本計画期間で取り組む主な内容)に「我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を理解し合い」と追記しました。また、(具体的な取組例)に「日本の文化や伝統についての体験的な学習の推進」と追記しました。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>教育の力、教育の可能性、教育が築く未来。私たちのまち大阪市には、どの都道府県よりもずっと昔から、いつも社会で共に暮らす外国にルーツを持つ人たち、特に朝鮮半島につながる人たちがたくさん居ます。近年は、新たに外国につながる人々もますます増え、実に多様な社会が構築されています。すべての子どもたち一人一人が、誰も置き去りにされないためにも、今一度、これまでの大阪市の人権教育を評価し、更に発展していくことが大事だと思います。世代が継がれる中、ダブルを含め生まれた時から日本国籍をもつ子どもも多く、背景が多様になっています。自己のルーツが伝えらえる事の困難さと、ルーツを肯定的に捉える為の民族教育をどのように保障していくかという困難さを痛切に感じます。是非とも、大阪市が全国に発信できる、大阪の特色を活かした、真の多文化共生教育に取り組んでいけるよう施策を立ててください。</p>	<p>本市では、今後も人権教育の成果を継承、発展させながら人権教育を進めてまいります。</p> <p>ご指摘いただいている点につきまして、今後の施策を立てる際の参考にさせていただきます。</p>
<p>2-5多文化共生教育における、アイデンティティ教育のさらなる充実を求める。自分のルーツに自信を持つことは、外国ルーツの子どもたちにとって不可欠なことです。大阪市がこれまで取り組んできた民族学級の活動をしっかりと保障することを前提として、取り組みのさらなる拡充のための予算拡充と人員確保を求める。</p>	<p>外国につながる児童生徒数が増加している状況も踏まえ、予算の拡充に向けて取り組んでまいりたいと考えております。</p>
基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上	
<p>p.15 就学前教育 幼児期の遊びは、それ自体が成長に欠かせない事が書かれていてその通りだと思いますが、近年は、例えば保育所などでは走り回ったりするスペースが少ないと感じます。室内では体を動かす事に限界がありますので、走り回れる場所の確保を、行政の支援をお願いします。体験型幼児教育施設もいつも利用できるモノではありません。天候に左右される事は仕方がないにしても 走り回れる場所の確保をお願いします。</p>	<p>就学前教育・保育施設につきましては、それぞれの施設種別毎に法令等で定められた設備の基準を満たすように設置されているところです。それぞれの施設状況において児童の体を動かす取組を各施設で行えるよう、本市が主催する研修等を通じて方策を伝えているところです。</p>
<p>「基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上」に関して、幼児期の豊かな遊びが人格形成の基礎や小学校以降の教育の基礎を培うものであることは否定しないものの、こうした「小学校生活への準備期間」のような視点が強調されすぎると、かえって幼児期の子どもたちやその保護者が、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に少しでも近づかなければならぬとプレッシャーを感じ、心理的に追い詰められていく状況を招かなかいかと危惧します。実際の一人ひとりの子どもの発達の様相は、まさに十人十色であり、育っていくペースも得手不得手も人それぞれです。幼稚園教育要領などに示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の考え方そのものが、個別具体的の子どもの多様性を捨象して、理論上の子どもの年齢別発達段階をもとに、おとの立場から子どもに期待する育ちの枠組みを押し付けるものもあり、当の子ども自身が、今、ここでどのように遊び、過ごしたいのかという地点から、目の前の子どものペースに合わせて具体的に保育内容を創意工夫し、試行錯誤と見直しを重ねていくという地道な保育実践をかえって阻害しかねない危険性についても留意すべきと考えます。この点に関しての市教委のご見解をお示しください。</p>	<p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は到達すべき目標ではなく、幼児が発達していく方向として幼稚園教育要領に記載されています。就学前教育カリキュラム事例集では、例えば、泥だんごをたくさんつくっていた子どもたちが友達と一緒に言葉でやりとりしながら、並べて遊ぶことを楽しんだ子どもたちの姿から、協同性や思考力の芽生え、言葉による伝え合いなどの姿につながることを分析しています。子どもたちの姿からどんなことが育っているかを読み取り、自発的な遊びの中にたくさんの学びの芽があることを保護者や小学校に発信することも幼児教育の大切な役割であると考えています。子どもは遊びを通して、多くのことを学んでいます。学びの芽をはぐくむために、「知・徳・体」をバランスよく総合的に育むこと、指導者・保育者の教育的意図をもった働きかけを明確にすること、また、学びの芽をつなぐために就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図ることを就学前教育カリキュラムでは大切にしています。また、子どもが成長していく姿はさまざまであるので、一人一人の発達の道筋を理解しながら、成長の過程を受け止め、子どもに応じた援助をすることが大切だということを就学前教育カリキュラムに記載しています。今後も、さらに、就学前教育カリキュラムの普及と浸透をめざしてまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>この度の計画の主旨や方向などは、分かりやすいと感じます。特に、小学校、中学校の教育に対しての基本的な方向は、目標など明確だと感じます。しかし、その基礎を担っている幼児教育に対しては、物足りなさを感じます。小中学校数や在籍数は、市立幼稚園・公立保育所よりも多いことは承知しております。しかし、義務教育でないからという理由で、計画内容に、幼児教育が反映されないことがないようにしていただきたい。幼稚園は最初に出会う学校、学校教育のスタートですので。また、計画に掲げられているところには、かなりの予算がつくと考えられます。この「幼児教育の質の向上と推進」の指標は、教職員のアンケートですが、アンケートにかかる予算ではなく、幼児教育そのものに、十分な投資をすべきだと思います。幼児教育の質の向上なくして小学校以降の教育の充実はないと考えます。幼児期では、生活習慣を身に付けて健康な生活も目指すところだと考えます。保護者とともに努めていくことが必要かと思います。例えば「早寝早起き朝ごはん」を幼児期からしっかりと定着させるような内容があつてもよいかと思いました。それが、健康な体作りと体力の向上にもつながっていくかと考えます。幼児教育の充実、子どもの育ち等は、なかなか数値では計れないかと思いますが、一般市民にも理解ができ、家庭教育としても基本を意識出来たらと思います。</p> <p>大阪市こどもたちが健康で、明るく、前向きに生きていけるような力を身に付けてほしいと願っています。</p>	<p>「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、「生きる力の基礎」を育むため、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を一体的に育むことが求められています。また、乳幼児期に育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が円滑に行われるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、連携・接続の取組の推進が求められ、就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続が重要とされています。</p> <p>そこで、本市では、平成29(2017)年4月に大阪市保育・幼児教育センターを設置し、公立や私立、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設種別を越えて、「就学前教育カリキュラム」の普及・浸透、就学前教育教職員の資質・専門性の向上に向けた研修、幼児教育・保育に関する調査・研究、情報提供を行い、幼児教育・保育の質の保障・向上に取り組んできました。就学前教育カリキュラムの考え方として、子どもの育ちや学びは連続していることから、子どもをとりまくすべての大人が連携をとり、共に育てるという意識をもち、育ちを支えていくことが大切だと考えております。</p> <p>施策目標の指標につきましては、アンケート結果の数値を設定しておりますが、教職員を対象とした研修会、研究会の実施等、幼児教育の質の向上に繋がる施策を講じるための予算確保を図っているところです。</p> <p>また、市内就学前教育施設、小学校等に配布の「就学前教育カリキュラム」及び「概要版」においては、家庭との連携の重要性を明記し、大人の役割として示しております。各施設に向け、保護者等に啓発することを働きかけるとともに、保護者等幼児・子どもにかかわるすべての方々に向けて、教育講演会等を開催し、家庭・地域のかかわりの大切さについて啓発に努めているところです。さらに、教職員対象の研修会も行いながら、今後も引き続き、家庭教育に対する支援の充実に努めてまいります。</p>
<p>「幼児教育の推進と質の向上」のために、全幼児に身体的な検査だけでなく、心理的な発達検査を実施し、発達障害の早期発見・対応を推進し、大阪市全体の学力向上につなげるべき。</p>	<p>発達障がいのある児童への支援につきましては、「障がいを判定する」ということではなく、しっかりと実態や課題を見極め、子ども一人一人が自己実現する際に、適切な指導・支援によって課題を克服していくことが大切と考えています。</p> <p>子どもの姿を的確に把握し受け止めて、早期発見・早期理解・早期支援に努めるとともに、保護者や関係機関と連携して、子どもの特性に応じたより適切な支援に努める必要があると考えています。</p>
<p>7 幼児教育について、自己の人格形成に不可欠な文化や伝統の伝授が必要である。自分は何者なのか、自分はどういう環境(国・地域・家族、など)で生まれ、生きているのかを理解させなければならない。幼稚園や保育所だけでなく、親、祖父母、曾祖父母、地域の高齢者等から、地域の文化や伝統を学ぶ機会を与えることが重要である。このことが、将来の人格形成に影響とともに、地域の文化や伝統を次の世代、その次の世代へと引き継いでいくことの礎となる。</p>	<p>国が定めた「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の人との関わりに関して「高齢者ははじめ地域の人々などの自分の生活に關係の深いいろいろな人に親しみをもつ」ことを幼児が身に付けていくように指導することの大切さ」が記載されています。そして「地域の人たちの関わりを通して、人間は一人だけで孤立して生きているのではなく、周囲の人たちと関わり合い、支え合って生きているのだと実感することが大切」と記載されています。「就学前教育カリキュラム」は、「幼稚園教育要領」等に基づいて編成しており、同カリキュラムにもその旨を記載しております。今後も地域の特色を生かした幼児教育を推進してまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>⑧幼児教育の充実を 市立幼稚園の拡充、公私・幼保の連携をすすめます。市立幼稚園の民営化は行いません。</p>	<p>「民間において成立している事業については民間に任せること」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割についての再検証や、公としての役割を明確化したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し取り組むこととしております。</p>
<p>3-1 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進</p> <p>・「幼児教育の推進と質の向上」での具体的取組例だけでは不十分である。園に来た幼児の教育をどうするかという視点しかないからである。幼児一人一人の背景を知ること(子ども理解)、家庭訪問で保護者としっかりと話し合い信頼関係ができるように努めることが取組の前提として必要である。このことは児童生徒の教育基本計画でも同様で「薄っぺらい教育」となっている</p>	<p>「就学前教育カリキュラム」では、家庭での生活と就学前施設での生活の連続性は子どもの育ちを支えるために欠かせないものであることから、「家庭との連携」という項目を各年齢のカリキュラムに掲載しています。保護者と子どもに関する情報の交換を細やかに行うこと、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合い、保護者との相互理解を図ることが必要であると考えています。このことは教育カリキュラム概要版にも「子どもを取り巻くすべての人が連携をとりましょう」等と具体的に記載しています。今後も各就学前施設が家庭との連携を図りながら、子どもたちの育ちにおいて、知・徳・体をバランスよく育むとともに、就学前教育から小学校教育への学びの連続性や発展性を意識した働きかけの実践に就学前教育カリキュラムを活用していただけるように、「就学前教育カリキュラム」の普及・浸透に努めてまいります。</p>
<p>素案を読ませて頂き、この計画に基づき、大阪市の教育環境が向上し子どもたちの幸せにつながって欲しいと思いました。感じたことや疑問点について ①幼児教育の重要性について触れられていますが、教育環境の充実の中で幼稚園教諭の勤務状況については触れられていません。また、初任給も幼稚園教諭は引き上げられておりません。なぜ、幼稚園教諭について含まれていないのでしょうか。働き方改革は幼稚園教諭に対しても同じだと思うのですが。 ②就学前教育カリキュラムの普及について私立幼稚園、保育園への普及率はどれほどなのでしょうか？これについての目標値などあるのでしょうか？下部の目標内容についても、対象は、公立幼稚園、保育所の職員のみなのでしょうか？私立にはアンケートは取られていないのでしょうか？</p>	<p>①幼稚園教諭の給与につきましては、本市人事委員会における報告を踏まえて幼稚園教育職給料表を策定し、平成27年度より本市立幼稚園に勤務する教育職員に適応しております。今後も処遇面につきましては、本市人事委員会勧告による意見、内容を十分踏まえ、本市の支給状況や他都市の状況等を考慮し、適切に対応してまいります。</p> <p>②「就学前教育カリキュラム」、「就学前教育カリキュラム概要版」は大阪市内の全就学前施設、及び小学校に配付しています。令和元年度より、私立就学前施設にも就学前教育カリキュラムについてのアンケートを実施しており、回答率は徐々に増加しているところです。保育・幼児教育センターでは、公私すべての就学前施設対象に研究会や「就学前教育カリキュラム」の活用方法を知らせる内容も含む様々な研修会を実施しています。また、私立幼稚園、保育園所、こども園等4園所を含む「就学前教育カリキュラム」パイロット園所の研究に取り組み、実践研究報告会で「就学前教育カリキュラム」の活用について発信しております。今後も、さらに、「就学前教育カリキュラム」の普及と浸透をめざしてまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.39 就学前教育 近隣の小学校を利用するなど、十分に走り回れる空間を必ず確保して下さい。施策目標の「参加者の評価」とありますが、参加者は高評価しがちです。それでは本当の事はわかりません。イベント終了時に記入するアンケートでなく、解散後、ネットから匿名で送ってもらう、自由記入の欄を多めにとるなど、本音を出しやすい方法を検討して下さい。「意識を持って参加する参加者は、高評価を付けやすい」と自覚して頂かないと内容がマンネリになると思いますので、よくよく検討して下さい。 p.40 誰一人取り残さない学力の向上 平均点以下の児童生徒に対する向上のみが焦点になっているのが気になります。平均点を引き上げている児童生徒、塾に行って学校の授業がつまらない児童生徒にたいする教育の機会が損なわれていると思います。大阪市独自に飛び級制度を検討、もしくは積極的に国に要望して欲しいです。平均点を引き上げている児童生徒が、同じクラスで理解度の低い生徒児童に教える事である意味、学習の機会を保障する事になりませんか？それを可能にするような政策もお願ひします。具体的な取り組みの中で「囲碁・将棋等」の等をもう少し沢山、例をあげて下さい。学校では判断が付かないと思います。折り紙やあやとりは数学であると言いますし、折り紙やあやとりも具体的な取り組みの中に書いて下さい。</p>	<p>就学前教育・保育施設につきましては、それぞれの施設種別毎に法令等で定められた設備の基準を満たすように設置されているところです。それぞれの施設状況において児童の体を動かす取組を各施設で行えるよう、本市が主催する研修等を通じて方策を伝えているところです。</p> <p>研修の内容につきましては、外部有識者のご意見を年に数回伺う機会をもち、より良い内容になるようにと務めております。また、アンケートには自由記述の欄を設けており、これらの意見を取りまとめ、改善点や受講者の求めていることを知って、次の研究企画につなげています。今後も、アンケートの回答内容を真摯に受け止め、教職員の資質向上につながるような研修内容の工夫に取り組んでまいります。</p> <p>小学校以降の教育につきましては、教育委員会において作成した指導資料「学力向上のための指導のポイント実践事例集」をもとに「学力向上推進事業」を実施しており、教員の授業力向上を通じて、先取り学習や振り返り学習も指導に取り入れながら、全ての児童生徒が「わかる喜び・学ぶ楽しさ」を実感し、学力を向上できるよう取組を進めております。</p> <p>これらの取組を通じて、小学校教育へ円滑に接続させ、小学校以降の教育において子どもたちが生き抜くための基本となる学力を全ての児童生徒に身に付けさせていくことに取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国学力・学習状況調査等から分析し4年後の目標を提示しているが、学校間競争をさせることで目標を達成しようとしているのか。競争を煽ることは教育には馴染まない。また、全国学力・学習状況調査が信頼できるエビデンスとなるのであろうか。その日の体調や気持ちによって児童生徒は異なる解答をすることも有り得るので、単なる参考資料でしかない。 	<p>本計画素案に掲げた施策が子どもたちの学力向上や成長に効果をもたらしているかは、本市における全ての人々に明らかにされるべき重要な情報であると考えており、こうした情報に基づき継続的改善を図っていくことは本市教育行政の責務です。そのため、全ての子ども・教職員・学校園等について、客観的指標として把握できる指標や子どもの実感を問う指標等を設定しています。目標値については、全国や他自治体の状況等を参考に、本市の現状を踏まえて設定しています。</p>
<p>日本は法治国家ですから、教育基本法にもとづき、教育行政が行われるべきでしょう。 現市長が違う意見を持っているからとしても、法は守られる必要があります。 教育基本法の第1条は、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」としています。 ところが、大阪市長や教育委員会は、素案概要版の中の④誰1人取り残さない学力の向上の項目の中で、全国学力・学習状況調査における平均正答率の対全国比を「全国平均以上」(令和7年度)としています。 学力を保証する事は、国民的な要求ではありますが、全国学テは、ペーパーテストで学力の一部でしかなくあくまでも「行政調査」です。教育基本法第1条の内容を実現させるものではありません。 市長・教育委員会は教育基本法の原点に立ってもう一度考え直してほしいと思います。学テの平均点はあくまでも結果であり目標とするものではないと考えます。</p>	
<p>p16「基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上」について もっている学力は一人ひとり違います。競争とテストの結果で走れる子もいれば、ゆっくりと理解したい子もいる。意見を聞いて考えを深める子もいる。学び合うことで高めることもできる。指導者の一方的な教えるやり方で押し付けであってはならない。個人の学びを大事にされたい。ここでもやはり、30(25)人学級を導入することで豊かな学力が身につくのではないかと考えます。一人ひとりが大切にされる学力向上をめざしてください。</p>	<p>小学校・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校は1学級35人(ただし、経過措置あり)、中学校は1学級40人が標準とされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.14 英語やテストの事は書いてあっても、国語をどうするのかが具体的にないのが心配です。学校図書館を利用して、読書感想文の書き方を指導する等して、書く、文章で表現する事も具体的に示して欲しいです。読書感想文の書き方も教わらないで、急に書きなさいと言われても書けません。自由研究等に関しても中央図書館と連携してパスファインダーを用意するなどして「とつかかり」にもっと関わり、誰も取り残さない学力の向上を目指すなど、具体的にお願いします。正しい日本語を使えないのに、英語ばかり勉強しても、「リベラルアーツ」を日本語にできない大人に育つだけだと思います。「リベラルアーツ」を日本語にできるような国語教育を望みます。「リベラルアーツ」を日本語にできないのに、国語科って言うのがチョット大丈夫かな、と思いました。「リベラルアーツ」自体を否定はしませんが、どうぞ日本語表現して下さい。でないと手本にななりません。</p>	<p>P40におきまして、「総合的な言語活動を通して読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等の育成に取り組みます」としています。</p>
<p>第1編大綱の4の「基本的な方向1」「基本的な方向4」について また、同様に、「誰ひとり取り残さない学力の向上」と「総合的読解力育成カリキュラム(仮称)」を開発しすべての小学校(3年生以上)・中学校で毎週1時間以上授業として実施することも、すでにマスコミ発表が行われている。学校現場にとって「寝耳に水」の発表でもあり、今回本素案へのパブリックコメントの募集を行なながら、一方でその内容を先取りし公表し、既成事実の積み上げによって、教職員や保護者、市民からの意見を事实上無視した教育行政の進め方であり、あまりにも非民主主義的なやり方である。 しかも、本基本計画の策定に関わるこれまでの教育委員会議及び事務局における検討は、すべて「非公開」とされ、どのような資料に基づき、どのような検討・議論が行われているか完全に秘密扱いとされ、一度きりの「総合教育会議」でその一部が公開されたに過ぎない。ほぼ完成形に近いパブリックコメントの段階での意見募集は、「市民の意見を聞いた」という形式を整えたに過ぎない。</p>	<p>本計画素案の策定においては、校長会の代表者及び現場教員の代表者も出席をいただく総合教育会議や、数度にわたり校長会との意見交換会を行ってきました。また、このパブリックコメントを通じて、市民のみなさまの幅広い意見をお聞きし、素案へ反映しています。 教育委員が学校現場の意見を直接聞く機会として、総合教育会議や、学校訪問などの実施と合わせて、広く一般の教職員からも直接提案を受けて教育長・教育委員へ伝える仕組みを検討し、学校現場の声を聞く機会を確保してまいります。</p>
<p>4-1 言語活動・理数教育の充実(思考力・判断力・表現力等の育成)</p>	
<p>P40基本的な方向4「誰一人取り残さない学力の向上」(2030年以降の社会を見据えた目ざすべき姿)の『読解力の育成』について、私の考えと意見を述べます。一つ目は、「総合的読解力」という用語についてです。この用語の定義は学術的に明確に示されていないと思います。個人的には田中博之氏(大阪教育大学教授)による「PISA型読解力」(従来の読解力とは全く別物)を指すものと想像しますが、仮称であっても定義付けされていない「読解力」の育成を大阪市の学力向上の柱にすることによって、従来の読解力と読み違えるような誤解や混乱が起きる危険性は十分にあると思われます。二つ目は、「多読・速読などを可能にするスキルの養成」といったくだりについてです。従来型読解力育成の場においては、熟読や精読を重要な手法と捉えてきたことから、新しい手法として「多読・速読」を採用されたものと推察します。しかし、その後の記述において、「スキルを養成できるよう、…授業モデルを作成し、各校での実践を推進します」とあります。目的が「スキルの養成」となってしまっており、貴重な授業時間を使って、多読や速読の訓練を実施すると読み取れます。「PISA型読解力」の育成は「豊かな学力の確かな育成」を目的としており、日常生活の中の課題と関連づけられた問題解決的な学習をしっかりと展開する必要がある(田中氏文献より)とあります。「総合的読解力？育成カリキュラム」が小さなスキルといった手段を目的化しないことを強く願います。三つ目は、すでに生活科・総合的な学習において問題解決的な総合言語力の育成の素地は作られている点です。日常生活に根差した継続的で大きなテーマを追求する、子どもたちの好奇心を湧き立たせるような「総合的読解力？」の育成を進めていくことが重要だと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市としては、「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)を通して、読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等を育成することが大切だと考えております。 そのため、「総合的読解力」の定義を明確に示したうえで、各校での実践を推進するための授業モデルとして、「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)を開発してまいります。 「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の開発・実施に当たっては、いただいたご意見も参考にし、今後、ワーキング会議等で協議しながら推進してまいります。
<p>4-1 言語活動・理数教育の充実『・各教科等の学習を支える言語能力を計画的系統的に育成する「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)を開発してモデル実施を行い、全市の小学校(3年生以上)・中学校で毎週1時限以上授業として実施。』新学習指導要領に変わり、授業時数が増えているが、このカリキュラムをさらに既存の時間割に増やすのか。何かをビルトするのにスクランプするものはないのか。子どもも先生も口ボトではない。やることばかりが増えていくと苦しくなるだけである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市としては、「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)を通して、読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等を育成することが大切だと考えております。 「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の開発・実施に当たっては、いただいたご意見も参考にし、今後、ワーキング会議等で協議しながら推進してまいります。

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>学力向上の施策として、「総合的読解力育成カリキュラム」というものが、週1時間という枠で上がっていました。3年生以上は週あたりの授業時間が増えるということでしょうか。総合的な学習の時間は週一時間では十分な学習活動が構築できないと考えます。また、今回の学習指導要領改訂で授業時間の増加を短絡的に特別活動に入れ替えるなどのとんでもない学校や市町村もあったようです。今の大坂市の課題である自尊感情を育て、自己肯定感を高めるには、特別活動【学級活動、児童会活動(委員会活動、代表委員会活動、生徒会活動)、クラブ活動(小学校のみ)】で、役割を果たしたり、異学年で活動したりすることが非常に大切なことになります。新しいことを導入することに反対するわけではありませんが、きちんとした制度設計をしてから進めるべきだと考えます。タブレットが導入されて、子どもも先生も、機器になれないうちに、見切り発車のようになつたことを繰り返さないでほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市としては、「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)を通して、読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等を育成することが大切だと考えております。 ・「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の開発・実施に当たっては、いただいたご意見も参考にし、今後、ワーキング会議等で協議しながら推進してまいります。
<p>「総合的読解力育成カリキュラム」の計画には賛同します。教科の知識を横断的に活用する力を育むことは、すなわち生きていく上での様々な課題解決能力を伸ばすことにもつながると考えます。しかし、現状の小学校でどのように学習していくのか、どこにその時間を組み込むのかなど、不明な点もあります。今後、具体的な計画案などが掲載されることを要望します。 例えば、小学校であれば、学級担任制が強く浸透しています。日々の業務に追われ、新たなカリキュラムの計画立案、学習指導までを担任が行うのはなかなかに難しいのではないかでしょうか。外国語専科・算数専科等と同様に、総合的読解力育成カリキュラム専科等の教員をつくることで、実現可能に近づくとも思われます。 また、「学校園知的ゲームの推進」については、まず土台となる将棋盤等が各学校に十分な数揃っていないのではないでしょうか。我が子に聞いてみても、「自由に将棋ができる環境はないよ。」と聞いています。まずは、将棋盤の配備からでしょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市としては、「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)を通して、読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等を育成することが大切だと考えております。 ・「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の開発・実施に当たっては、いただいたご意見も参考にし、今後、ワーキング会議等で協議しながら推進してまいります。
<p>基本的な方向性4の「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)を開発しとありますが、きちんと説明したうえで、市民の納得を得てから実行してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の開発・実施に当たっては、今後、ワーキング会議等で協議しながら推進してまいりますとともに、市民の皆様に説明してまいります。

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>○基本理念、最重要目標等 未来を切り拓く学力・体力の向上4 9つの基本的な方向 基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上 ◎言語活動・理数教育の充実 「素案」は、「こうしたAI時代の教育にとって最重要の学力とも言える読解力及び数理能力並びにこれらをベースにした思考力・判断力・表現力等を身に付ける言語活動・理数教育の取組を強化します。」、「具体的には、国語科を要として、日々の教育活動全般において、多読・速読など、言語活動の充実を図っていきます。また、子どもの世界を広げ、思考を深めるため、文理融合的な内容を含む『総合的読解力育成カリキュラム』(仮称)を開発し、全ての小学校(3年生以上)・中学校で毎週1時限以上授業として総合的読解力育成の時間(『小中学生からのリベラルアーツ教育(仮称)』)を実施するなど、言語活動・理数教育を通して思考力・判断力・表現力等の育成に取り組みます。」としています。 朝日新聞10月1日付は、「読解力育む授業 大阪市導入 24年度にも 全市立小中へ」と報じました。大阪市が重点として発信していると思われます。 大阪市総合教育会議(令和3年6月29日)で大森不二雄特別顧問は、「次期『教育振興基本計画』に向けて(提案)」で、「読解力の向上は、大阪の子供達にとって、喫緊の課題 □ 2019年度全国学テで、大阪市は小学校国語が政令市最下位にとどまった。□小学校で読解力が十分身に付かない、その後の学習や社会生活で大きな課題を抱えることになる。」「OECD生徒の学習到達度調査(PISA2018)～日本の高校1年の読解力が低下～【萩生田文部科学大臣コメント】(一部抜粋)今回の調査結果によると、…読解力については、OECD平均より高いグループに位置しているものの、前回2015年調査よりも平均得点及び順位が低下しています。今回の中心分野として詳細な調査が行われた読解力については、低得点層が増加しており、学習指導要領の検討過程において指摘された、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べることなどについて、引き続き、課題が見られることも分かりました。」「誰一人取り残さない読解力・思考力の育成(次期計画での新規施策の提案)□説明的な文章(理数的な内容を含む)の読解を中心とする学習活動により、自律的な学習習慣、読解力をベースとした思考力・判断力・表現力等を育成する授業時間を毎週、全市的に確保すべきである。□このため、本市の全小・中学校の時間割において本授業時間を確保する方策について、「総合的な学習の時間」の活用を含めて検討するとともに、モデル・カリキュラムや教材等を開発する必要がある。」としています。</p> <p>以上から、PISA2018の結果から、読解力が課題であると論じていますが、PISA2018の結果は何を示しているのか検討が必要です。</p> <p>文部科学省国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査(PISA)～2018年調査国際結果の要約～令和元年12月」は、「数学的リテラシー及び科学的リテラシーは、引き続き世界トップレベル…読解力は、…前回より平均得点・順位が統計的に有意に低下。」と指摘しています。「読解力」低下の要因として、「読解力分野のコンピューター使用型調査の特徴」「2018年調査は、全小問245題のうち約7割の173題がコンピュータ使用型調査用に開発された新規問題。日本の生徒にとって、あまり馴染みのない多様な形式のデジタルテキスト(Webサイト、投稿文、電子メールなど)や文化的背景、概念・語彙などが使用された問題の数が増加したと考えられる。」を上げています。</p> <p>従って、PISA型調査の得点の上昇をはかるために、コンピューターに慣れること、デジタルテキストに慣れることに重点が置かれれば、「過去問」の習熟によって、全国学力テストの点数を上げることと同様、読解力向上に繋がりません。</p> <p>「読書活動と読解力の関係」について、PISA調査でも、「日本の生徒は『読書は、大好きな趣味の一つだ』と答える生徒の割合がOECD平均より高いなど、読書を肯定的にとらえる傾向がある。また、こうした生徒ほど読解力の得点が高い傾向にある。」と分析しています。</p> <p>「素案」の次の内容は問題です。</p> <p>「読解力の育成には、時間をかけて主語・述語や文脈を追い丁寧に文意を理解する精読・熟読だけではなく、短時間で大意を把握してその内容を活用する多読・速読などを可能にする様々なスキルの養成が必要です。これらのスキルを養成できるよう、具体的な素材をもとにした教科における授業モデルを作成し、各校での実践を推進します。」「多読・速読」「スキル」が重視され、これまでの読書活動、国語教育が蔑ろにされるような「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の押しつけは許されません。「全ての小学校(3年生以上)・中学校で毎週1時限以上授業として総合的読解力育成の時間」の押しつけは許されません。特定の教育内容、教材を大阪市長が押しつけることはことは、教育への「不当な支配」であり許されるものではありません。</p>	<p>・「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の開発・実施に当たっては、今後、ワーキング会議等で協議し、各校へ説明しながら推進してまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.40～p.41「リベラルアーツ教育」よりは、「総合的読解力育成カリキュラム」の方が 内容がわかりやすいと思いました。既に新聞や雑誌、広告もネットで見る事がが多いですし、商売として加工された情報を 学力向上の項目の中でわざわざ新聞雑誌広告と、それらを指定しなくても良いと思いました。</p>	<p>・「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の内容について、グラフや図表を読む、実用的な文章(新聞・雑誌や広報誌等)としているのは、実用的な文章の例として挙げております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>・総合的読解力育成カリキュラム 小学校3年生以上に週1時間以上授業として導入とのことですが、英語も入り、このカリキュラムも入れるとなると、何かを削る必要があると思います。現時点で小学校では高学年が毎日6時間授業となっています。この枠組みの中で新たに1時間を捻出して取り組むのか、教科学習の中に取り入れるのかが、「国語科を要として」がかかるっているのかが)わかりません。特に現場の教員に対しての有効性の周知や具体的な内容の周知があまりできていないと感じます。これは現場を無視した施策と言われても仕方がないと思います。上述した通り、現場との温度差を無くす努力が必要だと思われます。ただし、よく課題として挙げられている「読解力」を伸ばしたいというお気持ちはわかります。ただし、「選択と集中」で、増やすと同時に減らすことも考える必要があると考えます。</p>	<p>・本市としては、「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)を通して、読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等を育成することが大切だと考えております。 ・「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の開発・実施に当たっては、いただいたご意見も参考にし、今後、ワーキング会議等で協議し、各校へ説明しながら推進してまいります。</p>
<p>第2編施策の2の「基本的な方向4」について 「4ー1言語活動・理数活動の充実」における「総合的読解力育成カリキュラム(仮称)」を開発しすべての小学校(3年生以上)・中学校で毎週1時間以上授業として実施を2025年度末に100%とする実施目標は無謀である。上記(1)でも述べた通り、「試行的な実施」を行わず検証さえされていない状況で、一方的な学校への押しつけによって、5年間で100%実施とする目標は取り消し、本施策をいったん中止すべきである。</p>	<p>・本市としては、「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)を通して、読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等を育成することが大切だと考えております。 ・「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の開発・実施に当たっては、今後、ワーキング会議等で協議しながら、試行的な実施及び検証を行ったうえで、推進してまいります。</p>
<p>私は大阪市の教員を目指している大学生です。将来自分が教師になる立場として意見を送ります。総合的読解力育成プログラムについて、どの教科でどのような内容を扱うか具体的に検討してほしいです。読解力を育成することも大切だと思いますが、学力に課題がある子どももいる中で、基本的な学力を身に付けることが最優先ではないかと思います。ですが、学力テストの点数だけを見るのではなくカリキュラムは大切だと思います。学年や教科ごとに配当される時間は決まっているので、その中で実施するのは難しいのではないかでしょうか。学校の実態はそれぞれ異なるので、どの学校でも統一して行うということも難しいと思います。実際にこのプログラムが実施されたとしても、どのように指導をすべきかわからないです。新たな研修など教員の仕事が増え、労働時間が増えることも考えられます。特別免許状を持つ方が指導する場合でも、担任教員との連携など課題はあると思います。</p>	<p>読解力は、各教科等の学習を支える能力であり、基本的な学力であるとされています。「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)の開発・実施に当たっては、いただいたご意見も参考にし、今後、ワーキング会議等で協議し、各校へ説明しながら推進してまいります。</p>
<p>「基本的な方向4」の「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)について質問します。6月29日の教育総合会議の議題2の資料には登場しておらず、その日の大森不二雄特別顧問の提新規施策の提案資料の中に出ているように思います。総合教育会議の中では、議論する時間もなかったと思われますが、その後、どのような場での議論を経て振興基本計画の中に位置づけられたのか明らかにしてください。時間的に十分な議論がなされたのか、疑問です。</p>	<p>校長会の代表者及び現場教員の代表者も出席をいただいた総合教育会議の場で提案された内容について、ご意見をいただき方向性を確認しました。 その後教育委員会会議での議論等を経て素案を策定しています。</p>
<p>読解力やコミュニケーション力を養うためには、その根幹を成す国語力が重要である。「多様な文化的背景を持った人々とのコミュニケーション」においても、その基本となるのは国語力である。自国の言語、文化、伝統を理解せずして、他者の文化的背景の理解はできない。そのため、国語力を強化するとともに、自国の伝統や文化を理解できる教育をすべきである。</p>	<p>ご指摘の通り、読解力やコミュニケーション力といった言語能力の育成に向けては、国語科が中心的な役割を担いながら、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることが重要です。また、国語科においては、伝統的な言語文化に親しむことが「学習指導要領」の指導事項に示されていることに則り、指導を進めています。</p>
<p>「小中学生からのリベラルアーツ教育(仮称)」について、それを誰が担うのか？小中学校の教員に、それを担えるだけの力量があるのか？そのための力量を習得するなら、更に教員の負担が増えるのではないか？教員の負担軽減を目的とした「働き方改革」の流れと矛盾するのではないか？こうした懸念を払拭できるような記載とすべきである。誰一人取り残さない学力の向上に向け、個に応じたきめ細かで継続した指導・支援を充実させる件についても同様であり、こうした対応が必要な児童生徒については、特別支援教育等で対応すべきである。「主体的・対話的で深い学び」が、かつての「ゆとり教育」になりはしないかと懸念される。「ゆとり教育」との違いを分かりやすく明記すべきである。</p>	<p>・本市としては、「総合的読解力育成カリキュラム」(仮称)を通して、読解力を中心とした思考力・判断力・表現力等を育成することが大切だと考えております。 ・「小中学生からのリベラル・アーツ教育(仮称)」の開発・実施に当たっては、今後、ワーキング会議等で協議し、各校へ説明しながら推進してまいります。 ・「主体的・対話的で深い学び」については、いただいたご意見も参考にしながら、推進してまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>4-2 「主体的・対話的で深い学び」の推進(各学校の実態に応じた個別支援の充実)</p> <p>p.42 施策目標の中にある「話し合う活動」の「活動」とは具体的にどんな活動か説明して下さい。どんな活動か想像できません。ここでも、平均以下の児童生徒に重点が置かれていますが、ここでも平均以上、トップレベルの児童生徒が取り残されていますが、そこに触れなさすぎではないでしょうか? 教育委員会が科学的、統計的に教員の指導力向上を実施した時に、労働組合等が反発してややこし事にならないのですか? 労働組合が、教育全体の方向を決めたり、文句言ったりと、最近は違法が過ぎるように思います。どこが公共の福祉なのか理解できない事が多いです。この教育振興基本計画の中に、労働組合が労働環境以外の教育行政に口出す事を禁止する文言を入れて下さい。本当に迷惑しています。</p>	<p>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「話し合う活動」には、合意形成に向けて考えを広げたり深めたりするために話し合う活動や、課題を見いだし、解決するための話し合う活動があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領において、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱として整理された資質・能力を各教科においてバランスよく育成できるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点から話し合う活動を取り入れた授業改善を行うなど、引き続き教員の指導力向上を図ってまいります。
<p>4-3 英語教育の強化</p> <p>基本的な方向4について 英語教育の教化 これからの日本において、グローバル化は避けることができない。当然英語教育は大切なものである。私は20歳から26歳まで台湾へ留学経験があるが、外国語を学ぶ上で大切なことは国語教育だと実感した。母国語をしっかり理解し、読み書きができるということは、日本の文化を理解する上でも重要なことである。これは「基本的な方向8」に通じることであるが、読書を習慣づけることができるような体制作りが大切だと感じる。</p>	<p>読書を習慣づけることに関しては、「大阪市のすべての子どもが自ら生き生きと読書に親しむことをめざし、言語力、感性、創造力、表現力を育む読書習慣を形成します。」としています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>「誰一人取り残さない学力の向上」P40～44について あ. P43に英検3級以上が54.0%に達し…とあるが、学校教育の取組の成果と単純化してもよいのか。具体的な取組例として「大阪市英語力調査の実施 中学3年生対象 年1回」とあるが、P44に同じくテスト主義である。</p>	<p>客観的な根拠に基づく教育政策を推進するため、計画期間内に実施した施策の成果等を測る一つの基準として、客観的指標として把握できる指標や子どもの実感を問う指標等を設定しています。英語力の育成の到達度を図る指標については、文部科学省の「第3期教育振興基本計画」において「中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上を達成した中学生の割合を5割以上にする」ことを目標としていることから、本市におきましても同じ目標指標としております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>英語教育については、日本語もきちんと学べていないのに…という意見もありますが、英語教育を充実させて、コミュニケーションの手段として、子どもたちの将来の世界を広げるという意味では、国語教育と並行してやっていくことであると感じています。英語教育については、専科、ネイティブスピーカーの更なる充実を図っていっていただきたい。</p>	<p>本市では、英語教育の充実を図るため、英語ネイティブ・スピーカーを、全ての小・中・高等学校に配置し、生きた英語を学ぶ授業の展開や多様な文化を学ぶ機会を提供しています。</p> <p>また、英語の専科教員についても各学校からの申請に基づき、質の高い英語の指導が可能な専科教員を配置することで、9年間の指導の一貫性・系統性を生かした小学校外国語(活動)の取組充実、及び、教員の指導力向上に努めています。</p> <p>いただいたご意見を参考に、引き続き英語教育の取組を推進してまいります。</p>
<p>p.43 英語ネイティブ・スピーカーの配置の中で、日本語ができないネイティブを配置し児童生徒らによる日本語教育と、ネイティブによる英語教育を同時進行させてみるのはどうでしょうか? 伝えようとする努力で得られた言語は着実に身につくように思います。日本語を理解していないと日本語が教えられないでの、悪くないと思いますがどうでしょうか? 挨拶や身の回りの単語、文法に拘らない簡単な文章の導入。まだまだ試行錯誤の次期にしかできない試みは、色々やってみる価値はあると思います。具体的な取り組み例にせひ取り入れて欲しいです。</p>	<p>本市では、全ての小・中・高等学校において、生きた英語を学ぶ授業の展開や多様な文化を学ぶ機会を提供するために、英語ネイティブ・スピーカーが担当する教育活動では、学級担任または教科担当者とチームを組んで指導にあたっています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>また、「4-3英語教育の強化」でも、現在未実施の「CEFR A1レベル相当以上の英語力を有する中学3年生の割合」を2025年までに50%以上とする目標を立て、そのために「全小学校における小学校低学年からの英語教育の実施」を含む施策を打ち出している。しかし、その前提となる現在の中学生の状況について、未実施の「英語力調査」(令和3年12月実施)の結果を見るとしている。現状すら定かでないにもかかわらず、5年後の目標値を定め、また、そのために専門家からの批判も多小学校低学年からの英語教育をすべての小学生に強制することは子どもの発達にとってきわめて危険なことであると言わざるを得ない。学校や専門家の意見を十分に聴き取り、保護者や市民からの意見にも耳を傾けることをまず優先し、本施策をいったん中止すべきである。</p>	<p>「小学校低学年からの英語教育」については、市長や教育委員等が出席した大阪市総合教育会議での議論や有識者からの助言をいただきながら、子どもたちの豊かな語学力・コミュニケーション能力等を育成するために、取組んでいます。</p> <p>また、文部科学省の「第3期教育振興基本計画」において「中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上を達成した中学生の割合を5割以上にする」ことを目標としていることから、本市におきましても同じ目標指標としております。なお、令和元年度に中学生の英語力を2技能(聞くこと、読むこと)で把握していますが、調査方法が目標値の4技能(聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと)と異なることから、令和3年度末の現状値欄には掲載していません。</p>
4-4 全市共通テスト等の実施と分析・活用	
<p>4-4 全市共通テスト等の実施と分析・活用『・「小学生すくすくウォッチ」の実施及び結果の経年的分析全小学校5・6年生』全市共通のテストとして経年調査があるのに、なぜ「すくすくウォッチ」まで行う必要があるのか。どういう経緯で実施することとなったのか。</p>	<p>「大阪市小学校学力経年調査」については、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるようにする、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならぬ力を確実に定着できるようにする、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各学校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図るために実施しています。</p>
	<p>さらに「すくすくウォッチ」では、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これから予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的に実施しています。</p> <p>本市では、令和2年10月13日の教育委員会会議におきまして教育委員会事務局よりテストへの参加を提案し、協議を行いました。その後、12月22日、1月12日、1月26日の教育委員会会議におきまして協議を行い、1月26日に本テストが子どもたちの最善の利益に資すると判断し、実施することとしました。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>全市共通テストがあまりにも多すぎる。学校での本来のテストを含めると、児童生徒は前述の「豊かな心の育成」にかかる時間すらないのではないかと疑問である。教員が「点数で人間の価値は決まるものではない」と熱く説いたところで、児童生徒は競争主義に走らざる得なくさせられている。このような状況に追いこむテスト主義はすぐにやめるべきである。とりわけ「中学生チャレンジテスト」3年生は進路にも関連する仕組みとなつており、学校現場ではいろいろな問題が起きていると聴く。さらに、今年度のチャレンジテストには差別的な古典を用いた問題が出されるという異常事態である。このようなチャレンジテストは即刻やめるべきである。</p> <p>また、教員は経年的分析に時間を費やされ、教員が本来の教育活動に力を入れられない仕組みを作っている。</p>	<p>「全国学力・学習状況調査」については、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために実施しています。</p> <p>「大阪市小学校学力経年調査」については、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるようにする、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならぬ力を確実に定着できるようにする、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各学校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図るために実施しています。</p>
<p>P44「学力テスト」</p> <p>学力テストは過去問を2回ほどすると上げることはできます。しかし、目先の数字だけをあげるだけでは将来役に立たない中身のないものになり、生きる力でもないと考えます。お金・時間の無駄です。すぐすぐウォッチもチャレンジテストも必要ありません。良いものであれば、他府県でも行います。数字で健全な人は育ちません。見た目だけで安価な教育にすぎません。30(25)入学級を導入することはきめ細かい教育支援ができます。</p>	<p>「すぐすぐウォッチ」については、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的に実施しています。また、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況との関係において教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めるために実施しています。</p>
<p>全市共通テストについては、全国学力学習状況調査、大阪府のすぐすぐウォッチがあり、6年生にとっては3回の大きなテストがある。それぞれに目的、意義はあるのだろうが、3回もする必要が感じられない。子どもの負担も考えるともう少し整理することはできないのだろうか。</p>	<p>「中学生チャレンジテスト」については、大阪府教育委員会が、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成するため実施しております。加えて、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しています。</p> <p>「大阪市版チャレンジテストplus」については、中学生チャレンジテスト(1年生)にて実施していない理科・社会科を行うことにより、小学3年生から中学3年生までの途切れなく経年的にデータを把握・分析することにより、効果的な指導方法や課題を「見える化」することで、各学校の課題に応じた支援を充実し、生徒及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるために実施しています。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、小学校の早い段階から児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えています。今年度につきましても、調査対象の児童生徒の在籍するすべての小中学校において実施してまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.44 特に教職員組合が、違法にも教職員組合の名前でテストに反対しているようで、どうかと思っています。諸々のテストでの成績が振るわない事を児童や生徒のせいにしがちですが、先生の指導方法や、指導内容、姿勢が試されているという視点も、先生方に理解しておいて欲しいと思います。成績の良い児童生徒は塾で学んでいる事が多いのですから、宿題、課題の出し方を変える、ノートの取り方の指導はしても、型にはめないようにするなど、長年やり続けている方法が本当に良いのか、色々模索して欲しいと思います。実際、大阪市の成績は、全国に振っていないのですから、何か違うのではないかでしょうか？ 施策目標も、おかしいです。よく行っているかの質問に26%という事ですからそれを形だけ無理やり50%にする、というのが既に何か間違っていると感じます。教育委員会の教師の指導力向上施策にも、変化や模索が必要なのじゃないか検討して欲しいです。</p>	<p>「全国学力・学習状況調査」については、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために実施しています。</p>
<p>学力調査(学テ・経年・すぐすぐ) 結果についての経年比較は統計的に一般的な数値ではないのではないかでしょうか。毎年問題が違う、過去問の印刷が著作権で禁止されているテストもあるのにコピーして過去問対策している学校や学級が存在するなど、多面的な分析が必要だと感じることが複数あります。そういうことがあるにも関わらず、この数字だけを学力向上の指標にすることにはいささか疑問があります。この指標を取り入れるのであれば、調査を行うのを現場ではなく、他非営利団体に委託し、テストを休日に行い、試験内容は毎年ほぼ同一、非公開で行うなど、外的な影響を極力少なくした上で実施する必要があると考えます。</p>	<p>「大阪市小学校学力経年調査」については、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるようにする、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならぬ力を確実に定着できるようにする、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各学校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図るために実施しています。</p>
<p>大阪府教育委員会として、中学生のチャレンジテストや小学生のすぐすぐテストが実施されているが、テスト・テストでは、何も成長しないと思います。大阪市として、両テストへの不参加を大阪市教育振興基本計画に盛り込んで欲しい。</p>	<p>「すぐすぐウォッチ」については、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これから予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的に実施しています。また、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況との関係において教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めるために実施しています。</p>
<p>「全市共通テスト等の実施と分析・活用」では、「誰一人取り残さない取り組み」にならない。みんながみんなテストを好んでいると思っているのか。テスト嫌いや勉強嫌いを生むだけだ。テストが好きなのは、教育委員会や市長などのエリートだけですね。</p>	<p>「中学生チャレンジテスト」については、大阪府教育委員会が、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成するため実施しております。加えて、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、そして、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しています。</p>
	<p>「大阪市版チャレンジテストplus」については、中学生チャレンジテスト(1年生)にて実施していない理科・社会科を行うことにより、小学3年生から中学3年生までの途切れなく経年にデータを把握・分析することにより、効果的な指導方法や課題を「見える化」することで、各学校の課題に応じた支援を充実し、生徒及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるために実施しています。</p>
	<p>本市教育委員会といたしましては、小学校の早い段階から児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えています。今年度につきましても、調査対象の児童生徒の在籍するすべての小中学校において実施してまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
基本的な方向5 健やかな体の育成 <p>p.17 体力・運動能力向上 については、現状維持という感想ですが、令和5年に向かた大阪市具体的な取り組みの状況をどのように保護者や地域に発信していくのかを書いておいて欲しいです。コロナの影響による新しい生活様式への対応を推進するというのがよくわかりません。マスクによる酸素不足が懸念される事もあるのに、いつまでもマスク必須のままにするという事でしょうか？ 行政からの発信は、学校等においては強制性を持つので、十分に注意して欲しいと思います。</p>	<p>本市では、「子どもの体力づくり強化プラン」に則り、関係機関との連携を図りながら取組を進めております。「子どもの体力づくり強化プラン」においては、子どもの体力向上推進委員会が中心となり、「子どもの体力向上実技研修会」を開催し、保育・体育授業や体育的教育活動における指導内容や指導方法の改善に取り組み、全ての学校園で共有しております。また、関係機関と協力し、子どもたちが広く運動やスポーツに関わる機会を提供することなどを示しております。なお、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないとしています。</p>
5-1 体力・運動能力向上のための取組の推進 <p>部活動についての、記述がない。様々な取り組みは、教職員の増員か、勤務時間の軽減が必要である。部活動については、土日の練習・大会を無くし、夏季休業、冬季休業中に授業を行うことで、各学期に4日程度平日の学校休業日を作り、その日にブロック大会や市の大会を行う。そうすれば、9割以上の部活動はブロック大会、市大会で負けるので、休日に大会を行う必要がなくなる。そのうえで休日の部活動については地域化を進める。お金がなければ部活動に参加できない、地域化を義務教育で進めることには違和感しかない。義務教育としての部活動の練習や大会参加を確保しつつ、土日の部活動の地域化を進めることを明記すべきである。</p>	<p>部活動においては、平成30年度から部活動指導員活用事業により、教員の長時間勤務の解消と学校の指導体制の充実を図る目的で、部活動指導員の配置に取り組んでいます。また、「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づいて、適切な休養日等の設定し活動するとともに、部活動が大会等や地域の行事催し等への参加については、上限の目安等を参考に、各学校において精査するとしています。大会日程等については、今後、主催者である中体連等と協議していく必要があると考えています。</p> <p>生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現等に向けて、令和3年度から国からの委託により休日の部活動を段階的に地域へ移行を図る実践研究に取り組んでいるところです。</p>
<p>働き方改革は、おおいに賛成ですが、教職員方々の不満の様子が子供達に見えすぎではないでしょうか？ したくないクラブの顧問と聞いて、嫌々やってるのか、と思う子供の気持ちも考えて欲しいと思います。</p>	<p>教員の働き方改革は、教員の負担軽減を図るだけでなく、生み出された時間を子どもたちと触れ合う時間にする目的もあることを教職員に周知していく必要があると考えています。また、部活動指導員活用事業により学校の部活動指導体制の充実を図ってまいります。</p>
<p>p.45 体力向上 一番の問題は、学校の校庭から、遊具が無くなっている事だと思います。かすり傷もゆるさないのかと思わせる安全第一のせいで、学校から遊具がなくなり、外遊びがつまらなくなっているのが、運動場に出ない一番の理由だと思います。何かあつたら撤去、同じ事が起こらないように撤去。ブランコもない学校もあります。クレームを受けたくない教育委員会のせいだと思います。タイヤが半分埋まってるだけの遊具、そんな物すらなくなって、本当につまらない運動場になったと思います。もちろん、何もなくても遊ぶ子はいますが、そうでない子が外に出るきっかけが無くなってしまっていると思います。放課後の校庭開放が軌道にのらないのは、広場が少なく公園が小さい地域では、致命的です。学校施設開放事業に予算まで付けているのに、子供達に開放されているというケースが少ないよう思います。実際、学校施設開放事業は、PTAを含むスポーツ振興団体が好き勝手に使っていると感じます。役所が明細のない領収書を受理していました事もありました。過去、PTAに予算が付いていた時の利権が違う形で引き継がれないと感じる不信感を払拭できません。学校開放事業予算は、大人が運動するために予算を使うのではなく、校庭の遊具を増やすための予算に切り替えて欲しいです。年何回か使わないといけない決まりとか、帳尻と書類だけ揃えれば正しく実施されているようにみせる事のできる政策は見直して欲しいです。校長マネジメントか何かしりませんが、遠足を無くした学校があります。そんな権限を校長に与えているのか、そこから疑問ですが、昔は、奈良など歴史を学べる内容の遠足が多かったのに、ただ遊ぶだけの遠足が増えたように思っていたところ、学習というよりは、広場で遊ぶ程度の遠足しか実施しない学校が、それすら無くしてしまいました。体力の項目でいいのか迷いましたが、おかしい事に日本の伝統文化を学ぶための項目がないので、体力の項目で書きましたが、遠足に関して一度考えて欲しいと思います。</p>	<p>子どもの「遊び」に、遊具は変化を与え、発展させるものです。遊具による多様な遊びを通して、子どもが危険を理解し、予知し、避けるといったことを学習する機会となります。同時に、遊具の安全確保についても、子どもが冒險できる挑戦できる施設としての機能を損なわないよう、「遊び」の価値を尊重して、子どもが事故の危険性を判断できる能力を育てながら、適切に遊具の計画・設計や利用指導などを行い、遊具の日々の点検・維持管理・修繕を行う必要があると考えています。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>真の文武両道を 夏の大会が終わったら受験勉強一筋、こんなのは文武両道ではない。勉強に比重がうつる時期こそ適度な運動が必要。また、部活は高いレベルを求める部活が多すぎる。運動が苦手な子が適度に打ち込める、楽しく打ち込めるレベルの運動系クラブも必要。スポーツを生涯楽しむ人が増えるよう学校段階で取り組むべき。</p>	<p>「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」では、部活動は、将来、生徒たちが社会的に自立していくための力の育成に資するものであり、十分な休養の確保や学業との両立など、バランスのとれた心身の成長と学校生活の実現を図り、学校教育の一環として教育課程と関連づけて取り組むとともに、学校の実情に応じて、レクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置にも取り組むとしております。</p>
5-2 健康教育・食育の推進	
<p>p46「健康教育・食育の推進」 おいしい給食の提供を。石川県、他府県の給食をみてください。とてもおいしそうです。無料は大事ですが栄養・カロリー・空腹を満たすだけでなく、お金をかけておいしい豊かな給食を提供してください。</p>	<p>学校給食の提供にあたっては、文部科学省が定める児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準に基づき、成長期にある児童生徒の健康増進と体位向上のため、発達段階に合わせ栄養バランスの取れた食事になるように栄養価等を考慮し、献立を作成しています。その際、旬の食材の使用、伝統行事や各地の郷土料理、諸外国の料理をもとにした料理など、多様化の工夫をして献立を作成し、安全・安心な食材を選定の上、学校給食を安定的に提供しています。</p>
<p>p.46 給食、食育 給食には感謝しかありません。時々、コチュジャンを使った辛みのある給食がでるようですが、それは要らないと思います。この項目に限った事ではないですが、「新型コロナウイルス」の記述がある部分は、「新型コロナウイルス」でないウイルスが出てきたら書き直すのでしょうか？収束する事や、違うウイルス、菌の問題が出るとも分からないので、ここで「新型コロナウイルス」と限定して書いているのが違うと思いました。この項目で言うなら、O-157やノロウイルスもそうでしょうし、コロナに限定して書くのは違うと思いました。</p>	<p>学校給食は、旬の食材の使用、伝統行事や各地の郷土料理、諸外国の料理をもとにした料理など、多様化の工夫をして献立を作成し、安全・安心な食材を選定の上、学校給食を安定的に提供しています。</p>
<p>○内容 子どもたちと教育に予算最優先・最善の利益を 中学校給食は自校調理の完全給食へ 中学校給食は豊かでおいしい自校調理方式による完全給食を実施します。災害対策にもなります。また小中学校の給食は無償とします。</p>	<p>本市におきましては、市内すべての小中学校で同じあたたかい完全給食を提供しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による厳しい社会情勢を踏まえ、令和2年度及び令和3年度について、児童生徒の給食費を無償としています。</p>
<p>基本的な方向6 教育DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進 p.18 ITに関して、文科大臣がが、児童生徒にタブレット1台を配るだけの予算は付けていた自治体がうまく使えていなかったり、予算を別の事に使って進まなかったと言っていました。大阪市はどうだったのでしょうか？コロナ禍で慌てて始まったので結局リモートの問題が同時進行になってしまいました。うまくいった学校もあると聞きますし、全然つながらない学校もあったと聞きます。それだけでも、授業ができなかつた学校、クラスにとってマイナスですので 市内同じように学習できるようよろしくお願ひ致します。</p>	<p>本市では、新型コロナウイルス感染症による休校措置に備え、令和5年度までに実現予定だった学習者用端末の1人1台環境を、国の補助金を活用して令和2年度に前倒して整備しました。今後も1人1台端末を活用して個別最適な学びと協同的な学びを進めてまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>大阪市教育振興基本計画(素案)についての意見・提言 ③ 2021年11月1日</p> <p>○基本的な方向6 教育DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進 6-1 ICTを活用した教育の推進 6-2 データ等の根拠に基づく施策の推進(教育ビッグデータの活用等)</p> <p>教育再生実行会議第十二次提言(令和3年6月3日)は、「初等中等教育のデジタル化の在り方を考えるとき、…第一に、学校は、教師と児童生徒、児童生徒同士の直接的な関わり合い、多様な体験を通して学ぶ場としての『集う機能』に、特に存在意義がある…第二に、…対面指導を基本としつつ、児童生徒の発達段階や学ぶ内容に応じて遠隔・オンライン教育を適宜取り入れ、双方の良さを最大限に生かすことが重要である」としています。</p> <p>「素案」はICT活用ありきで、ICT教育の効果についての深い分析がありません。</p> <p>佐藤学東京大学名誉教授は、『第四次産業革命と教育の未来 ポストコロナ時代のICT教育』で、「コンピュータの教育効果に関する実証的研究は、意外なほど少ないので現状です。その中で最も信頼できる実証的研究は、OECDのPISA 2012のビッグデータを活用したPISA調査委員会の分析結果(2015年)です。…調査結果は、読解リテラシーにおいても数学リテラシーにおいても、学校でコンピュータの活用時間が長くなると、学力は低くなることを示しています。すなわち、学校におけるコンピュータの活用時間と学力テストの結果とは逆相関を示しています。ICT教育による学びは、一般に期待されているような効果をもたらしていないことが分かります。」と指摘しています。</p> <p>「ISFJ2018 政策フォーラム発表論文ICTを活用した教育効果について」は、「プロジェクトを除くICT 機器の使用は概ね学力に対して負の影響を与えており、政策意図とは逆に生徒の学力を引き下げていることが明らかになった。…現在のICT教育には学力をさせる効果はなく、むしろ逆効果であることが判明した。そのため、現状のICT教育を推進する政策を一時的に中止し、効果的な使用方法を研究・開発した上で、再導入することを新たな政策として提言する。」としています。</p>	<p>児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、ICTを効果的に活用してまいります。</p> <p>ICTを活用することが目的ではなく、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざすものです。</p> <p>ICTを活用した教育の推進にあたっては、市内小中学校における教育ICTの活用推進にかかる基本的な考え方と進めるべき方向性を明らかにすると同時に、目標達成に必要な施策や事業について、体系的・計画的に定め、これに基づき、具体的な取組を進めることを目的に「大阪市学校教育ICT推進ビジョン」を策定しています。</p> <p>同ビジョンに基づき取組を進めてまいりますが、社会情勢や本市の実情等にあわせて適宜見直しを図り、適切なICTを活用した教育の推進を図ってまいります。</p> <p>ビッグデータの活用については、児童生徒の学力面や心情面に関する個別のデータについて経年的・客観的に把握・分析することにより、児童生徒一人一人の理解について、より多面的かつ丁寧に進めることを目的としているものです。活用にあたっては、各意見を参考に取組を進めてまいりたいと考えています。</p>
<p>生徒からの批判もあります。</p> <p>「フェイスブックと共同開発したオンライン学習プログラムを導入したニューヨーク・ブルックリンの民営公立学校「Secondary School for Journalism」では、生徒たち自らが立ち上がり、1人でタブレットに向かう時間をなくすよう要求し、一斉に授業をボイコットした。…</p> <p>オンライン授業をボイコットした生徒たちは、マーク・ザッカーバーグに宛てた公開文書の中でこう訴えていた。</p> <p>『あなたの金持ちの家の子供たちは、人間の教師から少人数制でオンラインの時間を最小限にした本物の授業を受けていますが、僕たち公立学校の生徒は何時間もオンライン学習をさせられています。僕たちには批判的思考を身につけるための、仲間と対面しながらの討論や、生身の先生からのサポートや、クラスメートたちと交流する時間が、ほとんどありません。</p> <p>本当にこのオンライン学習に、広告で言っているほどの効果があるのでしようか？</p> <p>どうかこれについて、中立な機関による検証を実施してください』(堤未果『デジタル・ファシズム』)</p> <p>大阪市は本年8月から、デジタルドリル「ナビマ」の運用を開始しましたが、特定の民間教育産業(凸版印刷株式会社)の教材の押しつけは許されません。</p> <p>学習履歴、生活・健康に関するデータや教師の指導・支援等に関するデータをどう扱うかは、保護者と学校が教育的に判断すべきで、学校外に「ビッグデータ」として蓄積し続けることは問題です。個人情報保護の面からも問題です。</p>	

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>同様に、教育DXについても6月29日の会議の中で大森不二雄特別顧問より資料が出されていますが、これについてどのような議論を経て、「基本的な方向6」に明記されるに至ったか明らかにしてください。ビックデータの集積・活用にふれられていますが、もっと慎重に議論したうえで進めるべきことではないでしょうか。短い期間で十分な議論がないまま、大森特別顧問お一人の考えのもとに教育振興基本計画案が作成されているのではないかとの懸念を生じさせているように思います。これまでの振興基本計画に関する会議内容が非公開になっていますが、それはなぜでしょうか。それも併せてお教えください。よろしくお願ひします。</p>	<p>教育DX(デジタルトランスフォーメーション)については、本市の学力面、生活指導面の課題を踏まえ、これまでの取組を継続しながらも、ICTや1人1台学習者用端末を積極的に活用し、児童生徒の個別のデータについても経年的・客観的に把握・分析することにより、児童生徒一人一人の理解について、より多面的かつ丁寧に進めることが必要であるという観点から、本計画素案を作成しているものです。</p> <p>会議内容につきましては、教育委員会会議規則第7条第1項第5号(案件の審議等を公開することにより、事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められる情報)に規定する情報が含まれますことから、非公開としております。</p>
<h3>6-1 ICTを活用した教育の推進</h3> <p>6-1 ICTを活用した教育の推進『・令和3(2021)年4月から5月に、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言発出中の児童生徒の学習の機会を確保するため、教室と家庭などを結ぶオンライン学習等を実施。』これを成果とよべるものか。『いつでも、どこでも主体的に学べる環境を整備し、デジタルドリルや協働学習支援ツール等を効果的に活用し、個別最適な学びを推進します。』1人1台端末を導入したのはよいが、なぜ、あのような端末になったのか。ブロックごとで違いがあるのはなぜか。小学1年生だけなぜ旧の違う端末を使うのか。なぜiPadにしなかったのか。大森特別顧問の提案では持ち帰りも含めて当たり前のように使えるようにするとあるが、現行の端末ではとても気軽に使えない。最も大きな理由が端末を起動するのに時間がかかることがある。電源を入れて、ログインをして、システムの立ち上がりを待つ。これでは使いたいときに気兼ねなく使うことは難しい。デジタル端末を新世代の文房具というが、筆箱やノートを開くのにいちいち時間をかけるのか。iPadのように使いたいときにすぐにシステムが起動しないとタブレット端末の利点が損なわれる。現行の端末ではただの小さめのノートパソコンでしかない。しかもスペックがとてもオンライン学習に耐えられるものではない。大阪市のQRコードリーダーは読み取り機能が役に立たない。有効なアプリがインストールされていない。これでは、端末の納入に対して何か利権が絡んで居るのではないかと疑われても仕方がないものである。第2の理由として、小学1年生だけ別の端末を使うことである。すでに納入してしまっている端末を無駄にしたくない気持ちは理解できなくもない。しかし、小学1年生に端末を利用できるようにするには、何度も丁寧に時間をかけて少しずつ慣れさせていく必要がある。そのようにしてようやく端末を使えるようになったのに、進級して2年生になると新たな端末でまた1から丁寧に時間をかけてなれさせていかなければならない。そのような学校現場の実情を全く理解されていないのではないか。現場の意見も聞かずには数字だけで物を見てきた愚策と言わざるを得ない。もともとの旧タブレット端末の操作性の悪さをどのように認識していたのか。学校現場ではPDCAサイクルを求められているのに教育委員会や大阪市にはPDCAサイクルはないのだろうか。いきあたりばったりの政策では子どもたちも含めて学校現場が迷惑を被るばかりである。『授業日において学習者用端末を毎日使用した学校の割合』を100%にすると施策目標に挙げているが、端末を使うことが目的ではなく、学習に有効活用することが目的であり、利用に即す場面、即さない場面がある。</p>	<p>端末については、国が示す標準仕様書に基づき、本市の契約制度に則り導入したものです。また、1人1台端末の導入時には、各校に基本40台、全校で約22,000台の端末をリース方式により既に整備していたため、当該端末を小学校1年生で借入期間終了日までは活用することとしたものです。</p> <p>なお、端末を使うことを目的としているものではなく、日常的に子どもたちが、学習面、生活面においてICTを活用することをめざしているものであり、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざします。</p> <p>ビッグデータの活用については、児童生徒の学力面や心情面に関する個別のデータについて経年的・客観的に把握・分析することにより、児童生徒一人一人の理解について、より多面的かつ丁寧に進めることを目的としているものです。</p> <p>今後とも、個別最適な学びと、協働的な学び、また児童生徒の心の状態や日々の生活の可視化等を実現するために、ICTを効果的に活用してまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>基本的な方向6のデジタルトランスフォーメーションについても同様に説明を求めます。目標も、ただ端末を使えばいいというような安直な目標です。どのように活用するかが重要であって、端末を毎日使うことが目標ではないはずです。</p> <p>6-1 ICTを活用した教育の推進について、個別最適な学びの記載がありますが、具体性がありません、学校教育ICTビジョンの記載がありますが、木川南小学校校長のように、ICT教育の背景や必要性を理解せず、オンライン教育をすべき、すべきでないなどの議論になっている大阪市には、恥ずかしいものがあります。全体像やあるべき姿、進捗管理や人材育成、推進組織、支援体制など示していないので、不安があるのかかもしれませんので、学校教育ICTビジョンの上位計画(学校教育ICT推進計画)を策定すべきで、取り組みに計画の策定に触れるべきです。</p>	<p>本計画素案における重点的に取り組むべき施策の一つであるICTを活用した教育の推進に向け、市内小中学校における教育ICTの活用推進にかかる基本的な考え方と進めるべき方向性を明らかにすると同時に、目標達成に必要な施策や事業について、体系的・計画的に定め、これに基づき、具体的な取組を進める目的に「大阪市学校教育ICT推進ビジョン」を策定したものです。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>「教育DXの推進」</p> <p>東京都町田市で学習者用端末(以下タブレットと表記)でのいじめで小学6年生女児が自死したことをご存知であろうか。学校としてはセキュリティ対策やネットモラル指導をしていたのだろうが、どんなに丁寧にやっていたとしても、児童の命が絶たれてしまったという事実に、タブレットもいじめの道具になることを教育に関わる者は深く胸に刻まなければならない。</p> <p>ところで、国策としてのGIGAスクール構想が新型ウイルス感染症のために前倒しとなり、学校現場では「GIGAスクール構想とは?」の研修も教育行政側から行われることもな</p> <p>いま、タブレット等の機器の対応や操作の指導に追われ、本当に「気の毒」としか言えない。</p> <p>GIGAスクール構想は経済産業省の2017年「教育産業室」を中心に、ビッグデータを扱ったりAIを開発したりする人材が圧倒的に少ないため、急いで人材を育成し、学校教育に民間企業を参入させる目的から始まっている。この経過からも分かるように児童生徒に寄り添い、児童生徒の成長を目的にしたものではないことは明白である。</p> <p>タブレット使用による膨大なデータ化される個人情報や「学習ログ」等の問題等、指摘すれば多々ありすぎるほどである。</p> <p>さらに、GIGAスクール構想が推進されることで、児童生徒の「学力」「思考力」を伸ばすのか、いろいろな実証結果から疑問視されていることだ。液晶画面では空間的な手がかりがつかみにくいため記憶に残りにくい。考える前に検索してしまい頭をつかわなくなる。メモを取る能力や字を書く能力、内容を咀嚼する能力が落ちる 等である。手書きと脳の関係性については「脳が成長しない」と言語脳科学者や医学者等が指摘しているのだ。</p> <p>あらゆる点での問題が指摘されているGIGAスクール構想下でのICT教育(あらゆる場面で記述されている)も再考されなければならない。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、P27について「また、ネットいじめの深刻化など社会の変化に対応したいじめ対策及び自殺予防に向けた支援の在り方の検討を進め、児童生徒が安全に通え、安心して学べる学校園をめざします。」と文章を改めました。</p> <p>なお、ICTを活用することを目的とするのではなく、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざしてまいります。</p>
<p>・基本的な方向4及び6 GIGAスクール構想等により整備されたICT環境も最大限に活用、教育DXの推進の部分では子どもの学習データの集積や蓄積、デジタルドリルや協働学習支援ツールなど、デジタル教育に何の問題も感じない教育委員会の姿勢がみえます。ICT企業、あるいは経産省に踊らされているとしか思えません。日本よりデジタル教育の進んだ国で何が起こっているのか調査研究されていますか。以下の内容が「デジタルファシズム」(堤未果)に書かれています。</p> <p>「ビル・ゲイツは自分の子どもたちに14歳になるまでタブレットを持たせず、その後も家族といふ間は電子機器の使用を禁止した。」「スティーブ・ジョブズは娘たちにi'phonもi' padも持たせなかった」「デジタル機器の利用によって、子どもの健康な身体、創造性と芸術性、規律と自制の習慣や柔らかい頭と機敏な精神を十分に発達させる能力が妨げられるため、グーグル幹部や西海岸のテック企業の子どもたちが通うウォルドルフ・スクール・オブ・ザ・ペニンシュラでは13歳以下の子どもたちにはテクノロジーに触れさせない」</p> <p>そして、フェイスブックと共同開発したオンラインの学習プログラムを導入したニューヨークの民営公立学校では生徒たちがオンライン授業をボイコットし、仲間と対面しながらの討論や、生身の先生からのサポートやクラスメイトと交流する時間を求めています。</p> <p>教室での授業は発言していない子どもの動きも感じ取れますか、画面に顔だけ見えても全体の動きはわかりません。最短距離で正解を得られることは子どもに思考力や判断力をつけるのに役立つのでしょうか。教育振興基本計画案を考えた皆さんには、自分の子どもや孫にタブレットに頼る学習をさせたいですか?効率だけを求める基本計画は大阪の子どもたちの成長を阻害します。ビッグデータで管理されることにも恐ろしさを感じます。</p> <p>以上、教育振興基本計画の廃止を求めます。</p>	<p>児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、ICTを効果的に活用してまいります。</p> <p>端末を活用することが目的ではなく、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざすものです。</p> <p>端末利用に当たっての児童生徒の健康面については、家庭と連携しつつ十分な配慮を徹底するとともに、最新の医学的知見に基づいた対応を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・ICTの活用に関しては、コロナ禍での実施ということで、前倒しの感が強い。今進めるべきときであるのはわかるのだが、人的にも物的にも整備しながら進めてもらいたい。また、活用に関しても、便利なところがクローズアップされ、活用によって生まれる負の部分については学校現場まかせにされているように思えてならない。</p>	<p>ICTを活用した教育については、市内小中学校における教育ICTの活用推進にかかる基本的な考え方と進めるべき方向性を明らかにすると同時に、目標達成に必要な施策や事業について、体系的・計画的に定め、これに基づき、具体的な取組を進めることを目的に「大阪市学校教育ICT推進ビジョン」を策定しています。</p> <p>同ビジョンに基づき取組を進めてまいりますが、社会情勢や本市の実情等にあわせて適宜見直しを図り、適切なICTを活用した教育の推進を図ってまいります。</p>
<p>p.47～p.48 平成27年からの事が書いてありますが、自宅でのリモート授業を勝手に参観しましたが、全然できていませんでした。他の区の様子を聞いたら、できる学校もあるようで、これでは、チャレンジテストも受験も不利だと思いました。そうでなくとも、文科省がコロナで長期休校しても、テスト等で理解しているようなそのまま進んでもいいような通知を出した事で 随分置き去りにされたモノだと感じているところに、リモートも上手く行ってないとわかり心配しかありません。大阪市内一日も早く、足並みが揃うようにして欲しいので、いつまでにリモート授業が普通に実施できるようにするのか、この計画の中に具体的な日程を書いて欲しいです。いじめ等を報告しやすくなるのはいいと思いますが、教師からのいじめを学校や教育委員会が隠蔽しては意味がありません。しっかり対応できる仕組みを構築して下さい。</p>	<p>オンライン学習にかかる教員への支援については、夏季休業期間中に、教員のスキルに応じた実技研修を実施するとともに、機器操作に加え授業実践研修をオンラインにより実施しています。</p> <p>また、各校における好事例を全教員に周知するなど、教員への支援を行っているところです。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p> <p>いじめアンケートや悩み相談の申告については、児童生徒が1人1台端末を活用して家庭などからでも入力できるようにし、教育委員会事務局にも情報提供される仕組みを構築し、いじめの兆候を察知し、適切に対応してまいります。</p>
<p>・「ICTを活用した教育の推進」について</p> <p>時代の進展とともに、学校現場におけるICT教育の推進は避けられないが、あく迄も、それは、子どもたちを教育していく上での「補助用具」としてのコンピューターの導入であり、改良された鉛筆、電卓、電子辞書の使用と何ら変わらないものである。これで以て、突然、バラ色の世界が開けるかのような錯覚に陥ってはならない。まして、ここでビッグ・データの蓄積をめざすとしていることは重大な問題である。個人データ流出の懸念や、学校、学級、個人間の競争的教育の激化に拍車をかける恐れがあるからである。コロナ渦下での松井市長によるオンライン授業の突然の強要が大きな反発を引き起こしたことは記憶に新しいが、ICT教育の推進については、教育現場の声に十分に耳を傾けながら慎重に進めていくべきである。</p>	<p>児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、ICTを効果的に活用してまいります。</p> <p>端末を活用することが目的ではなく、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざすものです。</p> <p>ビッグデータの活用については、児童生徒の学力面や心情面に関する個別データについて経年的・客観的に把握・分析することにより、児童生徒一人一人の理解について、より多面的かつ丁寧に進めることを目的としているものです。</p> <p>活用にあたっては、各意見を参考に取組を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>ICTを活用した教育の推進にあたっては、市内小中学校における教育ICTの活用推進にかかる基本的な考え方と進めるべき方向性を明らかにすると同時に、目標達成に必要な施策や事業について、体系的・計画的に定め、これに基づき、具体的な取組を進めることを目的に「大阪市学校教育ICT推進ビジョン」を策定しています。</p> <p>同ビジョンに基づき取組を進めてまいりますが、社会情勢や本市の実情等にあわせて適宜見直しを図り、適切なICTを活用した教育の推進を図ってまいります。</p>
<p>ICTの活用について、学校内のICT環境を改善することが必要だと思います。今年の4月から5月にオンライン学習を実施したとありましたが、現場の先生方にお話を聞いたところ、実際にはほとんどオンライン授業はできなかつたそうです。今年の9月には子どもたちが自宅からTeamsの接続テストを行っていましたが、学校のICT環境では先生と子どもとのやり取りができない状態でした。授業でインターネットを使うと、回線が混雑しクラス全員が端末を使うのに時間がかかっていました。まずは学校内で全ての児童がインターネットに接続して端末を使える状態でないとICTの活用は難しいと思います。指導者もICT機器を使えるようにならないといけないと思います。指導者がICTを積極的に活用しようと思える環境を作ってほしいです。</p>	<p>令和3年10月以降、システム再構築に伴い、ネットワーク構成をセンター集約型から学校ごとの分散型による接続へ切り替える作業を順次行っており、新ネットワーク環境への完全移行は令和3年度末を予定しています。</p> <p>新ネットワーク環境への移行に一定の時間を要することから、その期間までの緊急対応として、校内にモバイルルータを整備して負荷分散用の新たな通信回線を確保することで、緊急時とともに平時においても安定した通信環境の実現を図っています。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>ICT活用について、教育に限ったことではないが、ICT利活用にはセキュリティ問題が不可欠である。 端末を児童生徒に配布するのであれば、その端末やそこに保存されているデータ、特に自己及び他者の個人情報を保護することの大切さを教えなければならない。 サイバーセキュリティについては、海外からのサイバー攻撃は1日平均13億回を超えており、今後も、これ以上に海外から教育分野へのサイバー攻撃が懸念される。 端末やビッグデータについて、海外のものを使うのであれば、そこでやりとりされている情報は海外に流れることが懸念される。</p>	<p>児童生徒が利用する学習者用端末については、外部と直接交流ができないよう制限を行っています。また、ID、パスワードの適切な管理の重要性等につきましても、教員から指導を行っており、不正アクセスによる攻撃を防ぐ環境を構築しているところです。</p>
6-2 データ等の根拠に基づく施策の推進(教育ビッグデータの活用等)	
<p>6-2教育ビックデータの活用等について、「ビッグデータを複合的・多面的に分析・検証しながら、学校の課題に応じた支援、児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援」を行うには、体制と知見が必要と考えるので、尼崎市などの先進事例との連携や教材の開発・研究も必要であるので民間企業、ソフト開発のためのベンダー、教員養成の教育大学・大学院も入った組織体制でビックデータの活用を検討すべきであるので、大阪市版教育コンソーシアムなどを検討と記載すべきと考える。もちろん、教員への研修も重要と考えるので、民間の知見も活用すべきである。個別最適な学びの具体的記述が必要である。</p>	<p>大学と行政、企業等が一堂に会する新しいシンクタンク機能をもった「新・大阪市総合教育センター(仮称)」を、大阪教育大学天王寺キャンパスの敷地内に、連合教職大学院と合築で令和6(2024)年度に設置することとしており、いただいたご意見を踏まえ、進めてまいります。</p>
<p>p.49 前回までの教育振興基本計画が周知できていない事が問題になっていましたが、この計画の認知度を上げる事を施策目標にあげないですか？「家庭と連携し」と書いてある部分などをみると、そこを放置しているのはどうかと思いました。</p>	<p>教育委員が学校現場の意見を直接聞く機会として、校長会の代表者及び現場教員の代表者も出席をいただく総合教育会議や、学校訪問などの実施と合わせて、広く一般の教職員からも直接提案を受けて教育長・教育委員へ伝える仕組みを検討し、学校現場の声を聴く機会を確保してまいります。このような機会も活用することで引き続き周知に努めています。 また、認知度に関しましては、本計画について、各校園長へ通知し本計画の周知に努めていくとともに、HPへの掲載を予定しております。</p>
<p>「基本的な方向6 教育DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進」に関して、GIGAスクール構想に基づく1人1台学習者用端末の整備等を受けて、「児童生徒一人一人のアンケート結果や学習履歴、健康情報等のデータ及び、これまでの『全国学力・学習状況調査』や『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』、『小学校学力経年調査』等の全市共通の調査結果データを客観的・経年的に蓄積していきます。そのビッグデータを複合的・多面的に分析・検証しながら、学校の課題に応じた支援、児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援を行っていきます」(p.49)とありますが、これは子どものプライバシー権の侵害にあたらないのでしょうか。いくら子どもの学習支援に資する目的であるからといって、子ども一人ひとりの学力・体力・生活状況に関するあらゆる情報が収集され、ビッグデータとして紐づけされ、おとなとの管理下で取り扱われることは、子ども自身に情報収集・活用への拒否権が与えられ、実際にその拒否権が行使可能な状況のもとでなければ、事実上の強制であり、子どもの日々の言動や生活に関わるありとあらゆる事柄が、教育の名目で評価の対象とされることを意味します。子ども本人が秘密にしたい事柄は、誰に対しても秘密保持が最大限尊重されること、本人に関する情報は本人以外の誰にも恣意的に取り扱われないようにすることが、国連子どもの権利条約第16条に定める子どものプライバシー権であり、教育ビッグデータの活用はこの基本的権利を脅かす危険性を持つものと考えます。この点に関して、市教委のご見解をお示しください。</p>	<p>ビッグデータの活用については、恣意的に活用するものではなく、児童生徒の学力面や心情面に関する個別のデータについて経年的・客観的に把握・分析することにより、児童生徒一人一人の理解について、より多面的かつ丁寧に進めることを目的としているものです。</p>
<p>「6-2データ等の根拠に基づく施策の推進」では、「全国学力・学習状況調査」「小学校学力経年調査」「中学生チャレンジテスト」「同plus」「小学生すぐすぐウォッチ」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」「心の天気」「いじめアンケート」等のデータに基づいて、教育振興基本計画の進捗管理を行い、2025年までに施策の100%実施を目指している。しかし、ここで目標管理の指標としているのは、すべて子どもたちを個々のビッグデータを統合的に数値によって管理するシステムで判断しようとするものである。もっとも重視されなければならないのは、各学校の校長、教職員、保護者、児童生徒からの生の声をしっかりと受け止める、声を吸い上げるシステムの構築である。ビッグデータに重きを置く目標管理は危険この上ない。</p>	<p>ビッグデータの活用については、児童生徒の学力面や心情面に関する個別のデータについて経年的・客観的に把握・分析することにより、児童生徒一人一人の理解について、より多面的かつ丁寧に進めることを目的としているものです。活用にあたっては、各意見を参考に取組を進めてまいりたいと考えています。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり	
<p>9、p50「基本的な方向7 人材確保・育成としなやかな組織づくり」</p> <p>初任給、給料の平均、大阪は全国で何位ですか。子どもが好きだけでは、教育はできません。</p> <p>頑張れ頑張れの声掛け、教職員を競争させるだけでは頑張れません。身を切る改革ではよい人材は市外に流出します。府職員ボーナス2年連続減です。給料アップしてこそ質の高い人材が集まります。</p> <p>日本が教育にかけるお金は世界でも低いです。ぜひ、未来を担う子ども達に大阪市はお金をかけてください。ノーベル賞を受賞した真鍋淑郎氏は「日本はすぐに役に立つものを求めすぎだと、好奇心を奪っている。」と話されていました。生きる力は競争の中で育つのでなく、人とのつながりの中で安心感を得て、身につけるのではないか。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>全国的に教員のなり手不足が深刻化する中、多様で高度な人材の確保も差し迫った課題となっています。本市では、初任給の引き上げによってここ数年の受験者数に増加傾向が見られ、学力重視の採用試験が質の確保にも効果を上げていると思われますが、依然として厳しい状況が続いている。いただいたご意見を踏まえ、進めてまいります。</p>
<p>「人材の確保・育成としなやかな組織づくり」として、全校に「副校長」を配置し、先進的な教育を行っていくべき。民間人校長という他力本願はやめるべき。外部登用では、人財(人材)が育たない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 副校長の配置につきましては、小学校・中学校において、必要に応じ国の定数を活用して配置を行っております。 教職員定数の改善については、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、今後も引き続き、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいります。
<p>7-1 働き方改革の推進</p> <p>働き方改革について、小学校で学級担任2人制を希望します。担任とそれ以外の方との業務の差が大きすぎると思います。勤務時間を見てほしいです。勤務時間を正直にタイムリーダーに通せば、産業医との面談や管理職からの指導が入るため、7時過ぎに出勤していても8時頃にタイムリーダーを押し、仕事が残っていても18時頃には退勤のタイムリーダーを押しています。持ち帰りの仕事も多く、パソコンを持ち帰って仕事をしても、当然勤務とはなりません。それぞれの仕事量に見合う残業代も無く、仕事の原動力が善意に拋っているところがとても大きいです。また、担任だから休めない、子育てがあるから泊行事のある高学年担任は持てない、という暗黙の了解があるのも間違っていると思います。学級担任2人制を希望します。これができれば、40人学級のままでも、担任も気持ちよく働けると思いますし、多くの課題が解決されると思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小学校・中学校の教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により定められており、原則として各学校の学級数に応じて教員を措置しています。 国においては、小学校高学年における教科担任制の推進や、小学校の35人学級の計画的な整備等を図り、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数の改善が検討されており、本市においても、これを活用し、学校の教育活動の充実や教員の負担軽減を図ってまいりたいと考えています。 教職員定数の改善については、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、今後も引き続き、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいります。
<p>7-1 働き方改革の推進『「子育てしながら働きやすい」と実感できる取組として、男性教職員の育児支援などの職場環境づくりと、「一人ひとりの女性が、その能力と個性を十分に発揮できる職場環境づくり」の取組を両輪として進めることによる、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現をめざします。』育休・病休の講師が見つからず、校内で兼務をしないといけないような現状をすぐに解決しない限り上記のような目標は望めない。近年、教師の多忙化による離職・休職は増加をたどっており、学校現場としても一人でも欠けてしまうと残りの者に負担が大きくのしかかり全員共倒れしてしまう網渡り的な危うさがある。年々新たな取り組みは増えていく一方であり、業務を勤務時間内に終えられるようにスリム化をしないことには働き方改革など絵にかいた餅である。いくら数値上の勤務時間数が削減されていたとしても持ち帰りの業務などは反映されていない。関係機関との連携を強化していくということだが、関係機関に提出するために調査をしたり書類を作成したり打合せをしたりするので、それだけでは業務の削減にはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、教員の負担軽減を十分に図り、学校園における働き方改革を着実に進め、長時間勤務を解消していくことが重要と認識しており、令和元年12月に「学校園における働き方改革推進プラン」(以下、推進プラン)を策定し、学校園現場の負担軽減に向けて様々な取組を進めています。 具体的には、スクールサポートスタッフや部活動指導員といった教員の業務負担を直接削減する専門スタッフの充実・強化や、学校への調査・照会文書等の削減といった教員の事務負担の軽減策など、様々な負担軽減策に取り組んでいます。 引き続き、推進プランに基づく取組等に取り組んでいきます。

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>「大阪市教育振興基本計画」(素案)を拝読し、大阪市立校園に勤務するものとして、今後の大坂市の教育の大きな方向性については賛同したいと思います。ただ各校園において、これらの施策を目標通りに実施しようとするときに、最大の課題となるのが教員と専任スタッフの不足です。「基本的な方向」の7に「働き方改革の推進」や「人材の確保」が挙げられていますが、現場で本当に困っているのは、勤務時間(定時退院するよう言われても、仕事は山積したまま)の問題よりも、業務に対する人材の不足です。学級担任が、授業と教材研究に専念できるようにするために、生活指導(カウンセリング、問題行動、不登校、いじめ、保護者対応等)、ICT担当(機器整備・トラブル対応、担任補助、研修担当)、給食指導(栄養指導、アレルギー対応)、安全管理(防災・新型コロナ対応)、図書館司書、職員室補助(電話・来客対応、印刷・各種パンフレット配布)等について、毎日フルタイム勤務の教員または専任スタッフが必要です。教頭等の業務をさらに増やすのは無理です。「大阪市教育振興基本計画」の成否はまさにここに掛かっているといつても過言ではありません。基本計画策定後は、こうした人材確保を予算の「一丁目一番地」とし、議会を通して実施に移していただくことが切に望れます。その実施によってのみ、大坂市は真に魅力あふれる市として住民からの支持を得ることができ、併せて高い能力を持った教員志望者や、市職員志望者が大きく増加することでしょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教員については、原則として各学校の学級数に応じ配置を行っております。 また、本市においては、教員の負担軽減を十分に図り、校園における働き方改革を着実に進め、長時間勤務を解消していくことが重要と認識しており、令和元年12月に「校園における働き方改革推進プラン」(以下、推進プラン)を策定し、校園現場の負担軽減に向けて様々な取組を進めています。 具体的には、スクールサポートスタッフや部活動指導員といった教員の業務負担を直接削減する専門スタッフの充実・強化や、学校への調査・照会文書等の削減といった教員の事務負担の軽減策など、様々な負担軽減策に取り組んでいます。 引き続き、推進プランに基づく取組等に取り組んでいきます。
<p>7-1働き方改革について、教員の長時間勤務解消を前提に記載されているように感じる。「子どもたち一人一人に向き合う時間を確保する」なら、非正規労働者、他職種はもちろん、地域も含めたチーム学校との取り組みを記載すべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、教員の負担軽減を十分に図り、校園における働き方改革を着実に進め、長時間勤務を解消していくことが重要と認識しており、令和元年12月に「校園における働き方改革推進プラン」(以下、推進プラン)を策定し、校園現場の負担軽減に向けて、教育委員会と校園で様々な取組を進めています。 また、具体的には、スクールサポートスタッフや部活動指導員といった教員の業務負担を直接削減する専門スタッフの充実・強化に取り組むとともに、推進プラン公表時においては、地域行事への参加にかかる校園における取組に対する理解・協力を依頼する市長メッセージを発信し、地域と校園の状況に応じた取組に努めているところです。 こうした取組も含めて、長時間勤務の解消を図るものとしての全体の方向性を記載しております。 引き続き、推進プランに基づく取組等に取り組んでいきます。
<p>マニュアル作成や経年分析・研修ばかりで、児童生徒と向き合う時間がない。記述されているものをよく分かるように全て羅列しようと試みたが、あまりにも多すぎここでは省略。教員が児童生徒と向き合い、信頼関係を作りながら学級・学年経営をしていくよう、余裕のある時間的保証が必要である。また、日々の授業で児童生徒が生々と活動できるための教材研究の時間を充分に保証することを要望する。このようなことが実現されていく中で、テスト主義ではない児童生徒の本来の学力が高まり、本来の教育活動を取り戻すことができるものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、教員の負担軽減を十分に図り、校園における働き方改革を着実に進め、長時間勤務を解消していくことが重要と認識しており、令和元年12月に「校園における働き方改革推進プラン」(以下、推進プラン)を策定し、校園現場の負担軽減に向けて、教育委員会と校園で様々な取組を進めています。こうした取組により、時間外勤務時間等が着実に減少しており、子どもたち一人一人に向き合う時間の確保につながっているものと認識しています。 各種テスト・調査等について本市といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、今後も関係諸機関と連携し、実施してまいります。 引き続き、推進プランに基づく取組等に取り組んでいきます。

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>7-1 働き方改革の推進について意見します。そもそも8時30分から授業が開始となるのにも関わらず、8時30分から勤務開始と考えるのはもう言外のシステムでしょう。教員の熱意、ボランティア精神、そういう仕事などの諦めにより成り立っているシステムであり、他府県では裁判等で話題にもなっています。どこの企業やお店で8時30分から開店するにあたり、従業員を8時30分に出勤させているのでしょうか。開店準備のため、30分から1時間前に出勤させるのが通常じゃないですか。学校も通常にしましょう。8時30分から開始とするのであれば、8時から勤務にすれば良いではないですか。全員8時にくる必要はないので「8時～16時30分」「8時30分～17時」の2グループに分けるなども良いかと考えます。また、上記の勤務管理としても結局15時30分まで授業があると生徒帰校後の校務処理が17時までかかり、時間外労働が増えるだけになります。そこで、1日の授業のうち、1コマだけ30分にすれば、全体の営業時間を短縮することができます。例えば、1～3時間目は60分、4時間目は30分、5～6時間は60分などです。いきなり30分の授業をするのは難しいかと思いますが、そもそも各教科で30分のコマがあるという前提で年間授業を計画すると十分対応できると考えます。上記、意見が大阪市の教育に役立てばうれしいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、教員の負担軽減を十分に図り、学校園における働き方改革を着実に進め、長時間勤務を解消していくことが重要と認識しており、令和元年12月に「学校園における働き方改革推進プラン」(以下、推進プラン)を策定し、学校園現場の負担軽減に向けて、教育委員会と学校園で様々な取組を進めています。 勤務時間の割振り変更については、例えば、朝の登校指導のために午前8時から午後4時30分の勤務へと割振り変更を行い、朝の登校指導を当番制にすることにより、時間外勤務時間の削減につながることなどから、勤務時間の割振り変更の活用を可能としています。 授業時数の一単位時間については、文部科学省において小学校は45分、中学校は50分を常例とし、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童生徒の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めることとしております。いただいたご意見を今後の参考にさせていただくとともに、引き続き、推進プランに基づく取組等に取り組んでいきます。
<p>○働き方改革に関して今までうつってきた施策については、一定の効果があつたので継続していくことをお願いしたい。また、日々の業務については、改善が難しく、教職員の意識改革や業務のスリム化についての研修を市の施策として取り組んではもらえないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校園における働き方改革を推進するためには、教職員の働き方への意識改革が必要です。意識改革を行うにあたり、既存の研修において、働き方改革に関する項目を設けることなどにより、教職員の働き方改革に係る意識啓発にも取り組んでいます。
<p>盛りだくさんな計画内容で、本当に学校がやりきることができるのか。一つ一つの施策が足された場合、物理的にできるのか、また、矛盾が生じることは考えられているのか。例えば、それぞれの施策をやりきるために実施すると、日々の勤務時間でこなすことはかなり厳しいのではないか。施策自体が時間外勤務を前提にしている感が強い。また、その状態で実施する一方、長時間勤務を減らしていく施策もあり、矛盾している。ICT活用で仕事の効率が図れると考えられているようだが、現実は、ICT活用ができる人物(つまり、使いこなせる人物)は、効率が図れるが、それ以外の人は、仕事が増加している。日々の業務が増加する中、使いこなすまでに時間がかかり、効率化は図れない。一見、効率化が図られ、時間外勤務が減っているように見えるが、それは、熱心な教員は、職場以外(自宅)で教材研究や授業準備をしているからである。そのような状態の中で、教員採用試験の志願者を増加させたいようだが、大阪市の状態を知っている者ほど志願せず、現状認識が弱い志願者が志願する状態ではないか。つまり、質の低い人材が集まってきて、その中で選考試験を実施している状態。そして、質の低い教員が現場で勤め、児童生徒を指導する。これで、学力向上を図ることなど到底無理ではないか。また、効率化が図られれば別のアンケートや調査が入り、その対応に追われる。エビデンスと言われ、アンケートや調査がどんどん増える。教育振興基本計画でこそ、アンケートや調査を限定させ、効率化を図るように計画を立てるべきである。何かの施策を実施するために、アンケートを実施するという、つぎはぎ的な計画は今回からやめていただきたい。また、例えば「総合的読解力育成カリキュラム」について、多様な人材を活用し、週時間1時間を増加させることだが、人が増え、時間が増え、ビル&ビルである。教員にゆとりがあれば、じっくりと読解力育成のために時間をかけることができ、本来教員の仕事である児童生徒の学力が向上すれば、教員としてのよろこびを感じることができるはずだが、大阪市教育委員会からすれば、現状は教員がそのようにできないから、忙しいから他から人を確保するという、ビル&ビルである。計画内容は、シンプルイズベストが重要ではないか。なぜ、こんなにもりだくさんな計画内容なのか。もっと教育現場に自由を与え、一方、結果を出さなければ、それ相応の評価をすることが必要ではないか。自由と責任を明確化させることが必要である。以上のような目先のことだけでなく、根本的なことを大阪市教育委員会は認識されているのだろうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、教員の負担軽減を十分に図り、学校園における働き方改革を着実に進め、長時間勤務を解消していくことが重要と認識しており、令和元年12月に「学校園における働き方改革推進プラン」(以下、推進プラン)を策定し、学校園現場の負担軽減に向けて様々な取組を進めています。 具体的には、スクールサポートスタッフや部活動指導員といった教員の業務負担を直接削減する専門スタッフの充実・強化や、学校への調査・照会文書等の削減といった教員の事務負担の軽減策など、様々な負担軽減策に取り組んでいます。 引き続き、推進プランに基づく取組等に取り組んでいきます。

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.50 働き方改革 改善されるに越したことはありません。が、遠足の下見に休日が取られるから、遠足は無し等、行事を減らしてまで改革される事には 抵抗があります。下見に行かなったからか、実際に遠足になつた時に施設が工事期間中で使えなかつたというような事もありました。(ネットでも調べられると思うのですが) 遠足の資料も表紙の年度だけ変えて、詳細部分の日付が変わっていなかつたとか、仕事量を減らすのは多いに結構なのですが、子供達をガッカリさせるようなミスは勘弁して欲しいと思います。 改革の一環かわかりませんが、参観の後の保護者懇談が無くなったり、面倒を避けたいだけと思われるような形の改革には疑問です。部活が負担だどうだという意見も理解できますが、あまり児童生徒、地域住民の前でやらないで欲しいと思います。地域からは無償で学校行事に参加している者もいますので、みんなが複雑な気持ちになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省では、学校における働き方改革の推進のもと、学校行事が教師の過度な負担とならないよう、行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を進めると示しております。また、カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るべきであると示しております。 いただきましたご意見を踏まえ、“子どもたちにとって真に必要なものは何か”を考え、優先順位をつけて大胆に業務を減らし、家庭や地域の協力を得ながら、社会全体で子どもたちを育む体制づくりに努めてまいります。 また、部活動における働き方改革については、教員の負担軽減を図るだけでなく、生み出された時間を子どもたちと向き合う時間にする目的もあることを教職員に周知していく必要があると考えています。また、部活動指導員活用事業により学校の部活動指導体制の充実を図ってまいります。
<p>9 教員の働き方改革について、頑張っている教員がより頑張れるような処遇、キャリアステージに応じた研修等を行うのであれば、頑張っている教員は、ますます忙しくなるでしょう。 また、「性別に関係なく教員が働きやすい環境を整備」の部分は、「性別や障害の有無」とし、障害のある教員が活躍できる方針とする旨、明記すべきである。 障害のある児童生徒への配慮や支援は検討されているが、教職員にも、積極的に障害のある人たちを登用し、障害の有無を超えて活躍できる学校を目指すことは、児童生徒の成長発達に有用である。「障害者は何もできない」「障害者は自分たちより劣っている」という偏見を無くすためにも、社会に出る前の段階、即ち教育現場で、活躍している障害者の姿を見せることは有益である。 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教員採用選考テストにおいては、障がい者対象選考として、障がい者手帳(身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳)の交付を受けている方を対象に、一般選考とは別に選考を実施し、登用しております。 また、スクールサポートスタッフや、学校事務員においても障がい者雇用を行っており、登用後においては、障害者職業生活相談員により、勤務する障害者である職員の職業生活に関する相談及び指導に努めております。
<h3>7-2 教員の資質向上・人材の確保</h3> <p>「7人材の確保・育成としなやかな組織づくり」の「②教員の資質向上・人材の確保」について、2つ提案します。校長、教頭への昇任を「なりたい、なりたくない」の希望制ではなく、一律に成績優秀な教員をあてるようにしてはいかがでしょうか。民間での役職への昇任は当然のこと、行政であっても「なりたい、なりたくない」で係長や課長をあてがっている訳ではないはずです。教員は個人商店と勘違いし、組織のことを鑑みず、手前の授業に関しての修練はそれども、学校運営や働き方改革などまでは意識できない輩が多いです。否が応でも、一定の年齢及びキャリアを経ると管理職に全員なると思えば、個人商店のようなことだけしていくことはできず、自分が管理職になったらという意識が芽生えると考えます。なお、校長は公募もしていることもあります、現在実施している型式でもよいと思いますが、教頭までは誰でも彼でも昇任するようにするだけで大きく教育全体の効果が上がると考えます。次に教育委員会事務局の人員の増加をご検討いただきたいです。明らかに人員不足です。能力を継承するまもなく人が異動し、年々業務の粗さがでています。通知文書のレベルがどんどん下がっており、何をしてほしいのかが全くわからぬ文書も多々あります。また、自分でつくったシステムを利用した運用ルールさえも、人事異動のたびに継承されず、メールや掲示板などあっちからこっちから指示が来ます。橋下市長時代に目標を決め、走りながら修正しながら速やかに事業を遂行するようスピードアップを求められた時代がありましたが、一旦、落ち着いて組織の状態を確認するときも必要じゃないでしょうか。教育委員会事務局に余裕がないと、現場の意見や声なんか拾うヒマなんて、そら無くなりますよ。ご思案願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校長職及び教頭職は、教諭の職務内容と大きく異なり、本計画の達成に向けて、学校運営の資質能力が求められる管理職であることから、校長職については公募により選考を実施、教頭職については教頭昇任を希望する者を対象として選考試験を実施し、選考に合格した者を校長職又は教頭職として登用しているところです。 P22について「さらに、よりきめ細かくかつ的確に学校を支援するために、教育委員会事務局の体制整備を図りながら、本市を4つの教育ブロックに分け、それぞれに担当指導主事等を配置するとともに教育委員会事務局のマネジメントのもと業務の精選・効率化と指導主事等の指導力向上を図り、学力・体力の向上や安全・安心な学校づくりに向け、各学校の実情に応じたきめ細かな支援策を推進していきます。」と文章を改めました。

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>アルバイトのような人材を多く配置するより、免許があり責任の持てる優秀な人材の配置や確保が不可欠である。正規の職員がゆとりをもって配置されるべきである。必要があれば複数担任や専科教員の増員をし教員免許がなくても行えるようなことは、外部委託すればいい。魅力のある職場、やりがいのある仕事にしていかないといけない。市長のリーダーシップのもとあるが、リーダーシップとは多様な多くの人の意見をしっかりと聞いたうえでリーダーシップを發揮してもらいたい。そして市長にも専門家とし反対意見がいえる教育委員会であってほしいと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、教員の負担軽減を十分に図り、学校園における働き方改革を着実に進め、長時間勤務を解消していくことが重要と認識しており、令和元年12月に「学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、学校園現場の負担軽減に向けて様々な取組を進めています。 具体的には、スクールサポートスタッフや部活動指導員といった教員の業務負担を直接削減する専門スタッフの充実・強化や、学校への調査・照会文書等の削減といった教員の事務負担の軽減策など、様々な負担軽減策に取り組んでいます。
<p>7-2教員の資質向上について、性的行動や体罰行為があとをたたない。事後対処の厳罰化のみでは限界があるので、問題行動の原因分析などについて、心理学的分析含む科学的手法を行い再発防止に努めると記載すべきである。また施策目標が「研修後の受講者アンケートで、研修が充実していたと思う、とする回答の割合 60.0%」は、公費を使用して、公務として参加しているので低すぎる。少なくとも80%を目標にすべき。活用も同様に70%目標で30%が活用できないなら、その研修は廃止か見直しすべきであり、90%とすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の非違行為に対しましては、これまで厳正に対処してきたところですが、いただいたご意見も踏まえ、引き続き不祥事の再発を防止するため教職員の服務規律の確保を徹底してまいります。 施策目標につきましては、最も肯定的な回答の割合について、現状の割合に対して約5%増をめざしてまいります
<p>基本的な方向7の7-2「教員の資質向上・人材確保」について、8月20日に「市民の声」への投稿を転載して意見とします。「教員の人材不足」はきちんとした原因の調査を 大阪市ホームページで公開されている、今年6月29日の大阪市教育総合会議の映像を見ました。次期教育振興基本計画案が論議されているのですが、その中で大森不二雄大阪市特別顧問はつぎのように述べていました。「もう一つの喫緊の課題は、先生方、教員の人材確保あります。(中略)全国の小学校のデータですが、過去最低の倍率、教員採用ですね、2.7倍になったと(中略)その中で、同じ年度で、実は、大阪市は2.4倍ということで、さらに厳しい状況にある(後略)」しかし、大森特別顧問の発言の中に、大阪市の採用試験倍率が特に厳しいことの原因の分析はなく、全国的に供給源(教職課程の卒業者)が少ないのだから、「特別免許状の積極的活用」を考えるべきというものでした。 大阪市の教員の人材不足が全国と比べても特にひどいのには原因があります。学校教職員の意欲を減退させている原因として、すでに、市立小学校校長提言で、テストの点数のみを教育目標にさせられている問題が指摘され、市立中学校校長提言では、教職員が「黙っていることを聞け」という状況に置かれていることの問題指摘から「提言しやすいシステムの構築」が提唱されています。私は、大阪市立学校教職員の2020年度人事評価結果や主務教諭資格がありながら教諭のままである教員の人数について情報公開請求をしてみました。全国的にもほとんど大阪市だけではないかと思われる、完全相対評価が導入されている事務職員さん、管理作業員さん、給食調理員さんの評価結果では、昇給が低く抑えられ、勤勉手当が減額される低評価(第4区分、第5区分)の人の多くが、絶対評価では「良好」とされる範囲の人でした。大阪市では「主務教諭」制度が導入され、仕事に何の差もないのに、教諭のままだと退職金も含めて生涯賃金で2000万円以上減額されることになったのですが、主務教諭資格があるのに教諭のままという人が三桁(百数十人)もいました。このような人事評価制度・給与制度が大阪市立学校で働きたくないという気持ちにつながっていることは明らかだと思います。 喫緊の課題と認識している教職員の人材不足については、まず、教育委員会として、その原因を徹底的に明らかにすべきです。</p>	<p>本市の学校園に勤務する職員のうち、行政職である学校事務職員、技能労務職である管理作業員及び給食調理員については、相対評価による人事考課を行っており、職員基本条例において、下位区分である第4区分や第5区分は、それぞれ10%、5%と定めています。絶対評価による評価点を確定させた後、高得点者から順に、条例で定められた割合にしたがって相対評価区分を決定していることから、絶対評価点が悪くなくても第4区分や第5区分となる可能性があります。</p> <p>なお、主務教諭制度については、管理職希望者数の減、有為な人材の確保など喫緊の課題に対応するため、教員がキャリアを重ねるにつれ、教諭などに対し指導助言を行うとともに、学校運営で首席・指導教諭などを補佐するようになるよう、新たな教員のキャリアステージの構築として、小学校・中学校・高等学校において、教諭と首席・指導教諭の間に、「主務教諭」「主務養護教諭」「主務栄養教諭」の職を置くこととしております。</p>
<p>p.51 管理職選考受験者に占める女性職員の割合30% 管理職、特に教頭先生になる人がいないという事が随分問題になっていますが、さらに女性に限定して受験者を増やすというのは、働き方改革の理念に反していると思います。これだと強制です。能力に関係なく、性別で人数を設定する事がおかしい事くらい分かっているのに おかしな計画を見直すように言わずに従う教育行政が、子供達に何を教えるのかほんとに疑問です。女性の割合を増やせと言いながら、履歴書の性別を無くす動きを見るというおかしな世の中を おかしいと言ってくれない教育行政が、子供達に何を教えてくれるのか本当に心配です。いつでも活動人権家、教職員組合、モンスターペアレントのせいにされても同情できません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国において「第5次男女共同参画基本計画」における成果目標として、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合などを令和7年度までに引き上げる目標(副校長・教頭で25%、校長20%)を掲げており、その目標の達成のため、本市において「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「大阪市特定事業主行動計画」に沿って、教員の管理職選考受験者数に占める女性職員の割合30%達成に向けて取り組んでまいります。

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・教員のなり手不足 「初任給の引き上げによってここ数年の受験者数に増加傾向が見られ」は因果関係があるのでしょうか。2018年4月に報道発表が行われました。志願者数増減は、2019年が+214人、2020年は-259人、2021年は+396人、2022年は-113人です。(2014年は+181人、2015年は+289人、2016年は+237人、2017年は-459人、2018年は-119人)このデータで初任給の引き上げが受験者数に影響を及ぼした因果関係をどう取られたのかが知りたいです。教員のなり手不足は、給料以外の所にあるのかもしれません。「学力重視の採用試験が質の確保にも効果を上げている」と書かれていますが、現場の一人としての感覚では、年々基礎的な学力が身についていない教員が採用されてきているように感じます。特に、学力が低くても、学ぶ姿勢があればよいのですが、学ぶ姿勢すらない教員を採用してせざるを得ない状況なのではないかと考えざるを得ません。</p>	<p>・初任給の引き上げを公表しました2018年の水準と比較しますと、年度ごとの志願者数の増減はあるものの、傾向としては増加傾向にあるものと考えております。(小・中学校教員志願者 2018年 2,100名、2021年 2,396名)</p> <p>・学力重視の採用試験は、それ以前の試験と比較すると、志願者のうち学力の高い者が合格しやすくなる仕組みとなっています。</p> <p>・引き続き、特別支援学校免許状所有者、中学校・高等学校の英語免許状所有者の加点制度などにより、有為な人材の確保に努めるとともに、高い初任給水準や、教員負担軽減の施策、学校教育ICTの整備、研修制度の充実などについて、積極的なアピールを行ってまいります。</p>
<p>・教員のなり手不足に対し、初任給を引き上げたことで受験者数が増加傾向であったとしても、必ずしも質の高い人材が揃う保障はない。初任給の引き上げと教師の質の向上との間に有意な関係があることを検証する必要がある。教育力・指導力のある退職者や民間人、各種学校や学習塾等での指導経験を有する者を登用することも選択肢すべきである。教員本人の学力と、教育に必要な指導力は、必ずしも同じではない。これは、現役時代に優秀だった選手が、監督として優秀とは限らないのと同じである。</p>	<p>教員採用選考テストにおいては、「社会人経験者特例」や「教諭経験者特例」及び「講師等経験者特例」を設け、民間企業や官公庁等での勤務経験を有する者や、他の国公私立の学校園において、教諭及び講師等の経験を有する即戦力の人材の確保に努めています。</p> <p>今後も多様な人材の確保に向け、新たな特例制度等の活用について、検討を行ってまいります。</p>
<h3>7-3 大学連携の推進(新教育センターの設置)</h3> <p>7-3大学連携の推進について、自尊感情の向上など個別最適な学びの実践手法の開発が重要と考える。「養成・採用・研修の一体化に向けたプログラムの企画・開発」では方向性は不明であるので、「最適な学びに向けた」と追記すべきである。</p>	<p>ご意見いただきました、自尊感情の向上や個別最適な学びの実践手法の開発も含め、新時代に求められる教育内容の研究・開発や、教員の資質向上に関する各種課題へ対応できるよう、取り組んでまいります。</p>
<p>大阪教育大学と連携とありますが、教育大学の学長が、尖閣諸島など日本の領土を侵害しようとしている中国に対して建国72年のお祝いをしていました。大阪教育大学は、日本の建国記念の日をお祝いしますか？大阪教育大学は、入学式卒業式に国旗掲揚して、国歌斉唱をしますか？教師を育てる学校が日本を否定していないかを確認して連携するならして頂きたいと思います。国家観、国体を理解しない大学との連携はご遠慮願いたいです。</p>	<p>ご意見いただきましたことにつきましては、大学連携を推進するうえで参考にさせていただき、大学等と協働して大阪市の課題解決できる仕組みを引き続き構築してまいります。</p>
<p>p.52 充実した研修はいいのですが、どう学校に活かされたかを示して頂かないと意味がありません。具体的に示して下さい。そうでないなら外遊程度の理解になってしまいます。総合的読解力育成カリキュラム=リベラルアーツ教育ですか？リベラルアーツでは伝わりません。日本語でお願いします。リベラルアーツという言葉、内容が分からぬ人はこの教育振興基本計画に関わらなくてもいい、という事でしたら、それでもいいのでしょうが、広く周知して皆で進めるのであれば、誰にでもわかる言葉でお願いします。教員組織とは？組合の事ですか？これ以上教育行政に組合から口出されるのは禁止して下さい。現状、違法が目に余っています。特別免許状採用者の待遇(給料等)を予定でもいいので示して下さい。一般免許状と不公平になれば一般的士気が下がります。p.53 研修、海外研修にどのくらいの費用がかかっているのか示して欲しいです。その上で、この目標設定が、費用対効果としてどうなのか、検証して下さい。というか目標が「活かすことができそう」になっている事に疑問です。「活かせた(レポート付き)」でないと何かわかりません。議員の外遊とおなじ仕組みなら批判の対象になり得ると思います。もしかして海外研修は、何かのご褒美ですか？</p>	<p>リベラル・アーツは、専門職業教育としての特定の技術の習得とは異なり、思考力・判断力のための汎用的知識の獲得や知的能力の発展を指します。巻末の用語解説集に追記いたします。</p> <p>海外派遣研修につきましては、海外の先進的な教育を学ぶことで本市の学校へ活かすとともにミドルリーダーとしての資質能力を養うことを目的としております。大学教員の指導による事前・事後研修、レポート作成を実施し、海外派遣研修で学んだことを自校はもとより本市全体に還元できるよう努めてまいりました。研修後の追跡調査を行うなど具体的に取り組んでいるところです。</p>
<p>p.54 新教育センターの設置 研修内容が充実しようが(海外で研修しようが)、教室で実践されなければ意味がありませんが 但し、これまでのよう、研修校、今回のような拠点校を絞ってしまえば、そこだけで終わってしまうような気がします。どのくらいの数の拠点校を想定しているかわかりませんが、最低でも教育ブロック一校か各区に一校程度は設置して、教育委員会の取組みが身近でわかるようにして欲しいです。施策目標ですが、教育ブロックがあるのですから、全市ではなく、まずきめ細かく教育ブロックに設定してはどうでしょうか。</p>	<p>いただきましたご意見もふまえまして拠点校・連携校の効果的な運用を進め、拠点校・連携校の研究成果を教育ブロックや全市に紹介し、その成果が身近に感じられるように努めてまいります。</p>
<p>「大学との連携」とあるが、大阪市立大学がなくなって、とても残念。大阪市全体の教育が衰退することが予想される。</p>	<p>大阪市立大学は大阪公立大学となります。大阪公立大学との連携も引き続き検討してまいります。</p>
<h3>7-4 教育ブロックでの教育の推進(学校や地域等の実情に応じたきめ細やかな支援)</h3>	

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>分権型教育行政について、P22、P55に記載があるが、重要な課題と認識するので、P55には、4ブロックを前提にした記載であるが、4ブロック化の成果・課題を検討して、ブロック化のあるべき姿を検討すると記載すべきと考える。組織体制・権限移譲の範囲もPDCAサイクルで検討すべきである。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、年度単位で実施する「教育行政点検・評価」や「局運営方針」の指標を本計画と連動させることで、効率的に本計画の進捗を管理します。学力・体力の向上や安全・安心な学校づくりに向け、各学校の実情に応じたきめ細かな支援策を推進してまいります。</p>
<p>p.55 ブロック化 に関して、市民として保護者として何も変化がありませんが、何か成果があつたのでしたら公表して下さい。施策目標の中にある「目標どおり」の目標とはどんな内容なのか 具体的にあるなら示して下さい。地域や保護者が評価する部分が無くてもよいのでしょうか？</p>	<p>教育ブロックでは、きめ細かな支援を行うために、各ブロック統括者のマネジメントのもと、担当指導主事と学校の連携を密に行つたうえで、教育ブロック会議において学びサポーターの配置や自主学習ノートの購入等の支援策を策定し、学校の課題に応じた必要な支援策を実施しています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
7-5 カリキュラム・マネジメントの推進(校園長によるマネジメントの強化)	
<p>7-5校園長によるマネジメントの強化について、カリキュラムマネジメントのみを記載しているが、組織マネジメントや組織のガバナンスなどが重要である。今回の木川南小学校校長の案件でも、組織マネジメントの問題であると考える。大阪市民として、全国に報道され学校長の資質が低いことに恥ずかしい思いをしている。校園長のみの問題ではなく、内部統制も含め学校現場全体の組織マネジメントを検討する必要があり、校務運営を担う財務・会計の専門家として学校事務職員を位置付けているので、「チーム学校として組織マネジメント力の向上」なども記載すべきと考える。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「校園長・教頭等の組織マネジメント力を高め、各校の課題・特性等に応じた教職員等の配置を行います。また、各校において校園長がリーダーシップを発揮し、チーム学校として「運営に関する計画」に掲げた目標を達成できるよう、必要経費の配付を行います。」と文章を追記しました。</p>
<p>p.56 2、3年で異動になる校長や教頭に対して、7年8年いる教務主任や学年主任に 校長のリーダーシップが発揮できるのか疑問です。何かあれば労働組合が文句を言いそうですし 実際に、校長抜きで教職員が勝手に学校の分担を決めていた事が問題になった時期がありました。そんな体質が変わったとは思えません。国旗掲揚、国歌斉唱で自殺した校長先生の話は昔の話でもないように思います。強すぎる労働組合の力を押さえて下さい。施策目標の指導計画の目標設定が低すぎませんか？学校の実態なのでしょうが、この目標設定ではやはり校長がリーダーシップを発揮できる環境にないのではないでしょうか？ 学習指導計画を、本当に先生がつくっているなら、保護者に提示して欲しいです。この単元はこんな狙いがある等、特に偏った社会科については積極的に配布して欲しいです。教科書採択の議事録を見ましたが、教育委員の方も指導計画の提出を求めていましたが、保護者も同じ気持ちなのです。学習指導要領にもありますし、指導計画の提示を義務付けて欲しいと思います。</p>	<p>校長のマネジメントのもと、学校全体で目標を共有し、目標達成に向けた取り組みにより学校の特色を出していくことが求められています。このことから、校長がPDCAサイクルによって学校業績を上げていけるように、個別の事情等は十分に考慮した上で、令和元年度より、従来の3年程度の配置から、5年程度の配置を前提とした人事異動へと変更し、配置後の状況に応じ次の異動時期を個別に判断しております。今後とも、各学校の抱える課題解決や特色化に向けて確実に取り組んでいけるよう、より一層努めてまいりたいと考えております。 目標設定につきましては、今年度に「よくしている」「どちらかといえば、している」と肯定的に回答した小中学校の割合は、ともに9割を超えております。したがいまして、令和7年度末の目標につきましては、最も肯定的な回答である「よくしている」に限定し設定いたしました。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
7-6 学校配置の適正化	
<p>7-6 学校配置の適正化『学校配置の適正化の基準と進め方について規定する条例等に基づき、学校配置の適正化を進めます。』これは是非とも滞りなく進めてもらいたい。短学級の学校では教職員の数も少なくなり、一人当たりの負担が大規模校と比べるととても多くなる。また、教職員が少ないと一人が欠けたときの負担もかなり大きい。働き方改革にもかかわってくると思うのでしっかりと進めてもらいたい。</p>	<p>いただいたご意見も踏まえ、学校配置の適正化の基準と進め方について規定する条例等に基づき、学校配置の適正化を進めてまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>学校配置の適正化はあるが、統廃合はここ数年よく目につくが、大規模校はこれからどのようにして適正化を図っていくのかぜひ盛り込んでいただきたい。</p>	<p>文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校と位置づけており、過大規模校につきましては速やかにその解消を図るよう、設置者に促しています。</p> <p>手引きによると、過大規模の解消のためには、学校の分離・新設や通学区域の見直し、学校施設の増築、また、学校規模は見直さずに、教頭の複数配置などの学校運営の工夫といった手法が示されています。</p> <p>本市における大規模校の教育課題への対応としては、学級数に応じて、必要となる音楽室等の特別教室を複数整備したり、管理職の体制の強化と学校運営上の負担の軽減の観点から、副校長を配置するなどの取組を行ってきたところです。</p> <p>また、31学級以上の過大規模校につきましては、校区内に都合のよい適当な用地が得られないことが多くあることから、個々における学校の状況や手引きを踏まえながら、学校の分離・新設や通学区域の見直し等を行うこととしています。</p> <p>なお、昨今の市内中心部における児童急増に対しましても、市長をトップとしたプロジェクトチームを設置いたしまして、校舎の高層化や高校再編により生じてまいります校地、校舎を活用するなど、これまでにない手法により対策を行ってきたところです。</p> <p>以上のように、大規模校の教育課題解消の取組につきましては、小規模校化の解消という課題との質の違いから個々に取組を進めてきたところでございますが、引き続き児童の教育環境確保に向け、検討してまいります。</p>
<p>p.57 学校配置の適正化 施策目標に「学校再編整備計画を検討した学校のうち、統合後の内容が確定した学校から順次(中略)公表する。とありますが、検討段階で学校の公表をして下さい。何か決まってからでは遅いです。令和3年度末を待たずに、すぐに公表して下さい。混乱します。</p>	<p>「学校再編整備計画案」の作成及び実施については、各区の区長の職にある者をもって充てる区担当教育次長が担うこととしており、計画案の検討段階における情報の公表についても、各区の状況に応じて区担当教育次長が判断しているところです。</p>
<p>学校選択制の時の1学級ふやして募集することについて申しあげます。募集人数を増やすためのものとのことですですが、6年間続けば当然6教室余分に使用します。1学級増やす条件として、増築をしない範囲とのことですですが、6教室の空きを見越して募集されていないのではないか?結果として増築をしなければならない学校が出たり、特別支援教室を狭くしたり、特別教室を改造したりなど、インクルーシブ教育や多文化教育に必要な施設的余裕がなくなり、限られた学校施設の環境が、どんどん悪くなっています。校舎の増設は校庭を狭くすることにもつながり、子どもたちが安心して活動できる場所を削っていくことになります。限られた敷地と施設、予算の中で、適切な環境整備を維持するために、見直しをお考え下さい。</p>	<p>学校の教室数には限りがあり、施設収容面の制約があることから、学校選択制による他校区の児童生徒の受入れは、増築等が発生しない範囲内で行うこととしています。学校選択制の受入可能人数の算出は、次年度の児童生徒数だけでなく、将来的な児童生徒数の増減も見込んで行っており、学校選択制を実施することにより学校施設の収容人数を超過することがないよう、今後も慎重に受入可能人数の設定を行ってまいります。</p>
<p>学校配置の適正化について 府立高校の廃校問題と合わせて維新の施策に強く抗議する。</p> <p>この項目に書かれていることは聞き捨てならない重大な問題を含んでいる。確かに少子化が急速に進む中で、学校の空き教室などをどのように活用していくのかといった問題はある。しかし、大阪市は山間僻地ではなく、寧ろ、人口が密集する大都市である。歴史的には学校はその地域に根ざした文化の中心であり、地域コミュニティーの結節点でもある。少子化が進む現代こそ、余った施設を最大限に活用して、ゆきとどいた教育の実現をめざすべきである。この部分だけ絶対的な、統廃合の数値目標を設定しているが、到底、許せるものではない。</p>	<p>教育委員会では、有識者等で構成する大阪市学校適正配置審議会からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、子どもたちが成長し進級卒業していくなかで今の状況が続くことは良いことではなく、子どもの教育環境の改善といった観点を第一に考え、学校配置の適正化の今後の取組について、公平かつ持続的に運用していくため、統一的なルールを条例等で定めることとして令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行したところです。</p> <p>今後とも、条例等に基づき、子どもたちの教育環境の速やかな改善整備に向け、引き続き丁寧な説明に努めつつ滞ることなく進めてまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・合意抜きの学校統合は実施しない 学校統廃合は子どもたちに重大な影響を与えます。また学校は地域コミュニティの核であり、地域に大きな影響を与えます。 小規模な小中学校の統廃合については地域住民の丁寧な合意抜きには行いません。小規模校の特色を生かした教育活動を支える計画を策定します。</p> <p>・学校選択制を止めます 学校選択制は、学校と子ども達を競争と選別にさらすものであり、地域コミュニティの教育力の低下を招くものとなることから、中止します。 個別の教育事情には、指定外就学の制度により最善の利益が図られるように制度を整備します。</p>	<p>教育委員会では、有識者等で構成する大阪市学校適正配置審議会からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、子どもたちが成長し進級卒業していくなかで今の状況が続くことは良いことではなく、子どもの教育環境の改善といった観点を第一に考え、学校配置の適正化の今後の取り組みについて、公平かつ持続的に運用していくため、統一的なルールを条例等で定めることとして令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行したところです。 今後とも、条例等に基づき、子どもたちの教育環境の速やかな改善整備に向け、引き続き丁寧な説明に努めつつ滞ることなく進めてまいります。</p>
<p>基本的な方向8 生涯学習の支援</p> <p>8生涯学習の支援の項に、2017年改正の社会教育法の主旨を活かして、社会教育が学校教育・家庭教育を支援すると記載して、具体的な施策を記載すべきで、各施策に、企業、地域、区役所との連携などの記載があるので、ここでそれらの窓口となり地域での人材育成なども担うと記載すべきである。子どもの貧困問題でもソーシャルキャピタルやヒューマンキャピタルの不足が言われているので、基本方向を記載すべきである。生涯学習大阪計画の記載では不十分である。</p>	<p>学校選択制の導入にあたっては、平成24年10月に策定した「就学制度の改善についての方針」をもとに、平成26年度より順次、各区長が保護者を中心とした区民の意見を十分踏まえ、区の実情に即した就学制度改革の方針案を策定しております。 また、各区において学校の選択理由や情報収集状況等について把握するための保護者へのアンケートや、希望調査結果の状況なども引き続き検証とともに、制度導入時に期待されていたメリットや、懸念されていた課題について、今後の各区や市全体において必要な改善を行うための材料の一つとして役立てるために、令和2年度と3年度で、各区において調査・分析を実施することとしております。 さらには、こうした分析結果等に加え、これまでいただいたご意見も合わせまして、令和4年度に予定している市全体での学校選択制の検証を行い、改善すべき点は改善しながら、制度の充実を図ってまいりたいと考えております。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>8-1 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組</p> <p>p.58 地域の生涯学習の拠点が、小学校内にありますが、学校図書館も活用できるようにしてはどうかと思います。中学校でも良いと思います。児童生徒と関わるきっかけにもなり生涯学習のテーマを見つける一つのきっかけになるかも知れません。図書館HPにも生涯学習での作品を紹介するページや、本の紹介にとどまらず、季節の飾りのヒント、ペーパークラフトや手芸の型紙やアイデアなどを掲載しても良いのではないかと思います。例えば子育てサロンの部屋の飾り案など、活動のヒントが満載なHPだと楽しいと思いました。</p>	<p>小学校を拠点とする生涯学習ルームの活動と学校図書館とが連携した催しや世代間交流の講座など、学校や地域の実情に応じた連携の取組が行われています。学校図書館の地域開放については、施設管理や運営上考慮すべき課題がありますが、いただいたご意見を今後の参考にさせていただきます。</p> <p>図書館ホームページはさまざまな課題解決に役立つ情報を掲載し、随時更新しております。いただいたご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>p.58 生涯学習について 学校内で活躍するための資格を生涯学習で取得できるような支援ができないでしょうか？ 学校司書講習や、司書教諭講習(過去に実施されているのを見ました)や社会教育士等々、資格を取ってそのまま地域に還元できるような支援の検討をお願いします。</p>	<p>高等教育機関をはじめとする様々な関係機関・団体等で実施している資格取得に関する情報収集や提供等の取組を行ってまいります。</p>
<p>8-2 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組</p> <p>p.59 第4次大阪市子供読書活動推進計画のパブコメも始まってないのに 見切り発車でいいのでしょうか。変な感じです。入学、進学してすぐにある「子供読書の日」に間に合うように、何かイベントを企画できませんか？ バタバタしている間に終わってしまい、勿体ないと思います。</p>	<p>「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」については、「大阪市教育振興基本計画」と理念を共有しつつ策定を進めており、「第4次大阪市子ども読書活動推進計画素案」のパブリックコメントは11月末から実施する予定です。なお今回のパブリックコメントでいただいたご意見も、「第4次大阪市子ども読書活動推進計画」の策定において共有し取り入れてまいります。</p> <p>4月23日の「子ども読書の日」に関しては、大阪市立図書館全館で「子ども読書の日記念事業」を実施しており、子どもや大人と子どもが一緒になって読書を楽しめるような、様々なイベント等を開催しています。令和2年度および3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、時期をずらして実施いたしました。</p>
<p>常日頃の教育への見守り、感謝しております。 いじめの事件が後を絶たない(自殺も含めて)子どもたちの現状。 少子化で子どもが少ない中で、子どもの問題が深刻化、経済格差は今や子どもの生命をおびやかす事態となっているかと思います。 そんな社会の中で、子どもたちを育していくことの大切さをしっかりと見据えていかねばならないと思います。 人として育っていくため幼児の頃から人との関係をつくる中で絵本、先人たちが残した本の世界は子どもの心に様々な広がり、重みを蓄積していく力を育ててくれます。必要不可欠のものです。学校や公共の図書館で本に触れる機会はどの子にも平等に与えられた権利であり、大切なものです。 ぜひそれを安定的に保障し、子どもの居場所として、確立していただきたいと思います。 何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>子どもにとって読書は、言葉を学び、感性や創造力を豊かにするのみならず、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。引き続き、大阪市のすべての子どもが生き生きと読書を楽しめるよう、家庭、地域、学校、図書館が連携して子どもの読書環境整備に取り組んでまいります。</p>
<p>8-3 学校図書館の活性化</p> <p>p60学校図書館の活性化について 組織図によると、中央図書館の中に(学校図書館支援グループ)がある。 (2030年以降の社会を見据えためざすべき姿／本計画期間で取り組主な内容)を真に目指すのであれば、指導部の中に学校図書館支援グループとすべきであると考える。 市立図書館の中に学校図書館担当があるのは、他市では見受けられない。 学校に於ける読書活動・学校図書館支援等の振興を真に高めようとしているのであれば、担当部署の根本的な置き場所を深く鑑みて・考えていただきたい。 市立図書館図書による学校図書館担当(事務局)の2015年度からの学校図書館活性化推進事業初期の立ち上げ時期を経て、教諭(指導主事等)による舵取りの時期へ移行し、学校図書館教育をより熟成の道へと進めて行くべきだと考える。</p>	<p>市立図書館司書の持つ専門性を活かしながら、指導部、市立図書館など関係部署が連携して取組を進めてまいります。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>市民グループ「大阪市の学校図書館を考える会」の会員です。先の市会で、教育長さんが、前向きな答弁をして下さったこと、そして今回の教育振興基本計画の中に、「学校司書配置」というひとことが明記されたことを、とても、とてもうれしく思っております。</p> <p>どうぞこのひとことが、計画の中から消えてしまいませんように、予算が立てられ、少しずつでも実現していくようにと願います。</p> <p>モデル校として、2~3校からでもよいと思います。</p> <p>専門・専任の司書さんが朝から夕方まで図書の部屋にいてくれる。こどもたちはもちろん、先生方にとってもすばらしいことです。</p> <p>限りある予算を、どうか未来を生きることもたちのために使って下さい。よろしくお願ひ致します。</p> <p>p.20 p.21 大阪市内の学校図書館で、バーコード化された学校から地域にも貸出できるようにして欲しいと思います。生涯学習とも連携できると思います。生涯学習の予算で本を購入し、学校図書館に蔵書してもいいと思いますし、学校図書館を生涯学習の場所として利用しても良いのじゃないかと思います。学校司書もいいですが、専従の司書教諭の配置も明確に示して欲しいです。大阪市子供読書活動推進計画と生涯学習が一緒に書いてある時点できちんと力の入れ具合がマイナスなのかな、との印象を受けました。本を読むだけの図書館利用から、学習センターにするよう目標に書いて欲しいです。</p>	<p>学校司書の配置により、学校図書館の活性化をより一層進めてまいります。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
<p><学校図書館の活性化について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校司書配置の予算を <p>学校司書の配置が全国的に拡がりつつある中、大阪市は未だに週1回の補助員勤務という現状である。8-3に「学校司書の配置を進めるとともに、(以下略)」と明記されていることがうれしく思う。ぜひ、大阪の子どもたちのために人を配置して心の交流による教育を行っていただきたい。しかし、うれしい反面、そのための予算が付けられていないのではないかと心配している。毎年、1校ずつでもよいので、確実に予算をつけて配置校を増やしていくようお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館活用推進事業の施策目標について <p>児童生徒の年間貸出冊数の平均が、小・中ともに全国平均から大きく離れている。それに対して、目標冊数などが設定されることはとても評価されることだと思う。今までの週8回開館目標は、学校がいかに図書館を使っていないかを表している目標で、読書支援にも授業支援でもなく、学校司書配置以前の問題であると思っていた。学校司書は、専門性をもって支援を行う仕事であるべきなので、当然、貸出冊数という数値による目標は、学校司書の仕事の実績を客観的に評価しやすく、適切な目標であると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館活用推進で危惧していること <p>様々な社会状況や学校に対する要求により、学校図書館に求められる役割が増え、共に成り立ちにくい役割を学校図書館が背負わされるのではないかと危惧している。最近、学校図書館を使った自習を勧める学校もあると聞く。それが、勧めるだけではなく強制となれば、本を読んだり借りたりしに行く子は行きづらくなり、本来読書がしたくて来館する児童生徒を遠ざけるようなことが起きかねない。来館者を増加することを目標とすれば、安易に勉強対策に使う学校があるのではと危惧する。実際、すでにそういう学校があるのではないだろうか。同様に、不登校の子の居場所としての役割についても、学校図書館を居場所としている学校もあるが、特に中学校での授業活用が広がれば、その子達は居場所を失う。学校図書館だけがその役割を背負わされ、学校司書ひとりで担うということでは決して良い方向にいかないので心配する。学校の職員として学校司書が配置され、学校図書館をどう使うのか、本来の役割を殺さずに活用する方法を、学校全体で模索できるように配属していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校司書の所属について <p>現在の平成27年度からの補助員制度により、学校図書館を活用できるところまで整備することができた。それは、大阪市立図書館の支えがあったからこそだと思っている。公共図書館と学校との間に学校司書が存在することになって、学校司書が学校からも図書館からも孤立することのないよう所属や研修制度を整えてあげていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の地域開放については、施設管理や運営上考慮すべき課題がありますが、いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。 ・司書教諭については、引き続き人事異動を通じて配置に努めてまいります。 ・本計画素案において学校図書館は、読書指導・活動の拠点としての読書センター機能のほか、教育課程の展開に寄与し情報活用能力の育成に必要な支援を行う学習・情報センター機能の役割を果たすものと位置づけています。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校司書とその他の学校図書館に関わる職員、図書ボランティア等の役割について検討し、学校図書館の活性化を進めてまいります。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。 ・施策目標については検証を行いながら着実に取組を進めてまいります。 <ul style="list-style-type: none"> ・本計画素案において学校図書館は、読書指導・活動の拠点としての読書センター機能のほか、教育課程の展開に寄与し情報活用能力の育成に必要な支援を行う学習・情報センター機能の役割を果たすものと位置づけています。そのうえで、学校図書館が担い得るさまざまな機能については、各校の状況に応じて取り組むことを考えております。 ・指導部、市立図書館など関係部署が連携して学校司書を支援し、研修実施等も行ってまいります。

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>学校に司書がおられることは、専門的な知識で色々な方面に向けて、本の種類をそろえていただけ充実します。生徒たちの学習面での資料を集めたり、色々なジャンルの本に出会い文化的な興味が芽生えるきっかけになると思います。生徒たちは授業での評価される勉強のみでなく、本を読む楽しさや世界観が広がったり、将来の希望などを見つけるのに役立つ図書室が必要です。</p>	<p>本計画素案において、学校図書館は知的好奇心を醸成する開かれた学びの場として環境を整えるとしているところです。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>図書室に入りするようになって8年、生徒をみてて居場所として来る生徒も居てほとんど毎日昼休みに来て借りることはあまりなく読書をしています。 そんな生徒や以前こんな生徒も居ました。『おちつくわあ』と入って来て友だちと読書したりして過してました。ただただ読書が好きで来る生徒のためにも長く開館してあげたいです。 それを思うとひとりの人が開館するには限りがあり分担してお手伝いいただける人に協力お願いしたいです。</p>	<p>本計画素案において、学校司書配置のほか、その他の学校図書館に関わる職員、図書ボランティア等がそれぞれの役割を担い、学校図書館のさらなる活性化を図るとしているところです。</p>
<p>知り合いの図書館補助員さんからこの『大阪市教育振興基本計画(素案)についてご意見・ご提言』の応募用紙を見せられ熱心に説明して下さいました。 私には難しい事はよく分かりませんが10年近くコーディネータをしていてただひとつ言えることがあるとすれば 「学校には、司書は必要だ！」ということです 週に一度来ていただいていますが スクールプロ導入時には、随分と助けて頂きました。その後も委員会活動に於いても『読み聞かせ』『本のカルタ取り』等、公立図書館館長さんにも協力して頂き実施できました。 今では、生徒たちも、本に対しての質問や相談に答えて頂いていて、「今日は来られていないのですか？」と聞かれるようになってきています。</p>	<p>これまでの成果をふまえながら、学校司書配置を契機として学校図書館の一層の活性化を図りたいと考えております。いただいたご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>音楽やスポーツ同様に本に親しむことは人生の中を広げてくれる大事な身に付けて欲しい教養だと思います。</p>	

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>《学校図書館への言及について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館についての記述は、「基本的な方向8 生涯学習の支援」の項ではなく、「基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上」の中で書かれるべきである。 <p>「学校図書館」についての市の認識は、以前に比べれば進んできているが、依然として不十分である。つまり、「学校図書館」の役割として、「読書」「読書センター」という視点が中心になっていて、「学習」「学習・情報センター」としての役割への認識が乏しい。</p> <p>学校図書館は、生涯学習につながるものではあっても、あくまで学校教育の設備である。</p> <p>学校図書館法には、</p> <p>(第1条)学校図書館は、「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」である。</p> <p>(第2条)学校図書館とは、「図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」をいう。</p> <p>とあり、日々学校で行われている教育課程の中で利用されるためにあるが故に、「学校教育に欠くことのできない」、「教育課程の展開に寄与する」と書かれているのである。</p> <p>学校図書館が、「基本的な方向8 生涯学習の支援」の項に置かれているということは、学校図書館が学校の中に置かれている意味を認識できていない、ということを示している。だから、学校図書館が、一般(公共)の図書館(社会教育)であり学校教育にはほぼ携わっていない中央図書館の所管になっているというねじれが起り、学校図書館を学校教育の中で生かせない現状になっている。</p> <p>一般に「図書館」と言えば、「本、読書」が思い浮かび、さまざまな人がさまざまな目的を持って本を利用し、また教養としてあるいは楽しみのために本を読む。それは生涯にわたって行われることであるから、当然一般的な図書館が生涯学習の支援に向けられたものであると認識されている。</p> <p>では、学校図書館はどうであろうか? 「学校の中に図書館があるということ」とはどういうことなのか? 児童・生徒や教員などが学習や授業の合間に本を利用し読むためにあるのだろうか? もちろんそれも機能の一つではある。しかし、学校で児童・生徒や教員が行っていることの大部分は学習であり授業である。学校図書館の本を始めとする資料は、学校図書館法にあるように、「学校の教育課程の展開に寄与する」すなわち学習や授業で利用されるためにある。読書のためだけに学校図書館があるのではない。</p> <p>学習や授業の目的の一つは、学力の向上を目指すものであり、学校図書館はその力になれる。専門職である学校司書は、児童・生徒の学習をリアルタイムで支援し、授業づくり等においては教員を支援し協働することによって教育内容を深めることができる。これは、他の自治体の</p> <p>学校図書館の先進的な実践に示されている。こういった授業の改善・進展によって、児童・生徒の力—読解力、思考力、判断力、表現力等—は伸びていく。</p> <p>まさに学校図書館は、「学力の向上」(基本的な方向4-1)、「主体的・対話的で深い学び」(4-2)に深いいかわりを持つものであるから、学校の教育課程に関わる項で記述すべきものである。</p> <p>読解力の育成のために特別な時間を設定してスキルを養成しようとする方策が、かつての「総合学習」の轍を踏むようなことにならないよう望む。児童・生徒の総合的な人間力を養うということを中心におくことが大事である。そのために学校図書館を十分に利活用できるようにすることが必要であり、専門職の学校司書を配置し、教員と協働できるような体制を早く作り上げることが大阪市にとって重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の活性化について、本計画の中では最重要目標3「学びを支える教育環境の充実」のひとつとして、基本的な方向8に記載しておりますが、学校図書館が、児童生徒の豊かな心の育成や学力の向上に寄与できるよう、取組を進めたいと考えております。 <p>・本計画素案において学校図書館は、読書指導・活動の拠点としての読書センター機能のほか、教育課程の展開に寄与し情報活用能力の育成に必要な支援を行う学習・情報センター機能の役割を果たすものと位置づけています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導部、市立図書館など関係部署が連携し、学校図書館が、読書活動における利活用に加え、調べ学習など授業での様々な学習活動における利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割を果たせるようにしたいと考えております。

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.60 学校図書館の活用 生涯学習とも重なりますが、学校図書館を地域に開放する事を目標にしてはどうでしょうか？市立図書館と同じような、学校図書館利用カードを作成し、貸出もできるようにしてはどうかと思います。地域住民が利用するようになると、図書ボランティアも増えて、開館時間も増えるかも知れません。学校によって蔵書が偏っています。憲法9条を崇拝するような本まであります。未だに従軍慰安婦の題名の本があったり、はだしのゲンもいい加減蔵書から外して欲しいと思います。義務教育の中の学校図書館には学習指導要領から逸脱した蔵書は必要ないです。知る権利等 公共図書館が前提としている定義を学校図書館にあてはめるべきではないと思います。大阪市内、バーコード化された学校なら、蔵書一覧を提出できるので、教育委員会でチェックして下さい。学習センターには不要な、古すぎる職業情報、消費税、政府見解に反する領土問題を載せている本など、教職員組合の思想にあった蔵書になっている事実を確認して放置しないで下さい。中学生は授業が終わるとすぐに部活に行かないといけないので、放課後に図書館へ寄る時間もありません。放課後、15分程度でも、部活の前に図書館へ行く時間を確保するような決まりを創れないでしょうか？決まりがないので、図書館に行きにくいという生徒もいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の地域開放については、施設管理や運営上考慮すべき課題がありますが、いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。 ・学校図書館の図書資料は、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定することが求められており、各学校ごとに実施しています。今後も各学校において、蔵書が適切に整備・充実されるよう取り組んでまいります。 ・中学生の図書館来館時間の確保については、各校の状況により困難な点もありますが、いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
<p>p.60 学校図書館に関して、司書教諭資格課程に「読書と豊かな人間性」がありますが、司書課程にはありません。学校司書課程には入っているようですが、「読書と豊かな人間性」には、学校図書館が、児童生徒にとってくつろぎの場所である事、第二の保健室(学校内の居場所)になり得るような事があげられています。学校図書館が、本を読むためだけの場所、学習するためだけの場所、と捉えられているのは少し違うと思います。くつろげる場所、第二の保健室、そういう場所である事も学校図書館の活性化の中に示して欲しいと思います。また、学校図書館は、学習センターでもあります。公共図書館のように、静かに黙って本を読むだけではその機能を果たせません。時には、声に出して意見を言い合うのも可能な場所である事も書いて欲しいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画素案において、学校図書館は、読書指導・活動の拠点としての読書センター機能と、教育課程の展開に寄与し情報活用能力の育成に必要な支援を行う学習・情報センター機能の役割を果たすものと位置づけています。そのうえで、学校図書館が担い得るさまざまな機能については、各校の状況に応じて取り組むことを考えております。
<p>「学校図書館の活性化」には賛成。そのためには、「司書教諭を専任(専科)」で配置すべき。 学校図書館の活性化について ①基本的な方向8で記載されていますが、学校図書館は学校教育に欠くことの出来ない基礎的な設備であり主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割を果たします。基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上 のところに記載してください。 ②めざすべき姿 学校図書館の役割、必要性、可能性から めざすのが、子どもたちが主体的に、より身近に本に親しむこと。だけではないはずです。 現状としては中央図書館が総合調整をしていますが、まず、指導部がきちんと理念を持ち学校図書館で育てたい子どもの姿を描き、機能充実、計画的な利活用をはかってください。 学校図書館は全教科を横断的、俯瞰的にとらえ、必要な資料、情報を提供できます。 全教職員が学校図書館の必要性を認識し日常的に利活用できるように。 ③蔵書の充実 大阪市図書標準の達成の次の目標として学校図書館図書標準の達成を目指してください。 ④学校司書の配置 人的整備として明記があり、大いに期待します。 全校一斉配置は難しくても必要な予算をつけ、確実に配置を進めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭については、引き続き人事異動を通じて配置に努めてまいります。 ・学校図書館の活性化について、本計画素案の中では最重要目標3「学びを支える教育環境の充実」のひとつとして、基本的な方向8に記載しておりますが、学校図書館が、児童生徒の豊かな心の育成や学力の向上に寄与できるよう、取組を進めたいと考えております。 ・指導部、市立図書館など関係部署が連携して取組を進めてまいります。本計画において学校図書館は、読書指導・活動の拠点としての読書センター機能のほか、教育課程の展開に寄与し情報活用能力の育成に必要な支援を行う学習・情報センター機能の役割を果たすものと位置づけています。 ・本計画素案において、必要な蔵書冊数を維持するとともに、計画的に資料の選定・廃棄・更新を行い、児童生徒の多様な興味に応えられ、調べ学習に役立つ蔵書の充実に努めるとしているところです。いただいたご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。 ・学校司書の配置により、学校図書館の活性化をより一層進めてまいります。

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・学校司書の採用と配置について 学校図書館に早急に毎日勤務する学校司書を配置して学校図書館を整備し、子どもたちがいつでも多様や本や資料を利用し、読書に親しみ学習に活用できるように、学校図書館の活用をさらに推進するべきだと思います。 大阪市の小中学校では、2015年度から学校図書館補助員コーディネーターと学校図書館補助員が配置されましたが、各学校への学校図書館補助員の配置はほぼ週一日ずつのみであり、以前よりは図書の入れ替えがされ環境が良くなつたとはいえ、子どもたちの利用も限定的であり、とても学校図書館の利活用が推進されているとは言い難い状態です。他の市町村では、毎日学校司書が勤務している学校も増えており、そのような学校では子どもたちが本に触れる機会も多く、図書館や資料を使って創意工夫に富んだ授業が行われる機会も増えているようです。そのような毎日を過ごすうちに、子どもたちの読解力や言語活用能力の向上がみられ、学習意欲も増しているそうです。大阪市では読解力を育成するカリキュラムも進めるようですが、プログラムを進めるだけでは限界があると感じます。そのプログラムで培った読解力を活かして、自分で多様な本や資料を読み進めていくことが重要です。たくさんの本や資料を読みこなすためには、魅力的な本や資料に出会える学校図書館、そしてそれぞれの児童や生徒に合った本を紹介したり、さらに読書の幅を広げられるように背中を押したりしてくれる学校司書の存在が不可欠です。学校図書館を毎日運営し図書や資料をメンテナンスするには、専門的な知識と技能をもった学校司書が必要です。学校図書館は、子どもたちが各家庭の経済力の差に関係なく様々な内容の本に出会える場所であり、学校図書館を利用して学校や家庭で読書を行うことで読書の面白さを感じながら言語力や知識を育み、心も豊かにすることができます。</p>	<p>学校司書配置を契機として学校図書館の一層の活性化を図りたいと考えております。</p> <p>司書教諭については、引き続き学校図書館法にのっとり配置します。学校司書とその他の学校図書館に関わる職員、図書ボランティア等がそれぞれの役割を担い、子どもたちが主体的に、より身近に本に親しむことをめざします。いただいたご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>そうするうちに、どんどん自分で本を選んで読みこなす力も付けることができるでしょう。想像力や創造力を育んだ子どもたちは、大人になって困難に出会っても人生を切り拓き、より充実した生活を営むことができるように成長を続けると思われます。子どもたちがテストの点数だけに縛られて自信をなくさずに、自分の長所を伸ばしながら必要な能力を身につけ、周りの人と協働しながら自立できるようになるためには、読解力や情報活用能力を身につけ、生涯学習施設の一つである図書館の活用能力を身につけることが必要です。大阪市においては、これまで学校に学校司書は配置されてこなかったので、学校や教員の中では役割が具体的に認知されていない可能性が高いため、学校司書が効果的に職務を果たせるよう協働しやすい体制がです。また、研修等を通じて学校図書館や学校司書の役割の周知や雰囲気づくりも不可欠である。教員に余分な負担をかけないためにも、学校司書は毎日勤務し、専門職務を責任を持って引き受けられる勤務条件であるのが前提となると考えられます。。2017年度から全国各地の大学で学校司書のモデルカリキュラムが開講され、学校司書としてのある程度の専門的な知識と技能を習得した人材が育ちつつあるようです。学校図書館を通じて子どもたちの教育や読書を支援することを目標としてきた人材を活用するためにも学校司書を正規の常勤職員として採用し、継続的な研修を行い育成していくことも重要ではないでしょうか。 ○司書教諭について 学校司書とともに中心となって学校図書館の職務を担う司書教諭は、担任を持たず授業数を軽減できる体制であることが望ましいでしょう。司書教諭は、学校中の教員が図書館を利用した教育を行うときに情報提供や助言を行うことも役割の一つであるので、新任の教員を充てたりするのではなく、教員経験が豊富で学校内で時にはリーダーシップをもとることのできる教員が担うべきであるのではないかでしょうか。学校図書館を計画的継続的に利活用するためには、これまでの慣習に縛られず、専門知識や技能を持つ多様な人材の協力を得て、抜本的に改革していくことが必要だと思われます。</p>	

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
基本的な方向9 家庭・地域等との連携・協働した教育の推進 <p>p.21 教育コミュニティに関して 学校協議会に現役の保護者が少ないように思うという事は、ずっと意見していましたが 改善させていません。普段学校に関わらないPTAOBで編成させている事が多いんじゃないでしょうか？ 任期に制限があり、人選が難しくなっていたり、学校活性化のために集まりとは思えないです。条例を制定した議員が様子を見に来るわけでもなく、形骸化している協議会もあるんじゃないでしょうか？ 一度点検して欲しいと思います。目標にある「地域学校協働本部」って大阪市の政策にありましたか？名称の確認をお願いします。地域活動協議会で、学校と連携して防災訓練をしたいと思っても、学校があまり一緒にしたがらないというような話はあります。区長が教育次長をするのじゃなくて、教育委員会から区に出向する職員が必要じゃないでしょうか？ 首長が教育行政に口を出せないというのは理解できますが、教育委員会には市民の声が届きにくいと思います。各種団体との協議だけでなく、例えば区政会議に教育委員会からも職員が出席するなど 市民の声を直接吸い上げる仕組みをお願いしたいと思います。</p>	
9-1 教育コミュニティづくりの推進 <p>9-1教育コミュニティづくりの推進について、はぐくみネット、学校元気アップ地域本部、生涯学習ルーム事業の成果が記載されているが、大阪市総体として、学校教育の向上に成果があったと言えるのか疑問である。PDCAサイクルを明記しないとまた同じことの繰り返しとなる。9-2地域学校協働活動の推進も同様で、成果が上がっていないものを活用しても同じことの繰り返しである。基本的な手法・方向性が間違っているのではないか？ そこで御所市が今回の基本計画を改定と同時に、教育大綱の改定作業を行っており、ワーキングショップを行い住民の参画に努めている。このような地道な住民参画の手法をとり、特に、大都市大阪では地域事情が異なるので、各区で計画を住民参画で行う必要がある。御所市には「家庭・学校・地域がお互いに連携することで、子ども達の豊かな人格形成…」と記載がある。ぜひ大阪市も参考に、9の項目の最終ゴールを具体的に明示してPDCAサイクルを回してほしい。 http://www.city.gose.nara.jp/cmsfiles/contents/0000003/3113/gose_mirai0819.pdf 学校への住民の関心・理解がないまま、次期計画を推進するのではなく、住民の意識改革から地道に取り組みことが重要で、地域が学校教育を支える啓発に重点に取り組くことから始めるなどを記載すべきと考える。特に、区担当教育次長の役割を明記し、区に配置されている生涯学習担当職員の研修はもとより、区職員との連携と区の特性を活かした活動に努めると記載すべきと考える。</p> <p>基本的な方向9 教育コミュニティづくり 目標が学校回答のものだけになっているのには疑問があります。特に、家庭・地域等が教育に向くためには、行政的な支援や方策が大きく関わってくる所であると考えます。私見ではありますが、経済的にも、精神的にも余裕がある家庭や地域でないと、地域コミュニティに対しての協力や利他的行動に積極的な参加は見込みにくいと考えます。生活保護家庭の割合を減らす(切り捨てる)のではなく、本当の意味で必要な家庭を増やす)など、行政や(教育委員会の取り組みとしての)教育方策も目標に記載していただきたいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画素案では、学校園が学校運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、学校協議会を設置して保護者や地域住民などの意向を反映することを掲げております。 ・学校協議会では、PTAや地域団体の代表のように、保護者や地域住民の声を広く集約できる立場にある方々が参画するとともに、卒業生の保護者なども含めたさまざまな分野から選任した委員が一堂に会することを通じて、多様な意見を踏まえた議論が行われることを目的としております。 ・地域学校協働活動につきましては、国において「社会に開かれた教育課程の実現」にむけ推進しているところです。本市におきましても、その推進体制である「地域学校協働本部」の整備もふくめ、「地域学校協働活動の推進」について、本計画に位置づけており、地域活動協議会とも連携しながら取り組んでまいります。 <p>「全国学力・学習状況調査」における「地域学校協働活動本部などの仕組みを活かして保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」に対して、肯定的回答をした学校の割合は、小学校73.2%、中学校63.4%(いずれも令和3年度実績)であり、地域と学校が連携した活動を行っている生涯学習ルームの割合は88.8%(令和元年度実績)にのぼっております。</p> <p>「教育コミュニティ」づくりに関連するこれらの事業は、学校教育の支援に資するものとして一定の成果を挙げているものと認識しております。今後、地域学校協働活動の推進にあたっては、地域活動協議会をはじめとする地域・学校・行政等、関係する当事者が意義や目的を共有することが重要であると考えており、理解促進を図るための啓発推進について本計画素案に記載しております。なお、区役所との連携等詳細につきましては、「次期生涯学習大阪計画」においても記載しております。</p> <p>本計画素案における指標につきましては、いずれも客観的に数値を測定することが可能なものを設定しております。また教育コミュニティづくりへの参画につきましてはそれぞれの方が可能な範囲で出来ることで協力して頂くことが基本となると考えております。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>p.61 学校協議会の定員が少ないので、現役の保護者の参加人数が少ないと思います。教育コミュニティ自体を保護者も地域も理解していないのじゃないかと思います。見守り等の人員をさらっと書いてありますが、中々協力者確保も難しくなってきています。丸投げではなく丁寧なフォローもお願ひします。学校が、先生方が教育コミュニティ、はぐくみネット、元気アップを知らないように思います。地域への周知と共に、学校の教職員の方々にも、それらの事について理解を深めて欲しいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画素案では、学校園が学校運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、学校協議会を開催して保護者や地域住民などの意向を反映することを掲げております。 ・学校協議会では、PTAや地域団体の代表のように、保護者や地域住民の声を広く集約できる立場にある方々が参画するとともに、卒業生の保護者なども含めたさまざまな分野から選任した委員が一堂に会することを通じて、多様な意見を踏まえた議論が行われることを目的としております。 ・「教育コミュニティ」づくりにあたっては地域・学校・行政等、関係する当事者が意義や目的を共有することが重要であると考えており、理解促進を図るための啓発推進について本計画に記載しております。また、教職員への理解促進につきましては、「次期生涯学習大阪計画」においても記載してまいります。
<h3>9-2 地域学校協働活動の推進</h3> <p>9-2地域学校協働活動の推進について、屋上屋を重ねることなく、大阪市が進めてきた唯一の準行政組織(地域コミュニティ組織)である地域活動協議会との関係を指示すべきである。中学校区においても地域活動協議会での連携がニアーズベター(補完性の原理)で規定されているので、地域が混乱する。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「そのため、地域活動協議会との連携により、これまで「はぐくみネット」「学校元気アップ地域本部」において取り組んできた活動をさらに充実させ、継続的・安定的な仕組みとします。」と文章を修正しました。</p> <p>また、地域学校協働活動については、次のとおり巻末の用語集に追記しました。</p> <p>【地域学校協働活動】</p> <p>「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。</p> <p>(参考) 地域活動協議会:おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み。</p>
<p>「地域学校協働活動の推進」を掲げるのであれば、校区の越境を認める「学校選択制」はすぐにでも廃止すべき。絵に描いた餅は要らない。コミュニティの崩壊を生み出す学校選択制は、教育行政として最大の失敗であると言っても過言ではないと思う。</p>	<p>学校選択制の導入にあたっては、平成24年10月に策定した「就学制度の改善についての方針」をもとに、平成26年度より順次、各区長が保護者を中心とした区民の意見を十分踏まえ、区の実情に即した就学制度改革の方針案を策定しております。</p> <p>また、各区において学校の選択理由や情報収集状況等について把握するための保護者へのアンケートや、希望調査結果の状況なども引き続き検証とともに、制度導入時に期待されていたメリットや、懸念されていた課題について、今後の各区や市全体において必要な改善を行うための材料の一つとして役立てるために、令和2年度と3年度で、各区において調査・分析を実施することとしております。</p> <p>さらには、こうした分析結果等に加え、これまでいただいたご意見も合わせまして、令和4年度に予定している市全体での学校選択制の検証を行い、改善すべき点は改善しながら、制度の充実を図ってまいりたいと考えております。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>「教育コミュニティづくりの推進」とあるが、なぜ大阪にカジノが必要なのか。ギャンブル都市・大阪が本当に教育コミュニティづくりなのか。何か間違えている。</p>	<p>学校園や地域における教育課題の解決には、学校園・家庭・地域が協働して取り組むことが重要であることから、社会総がかりで子どもを育むため、引き続き、地域における人材を確保しながら、学校を拠点として、地域社会で子どもの健全な成長発達を促す「教育コミュニティ」づくりを一層推進してまいります。</p>
<p>改善・改革すべき制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者、教職員、子どもが参加した学校推進協議会の設置を地域に開かれた学校、豊かな教育を進めるために保護者、教職員、子どもが参加した(仮称)「学校推進協議会」を設置する。 条例制定の学校協議会は、委員選任に区長が意見を述べるなど教育への政治の介入を招く場になってしまい、教職員が委員として参加できない、子どもの参加がないなど教育を協議する場としては問題が大きい。 民意を集約する場を幅広い意見を集約し、英知を集めるために、現場教職員・保護者を含む教育関係者、市民、子どもによる30名規模の(仮称)「市民教育会議」を設置し、教育行政に反映します。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画素案では、学校園が学校運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、学校協議会を開催して保護者や地域住民などの意向を反映することを掲げております。 学校協議会では、PTAや地域団体の代表のように、保護者や地域住民の声を広く集約できる立場にある方々が参画するとともに、卒業生の保護者なども含めたさまざまな分野から選任した委員が一堂に会することを通じて、多様な意見を踏まえた議論が行われることを目的としております。
<p>その他</p> <p>前回よりもわかりやすく、目標も的確になったと思います。</p>	<p>前回と比較した評価をいただきありがとうございます。 今後とも市民や学校現場等にもわかりやすい表現・構成となるよう努めてまいります。</p>
<p>子どもの貧困問題は、大きな社会的課題であり、大阪市役所あげて取り組んでおり、計画が制定されたが、貧困問題は解消されておらず、今回のコロナ禍でさらに深刻となっているにも関わらず、今回の教育振興基本計画では一切触れていないのは、なぜか？ 少なくとも「現行の施策・事業の検証などPDCAサイクルを回しての、施策・事業の再構築を行う」などと記載すべきと考える。特に、24区展開した「こどもサポートネット」の効果検証を行い、さらなる対策を検討するなどと記載すべきと考える。</p>	<p>こどもの貧困につきましては、8ページの(新たな計画の策定に向けた検討)に記載し、これらの状況を考慮するとともに、これまでの取組の成果と課題も踏まえ、令和3(2021)年6月の総合教育会議において、市長と教育委員で次期計画の策定に関する方向性を確認したところです。いただいたご意見は、こどもサポートネットの参考とさせていただきます。</p>
<p>次に学校選択制の導入に対しても、検証すると当初言っていたが、24区展開が終了し、第2ステージに入ったと考えるが、今回の計画には記載がなく、PDCAサイクルが回っていないので、「引き続き学校選択制のあるべき姿を検討する」と記載すべきと考える。</p>	<p>就学校指定につきましては、すでに制度があり、その運用も進んでいることから、運営方針等において適切にPDCAサイクルを回してまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>大阪市教育振興基本計画(素案)拝見しました。基本理念を目指し、最重要目標を全ての子供が達成するには連携を強め弱者の方々への配慮や見守りも怠らない上で理念や目標に向かって取り組んでゆく事が必要かと思いました。そして一保護者として、協力が出来る事は協力し子供達により良い未来への道を作つてあげたいと思います。</p>	<p>保護者の視点からの温かいご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>大阪市立高等学校の大坂府への移管については住民訴訟が起こされている。1,500億円の土地、建物などの無償譲渡は、大阪府に巨額な寄付をすることであり、自治体の財政秩序を乱す行為である。無償で大阪府に提供することは市議会で議決されていない。</p>	<p>高校移管にかかる財産譲渡につきましては、起債償還費・高校運営経費等の経費負担を府に引き継ぐことから、財産を無償譲渡とする方針としたものであり、令和2年11月18日の本市戦略会議において、方針決定を行いました。</p> <p>その後、同年12月の大阪市会での「大阪市立学校設置条例」の一部を改正する条例案について、上記方針を含めた形での審議がなされた結果、附帯決議を付した形で改正条例案が可決されたところでございます。</p> <p>今後も円滑な移管に向け、取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>大阪市教育振興基本計画(素案)概要版を確認させていただきました。</p> <p>最重要目標に、「学びを支える教育環境の充実」とあります。</p> <p>娘の通う中学校では、教室にはエアコンがついていますが、美術室・家庭科室・技術室・理科室にはエアコンがついていません。</p> <p>娘は、「授業の作業中、暑くてたまらない。」と悲鳴をあげています。</p> <p>担当の先生は汗をふきふき、もう倒れそうといっています。</p> <p>コロナ禍でマスク着用の上に連日の猛暑。</p> <p>教室内で、熱中症で倒れないか心配です。</p> <p>ICT関係にお金をかけておられるようですが、子どもや先生方の健康を守るほうが大切ではないでしょうか。命を落とせば、オンラインどころではないと思います。</p> <p>学びを支えるために、屋内での授業において、快適な環境を整えていただくことをお願いします。</p>	<p>エアコンについては、快適で学習しやすい環境を整えるため、図書室や音楽室、パソコン教室、多目的室、中学校の家庭科調理室など、常時窓を開けられないなどの理由がある特別教室に順次設置しております。</p> <p>現在、老朽化して補修部品が枯渇している管理諸室等のエアコン更新を優先的に行っており、また中学校における避難所設備としての「体育館へのエアコン設置工事」も優先するため、未設置の特別教室については、現時点で明確に計画が立てにくい状況となっております。しかし、今後の更新作業の進捗状況も踏まえ、更新作業が一旦収束する令和4年度以降、検討してまいります。</p> <p>今後とも、エアコン設備を含めた安全・安心・良好な教育環境の確保に向けた学校施設の整備に努めてまいります。</p>
<p>この基本計画(案)は大阪市教育委員会議の議題としてあがっていたが、非公開とされてきた。それゆえ、市民からすれば、突然に素案が提示され、意見があれば、いついつまでにパブリックコメントを出せというように急な日程である。大阪市の今後を決める重要な計画であり、拙速に過ぎる。さらに、非公開とは市民を蔑ろにするものである。</p>	<p>本計画素案の策定に当たっては、校長会の代表者及び現場教員の代表者も出席する総合教育会議において公開の議論を行うとともに、数度にわたり校長会との意見交換会を行ってきました。その上で、このパブリックコメントを通じて、市民のみなさまの幅広いご意見をお聞きし、素案へ反映させていただいております。</p>
<p>p.19 「多様性を備えたしなやかな教職員組織を整備し」とありますが、これは労働組合の事でしょうか？</p> <p>日教組等、教職員が組合に入るのはいいのかも知れませんが、組合の方針や思想を、組合に全く関係のない児童生徒保護者に押し付けられて迷惑しています。最近の組合は、憲法12条違反だと思います。実際に日教組が「児童生徒に憲法9条の暗唱を」という記事をみた後 実際に憲法9条だけを言わされた事がありました。憲法を教えるなら1条から教えて普通なのに組合の方針を児童生徒に押し付けました。運動会のプログラムから「国旗掲揚」を消してしまった先生がいました。なんて事をしてくれるのでしょうか？組合の方針、思想を押し付けられたら通報できるシステムを構築して欲しいです。この部分が、組合の事でないとしても、組合が組合員以外の者に組合の方針、思想を押し付けてはならない事をこの基本計画の中に明記して欲しいです。</p>	<p>大阪市教育委員会は、あらゆる法律や条例に則り、教育行政を推進しております、いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>教育ブロックが教科書採択以外に何か機能していると思えません。きめ細かい支援とか言いますが、何も実感していません。都構想に振り回されただけじゃないのか、と疑っています。教科書採択以外に具体的に変わった事や、この先、何をどうするのか具体的に示して下さい。</p>	<p>教育ブロックでは、きめ細かな支援を行うために、各ブロック統括者のマネジメントのもと、担当指導主事と学校の連携を密に行なう上で、教育ブロック会議において学びサポーターの配置や自主学習ノートの購入等の支援策を策定し、学校の課題に応じた必要な支援策を実施しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>全体的な事を、大阪市教育総合会議で言われていた事と関連して意見します。前回の計画に関して、広く末端の先生方までこの計画(子供の読書推進計画等も含めて)が届いていないどのようにして届けるか、というような事が課題になっていましたが その辺りをどうするのか、解決したのか全く言及がないので心配しています。 大阪市教育振興基本計画もそうですが、学校に関わる条例や指針、計画について 市外からいらっしゃる先生方を含めて理解できているように思えません。 学校に関わる事で言えば、学校協議会や地域活動協議会、はぐくみネット、元気UPを理解していない役所や学校、先生もありますし、具体的にどのように末端まで周知させるのか、示して頂きたいと思います。 それと、教科書採択の回の教育総合会議の中で、委員の方が「塾に通えない子供もいる」というような、塾に通う事が前提であるかのような発言をされていました。 通えないと言われたら、通わせていない保護者が貧乏か、教育に関して放置しているかのような悪い印象ですが 塾に通わないでも学力がつくような状況をなんとか話あって頂きたいのであって、塾が前提な学校では困ります。 現状を見ますと、塾で勉強している子供には退屈で、塾に行っていない子供にはついていけないような気がします。 大阪市の中で飛び級的な教育ができないか、真剣に考えて欲しいと思います。 自分の子供が足を引っ張っている事が分かるのでそう思う次第です。 文科省が、置き勉を言っていた時期がありました。 各学校は改善しているでしょうか? コロナ禍の中で、さらに運動不足が加速している子供達の足腰への負担が心配です。 安全というくくりになるのか分かりませんが、何かの折にでも確認して頂きたい事柄です。</p>	<p>「教育コミュニティ」づくりにあたっては地域・学校・行政等、関係する当事者が意義や目的を共有することが重要であると考えており、理解促進を図るために啓発推進について本計画素案に記載しております。 なお、教職員への理解促進につきましては、「次期生涯学習大阪計画」においても記載してまいります。</p> <p>本市においては、「全国学力・学習状況調査」、「大阪市小学校学力経年調査」、「中学生チャレンジテスト」等において得られる客観的・経年的な調査結果データを活用することにより、各学校や一人一人の児童生徒の状況を把握し、誰一人取り残さない学力の向上に向け、個に応じたきめ細かで継続した指導・支援を充実させていきます。 具体的には、1人1台端末の環境を活かし、デジタルドリルや協働学習支援ツールを活用することで、子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>授業で使用する教科書やその他の教材、学用品、体育用品等が重くなりすぎることで、身体の健やかな発達に影響を生じかねないことなどの懸念や保護者等からの配慮を求める声が寄せられていることから、必要に応じて適切な配慮を講じるための工夫例が文部科学省より示されました。</p> <p>そのことを踏まえ、本市教育委員会におきましても、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担などを考慮した適切な配慮について各校へ周知いたしました。</p>
<p>全体として、本文中に使用される「子ども」表記をそろそろ「子供」にして下さい。 例えば、p.10 安全・安心な教育の推進 のすぐ後に出でてくる 我が国の子どもの貧困の状況は～に続き、内閣府の白書の紹介で「子供の貧困率及び子供がいる～」と、二つが使われていますが、大阪市が、子供としないのは、大阪市が「供」という文字を使用する事への偏見が残っている証拠だと思いますが それは、恥ずかしいと思います。 公の文章の中ですから熟語を正しく使用して「子供」として下さい。 頑なに「子供」を使用しないのであれば、使用しない理由を後ろの用語解説に明記して下さい。 同じp.10に「本市の子供達の規範意識や自尊感情は、全国平均に比べて低い」とありますが、 原因は、教育委員会が定期的に発行する「日本人が差別をするから本名が名乗れない」や「日本人は悪かったと教える教科書と教員」が 原因だと思います。 差別なんかしていない人がほとんどなのです。 それなのに日本人全体が悪いみたいな事を 日常的に言われ続けければ、そんな教科書で教えられ続けば、自分はダメだと思いこみ、まず自尊感情が良くなるハズがありません。 根本的に見直して下さい。 原因の1番は、教科書を選ぶという事も含めて、現場の教師のせいだと思います。 安全安心を言いますが、大阪市報道発表を見ていますと、教職員の懲戒処分も度々出て来て氏名も所属も公表されず どうやって安心安全が担保されるのか疑問です。 犯罪等で当たり前に子供や保護者に不信感を与える教職員を積極的に公表して 本当の安心・安全を提供して欲しいと思います。</p>	<p>表記につきましては、「大阪市教育行政基本条例」などの表記にそろえております。</p> <p>子どもたちの安全・安心を守るべき教職員による非違行為に対しては、懲戒処分を行うなど厳正に対処しています。 懲戒処分を受けた教職員の氏名は、当該教職員の職務の遂行に係る情報でないため、個人の権利利益の保護の観点から、原則公表しておりません。 また、所属については、子どもに不利益が及ぶ可能性があることを考慮し、校種のみ公表しております。</p>
<p>教育条件の整備について 外壁、天井落下等の大きな事故にいたる前に老朽校舎、施設については可及的速やかに建て替え、修繕を行う。 校舎の洋式トイレ化は、早急に抜本的にすすめる。</p>	<p>①学校施設においては、「大阪市学校施設マネジメント基本計画」に基づき、教育環境の整備等に取り組んでいるところです。 今後とも、安全・安心な教育環境の確保に向けた学校施設の整備に努めてまいります。</p> <p>②老朽化した校舎を新しく建て替える際には、洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建て替えに至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器への改修を進めております。しかし、洋式便器の数の少ない学校もあることから、学校とも調整を行い順次洋式便器への改修を進めてまいります。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>「安全・安心な教育環境の実現」のために、天井崩落が相次いだ学校施設についての大規模改修や改築を行っていくべき。もちろん、統廃合とも連動しながら、実施すべきである。</p>	<p>学校施設における非構造部材の落下防止などについては、安全対策の観点から優先順位をつけて計画的に老朽対策を行っているところです。また、突発的におこる天井落下などのように当初予期しない事態が発生しがち、緊急性や危険性を伴う場合には補修などの対応をおこなっているところですが、今後とも学校や関係先と連携を図りながら、必要な対応を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・堂々と研究できる学校の体制作り(学校格差はある) ・専科の推進 理・算・社・国・図工・体・音 各学校の実態(人員)で教科をえらべるようにしてほしい。 おそらく、専科教科は点があがる。 読解力…どうのこうのは、国語の専科をふやしたらいい。 ・自由に使えるお金が必要。 ・インクルーシブのあり方⇒配慮は細かくできるが同じクラスの子どもにとっては不都合もある。 ・出席欠席連絡のメール化(地域へも) ・電話の本数をふやす 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市におきましては、昨年度から各学校の実態に応じ、これまで習熟度別少人数指導に活用していた国加配定数の一部を転用し、専門性をもった教員が一部の教科を指導する「専科指導」を可能とするなど、各学校のニーズに応じ柔軟な運用を進めています。 ・国加配定数を活用し「専科指導」を実施するには、実施教科が「英語、理科、算数、体育」に限定されることや、当該科目における中学校ないし高等学校の教員免許状が必要となり、人材の確保といった面でも課題はあるものの、今後、各学校の実態を把握しつつ、ニーズに応じ丁寧に推進していく必要があると考えています。 <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>「教育水準と経済状況は比例する」。大阪の経済状況を良くしないと、いつまで経っても全国最下位レベルだと思います。</p>	<p>厳しい家庭環境にある幼児児童生徒を含む全ての子どもに、生まれ育った環境によって左右されることなく自分の可能性を追求できるように、静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深めて学力を身につけ、友だちと交流しながら、健全に成長できる学校園生活を保障することが、本市の教育にとって第一の基本です。</p>
<p>「家庭・地域等との連携・協働した教育の推進」を行うためにも、大阪市に現存する遊郭(飛田・松島・今里など)一掃を大阪府警・大阪府・大阪市で強力に協力して、本気で行うべき。いつまで経っても教育水準が上がらない。</p>	<p>学校園や地域における教育課題の解決には、学校園・家庭・地域が協働して取り組むことが重要であることから、社会総がかりで子どもを育むため、引き続き、地域における人材を確保しながら、学校を拠点として、地域社会で子どもの健全な成長発達を促す「教育コミュニティ」づくりを一層推進してまいります。</p>
<p>内容 子どもたちと教育に予算最優先・最善の利益を</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育振興計画に盛り込むべき重点的、不可欠な内容について ・体育館にエアコン設置を <p>学校園の体育館等へのエアコン設置の年次目標を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館に司書を配置する <p>主体的で対話的で深い学びが求められています。読書や調べ物、自発的な学習を進めるために学校図書館の果たす役割は大きい。大阪市ではボランティアに頼っていますが、専任の司書を全校に配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助の拡充を <p>「アンケート調査」でも明らかになった「子どもの貧困」が増大する中で、子どもの教育を保障するため学校無償化と就学援助制度の拡充が求められます。就学援助の内容・手続きの改善へ具体的な計画を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校維持運営費は増額へ <p>教育活動に不可欠な学校の消耗品、教材費、光熱水道費、鑑賞費、建物修繕費などに使われる学校維持運営費の増額をすすめます。保護者負担の軽減をはかります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館にエアコン設置 <p>エアコンについては、快適で学習しやすい環境を整えるため、図書室や音楽室、パソコン教室、多目的室、中学校の家庭科調理室など、常時窓を開けられないなどの理由がある特別教室に順次設置しております。</p> <p>体育館のうち、小学校の体育館については、現在のところ設置の予定はございませんが、中学校体育館につきましては、大規模災害時の暑さによる高齢者や乳幼児などの災害弱者の方の二次被害の防止の観点と中学校の部活動等における生徒の熱中症対策としての効果も勘案して、令和4年度までに市内全中学校の体育館に空調機を設置する予定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館 <p>学校司書の配置により、学校図書館の活性化をより一層進めてまいります。</p> <p>その他、いただいたご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
<p>・学童保育の充実を 放課後の子ども達の安全安心と健やかな成長のために、放課後活き活き活動・学童保育の充実を進める。さらに地域に、児童館(1小学校に1館)、スポーツ施設、公園などの計画的な整備を関係諸機関と連携してすすめます。</p>	<p>区や関係局等が協力し、運動やスポーツに親しむ機会の確保に努めていきます。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>改善・改革するべき制度について ・職員会議の充実を進める。 学校教育発展のため、経験豊かな校長とともに全教職員の創意や英知を集約する場として職員会議は充実させる必要があります。 教職経験のない民間人校長の公募はトラブルが多くなじまない。 ・教職員の協力協同をはかる体制に作り変える 各学校園で教職員の創意工夫、自主的主体的な活動と協力協同の教育力を伸ばすための体制づくりをすすめます。子どもと触れ合う時間の確保、教材研究の時間確保、学校行事など教育指導における協力協同をすすめる体制づくりは、課題を解決するためにも重要です。 教職員を分断し孤立化させる「人事評価システム」や「授業評価アンケート」などは廃止します。 ・民意を反映した教育委員会に市民や保護者、子どもの多様な願いを反映した民主的で開かれた教育行政を進めるために、教育委員の準公選制を導入します。当面広く意見を反映するための教育委員を10名とします。</p>	<p>・校長の任用については「大阪市立学校活性化条例」に基づき、新たな発想や企画力、卓越した組織経営力により、魅力的で充実した教育活動が展開できる特色ある学校づくりを推進できる人材を広く求めるため、原則として内部及び外部からの公募により行うこととしております。また、外部人材の方には、それまで培われた経験をもとに、柔軟な発想力や企画力、組織マネジメント力により、創意工夫を凝らした取組を推進することを期待し、選考のうえ任用を行っております。 いただいたご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>通学時の荷物の軽量化 市の関係部局の職員は小学一年生の登校下校時の荷物の総重量を測ったことがあるのか?どれだけ重いことか。幼稚園や保育園を出たばかりの子にとって猛暑の時期にあの重さが悲嘆になるという認識はないのか。水筒を持っていかないと学校の水は飲めないのか。学校は日本じゃないのか。中学生の登下校時に猫背、前屈みな子がなのも荷物が多いから。</p>	<p>授業で使用する教科書やその他の教材、学用品、体育用品等が重くなりすぎることで、身体の健やかな発達に影響を生じかねないことなどの懸念や保護者等からの配慮を求める声が寄せられていることから、必要に応じて適切な配慮を講じるための工夫例が文部科学省より示されました。 そのことを踏まえ、本市教育委員会におきましても、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担などを考慮した適切な配慮について各校へ周知いたしました。 また、水筒を学校に持つてぐることにつきましては、感染症や熱中症への対策と考えており、各学校において、児童生徒の実態に応じた対応をしております。 なお、大阪市の水道水の水質は、厚生労働省で定められた水質基準値を十分に下回っており、各校においても、水質検査を行っていることから、学校の水道水を飲料水として利用することに問題ないと認識しております。</p>